51101－51200　第９　待期

51101－51150　１　待期

51101（1）待期の意義

基本手当は、受給資格者が当該受給資格に係る離職後最初に安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して７日に満たない間は、支給されない（法第 21 条）。これを待期という。

なお、待期は、受給資格者が当該受給資格に係る離職後最初に安定所に求職の申込みをした日から進行するものであり、その日以後において通算して７日の失業の認定が行われなければ待期は満了しない。

51102（2）待期日数

待期日数は、当該受給資格に係る離職後の最初の求職の申込みの日（受給資格の決定の日と同一の日とする。以下同じ。）から起算された通算７日の失業日数又は傷病日数である。

したがって、待期日数は、現実に失業し、失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定を受けた日数が連続して、又は断続して７日に達することが条件とされるのであって､当該受給資格に係る離職後最初に求職の申込みをした後、７日間に就職した事実があればその就職した日数、また、所要の失業の認定を受けなかった事実があればその認定を受けるべき期間の相当日数だけが先に持ち越される。

安定所における失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定があって初めて失業の日又は疾病若しくは負傷のため職業に就くことができない日として認められるものであるから、失業（傷病のため職業に就くことができない場合を含む。）の認定は待期の７日についても行われなければならない。

したがって、受給資格の決定をした際に、受給資格者に待期の満了後あらためて出頭するよう指示するのは誤りであり、受給資格の決定後、４週間に１回又は１か月に１回の失業の認定日を定めて受給資格者に知らせなければならない。

待期は、１受給期間内に１回をもって足り、受給期間内に就職して新たな受給資格を取得することなく、再び失業した場合には、最初の離職後において既に待期を満了している者については再び要求されない。

51103（3）待期満了と離職理由に基づく給付制限

給付制限期間が何月何日より何月何日までと確定するのは待期の満了後となるので、離職理由に基づく給付制限の処分は、通常待期の満了後の最初の認定日に待期の満了の日の翌日から起算して行う。

51201－51600　第 10　失業の認定

51201－51250　1　失業の認定の意義

51201（1）概要

受給資格者が基本手当の支給を受けるには、安定所に出頭し求職の申込みをした上、失業の認定を受けなければならない（法第 15 条第１項及び第２項）。受給資格者がこの失業の認定を受けようとするときには、失業の認定日に、受給資格者の住所又は居所を管轄する安定所（以下「住居所管轄安定所」という。）に出頭し、失業認定申告書（則様式第 14 号）に受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出した上、職業の紹介を求めなければならない（則第 22 条第１項、51301 参照）。

この失業の認定とは、安定所が受給資格の決定を行った者について、失業の認定日において、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間（以下「認定対象期間」という。）に属する各日について、その者が失業していたか否かを確認する行為であり、当該受給資格者が求人に面接したこと、安定所その他の職業安定機関（船員を希望する者については、地方運輸局、船員職業安定法第６条第４項に規定する特定地方公共団体、船員雇用促進センターを加える。）若しくは職業紹介事業者等（職業安定法第４条第 10 項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第４項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。53206 ホ参照）から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行う（法第 15 条第５項）。

また、その具体的な認定方法については、受給資格者の住居所管轄安定所の長は、提出された失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認して行う（則第 28 条の２）。認定対象期間中の全部又は一部の日について失業していなかったと確認することを失業の不認定という。

この場合の失業とは、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう（法第４条第３項）。（なお、求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない（法第 10 条の２）とされているところである。）

なお、失業の認定は、住居所管轄安定所において行われるものであるが、住居所管轄安定所が他の安定所に求職者給付及び就職促進給付に関する事務を委嘱した（則第 54 条）ときは、委嘱を受けた安定所において行われる。

51202（2）労働の意思

労働の意思とは、就職しようとする積極的な意思をいう。

すなわち、安定所に出頭して求職の申込みを行うのはもちろんのこと、受給資格者自らも積極的に求職活動を行っている場合に労働の意思ありとするものである。

51203（3）労働の能力

労働の能力とは、労働（雇用労働）に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的・肉体的及び環境上の能力をいうのであり、受給資格者の労働能力は、安定所において本人の体力、知力、技能、経歴、生活環境等を総合してその有無を判断するものである。

51204（4）職業に就くことができない状態

職業に就くことができない状態とは、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいうのである。この場合、安定所は、その者の職歴、技能、希望等を配慮した上で、職業紹介を行う。

51251－51300　2　失業の認定要領

51251（1）概要

イ　失業の認定は、求職の申込みを受けた安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行う（法第15条第3項）。

ロ　失業の認定は、原則として前回の認定日以後、当該認定日の前日までの期間について行うものであるが、認定日が、就職日の前日である場合、受給期間の最終日である場合又は支給終了日である場合は、当該認定日を含めた期間（前回の認定日から当該認定日までの期間）について失業の認定をすることもできる。

ただし、この場合、当該認定日に就労することも考えられるから、当日就労する予定がないことを確認し、かつ、当日就労した場合には直ちに届け出て基本手当を返還しなければならない旨を告げておく。

ハ　安定所が、失業の認定日に失業の認定を行うに当たっては、次の事項について確かめる。

㈠　当該安定所において受給資格者証又は受給資格通知を交付した受給資格者であるかどうか、又は委嘱若しくは移管の手続を経た受給資格者であるかどうか。

㈡　受給資格者本人であるかどうか。

㈢　所定の失業の認定日であるかどうか、及び前回の失業の認定日に出頭したかどうか。

㈣　労働の意思及び能力があるかどうか。

㈤　就職した日又は自己の労働による収入があったかどうか。

51252（2）受給資格者本人であるかどうかの確認

失業の認定は、受給資格者本人の求職の申込みによって行われるものであるから、代理人による失業の認定はできない（未支給失業等給付に係る失業の認定については、53104参照）。

本人であることの確認は、受給資格者証に貼付された本人の写真によって行う。（なお、50207(7)により写真の貼付を省略した者については、失業の認定に係る手続きの

タイミングごとに、マイナンバーカードを提示させることによって、本人であることを確認する。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

この確認で必要があると認めるときは、更に受給資格者に対して 50003(3)ハに掲げる書類及び当該書類に記載されている住所に受給資格者が実際に居住していることが確認できる公共料金の領収書等（この確認の際、50003(3)ハ(ｲ)又は(ﾛ)の書類を提示することができず、やむを得ず 50003(3)ハ(ﾊ)の書類として公共料金の領収書等を提示した場合を除く。）の提示を命じることができること（則第 28 条の 2 第 2 項）。

新規に個人番号の登録及びシステムに登録された個人番号の変更について申し出があれば、「個人番号登録・変更届」の提出を求め、50005(5)ロ（イ）及び（ロ）により個人番号及び身元（実在）確認を行った上で登録すること。なお、受給資格者証を提出できない場合でも、それが紛失したものであることが明らかであり、本人であることの証拠があるような場合には受給資格者証を再交付することもできる（則第 50 条、51054 参照）。また、受給資格者証を提出する（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）ことができないことについて正当な理由がある場合には、次回の認定日に必ず提出すべく指示して受給資格者証の提出（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証）のないまま失業の認定を行い得る（則第 22 条第 1 項ただし書）。

51253（3）所定の認定日であるかどうかの確認

失業の認定は、原則として、受給資格者について、あらかじめ定められた認定日に行うものであるから、所定の認定日に出頭しないときは、認定対象期間全部について認定しないこととなる。このため、受給資格者が失業の認定を受けるため安定所に出頭したときは、提出された受給資格者証の記録により、その日が当該受給資格者について定められた認定日であるかどうかを確認する。

マイナンバーカード利用者の場合は、受給資格通知に次回認定日が印字されないため、失業認定申告書に次回認定日を記載する等の方法により確認する。

なお、51252 のなお書により受給資格者証を提出しない（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行わない）場合については、システムを活用して当該者の支給台帳を確認する。

51254（4）労働の意思及び能力があるかどうかの確認

イ　概要

受給資格者について労働の意思及び能力があると確認されるためには、単に安定所に出頭して求職の申込みをしているだけではなく、真に就職への意欲をもち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要である。

失業の認定はロにより求職活動実績に基づいて行う。

失業の認定日には、認定対象期間の 28 日の各日について失業の認定を行うものであり、当該認定日以後の日については認定を行うことはできない。

しかしながら、当該認定日において認定対象期間の全部又は一部の日について失

業の認定を行わなかった場合であって、その判断の基礎となった事情がその後も継続するであろうと認められるときは、受給資格者に対し、その事情が継続する限り失業の認定はできないが、その事情がやめば認定を行い得るのでその事情がやみ、労働の意思及び能力が復活したときに安定所へ出頭するよう指導を行う。

失業の認定を行わなかったときは、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄及び失業認定申告書の「※連絡事項」欄に、その旨を記載し、その期間及び理由も記載しておく。

失業の要件である労働の意思及び能力の有無の判定は一律に機械的に行うことなく個々の事案について具体的な事情を考慮に入れて行うよう配慮しなければならない。

また、この際紹介担当部門からの連絡を待って判定すべき場合は、当該連絡に基づき認定係において判定するものであるが、この連絡方法等についてはあらかじめ定められた簡易な方法によることとし、紹介担当部門及び認定係の業務の運営に支障のないよう配慮しなければならない。

なお、自己の都合により退職し、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事又は家業の手伝い、加齢等による当人の肉体的能力の減退等が退職の原因となっていることも考えられるので、失業の認定に当たっては、このことに十分留意のうえ、ハにより慎重な判断を行う。

ロ　求職活動実績に基づく失業の認定

(ｲ)　失業の認定の対象となる求職活動実績の基準

a　求職活動の回数

(a)　基本手当に係る失業の認定日において、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間(法第 32 条の給付制限の対象となっている期間を含む。以下「認定対象期間」という。)に、求職活動を行った実績（以下「求職活動実績」という。）が原則２回以上あることを確認できた場合に、当該認定対象期間に属する、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。

(b)　ただし、次のいずれかに該当する場合には、上記(a)にかかわらず認定対象期間中に行った求職活動実績は１回以上あれば足りるものとする。

ⅰ　法第 22 条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者（50304 参照）である場合

ⅱ　基本手当の支給に係る最初の失業の認定日（以下「初回支給認定日」という。）における認定対象期間（待期期間を除く。）である場合

ⅲ　認定対象期間の日数が 14 日未満となる場合

ⅳ　求人への応募を行った場合（当該応募を当該認定対象期間における求職活動実績とする。）

ⅴ　巡回職業相談所における失業の認定（51901～51950 参照）及び市町村長の取次ぎによる失業の認定（51951～52000 参照）を行う場合

ⅵ　巡回職業相談所又は市町村取次ぎによる失業の認定の対象地域（管轄公

共職業安定所と当該自治体との間で「タブレット端末等を活用した受給資格決定等の実施に係る協定書」を締結している場合に限る。）に居住する受給資格者が、当該地域を管轄する市町村役場に来庁して、又は受給資格者の自宅からオンライン面談による失業の認定を行う場合

b　法第 33 条の給付制限を行う場合の取扱い

(a)　法第 33 条の給付制限満了後の初回支給認定日については、当該給付制限期間と初回支給認定日に係る給付制限満了後の認定対象期間をあわせた期間に求職活動を原則３回以上（給付制限期間が２か月の場合は原則２回以上、給付制限が１か月の場合は原則１回以上）行った実績を確認できた場合に、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。

(b)　(a)の給付制限期間中の求職活動実績の要件は、初回支給認定日に係る認定対象期間のみを対象とするものであり、それ以外の認定日については、ａの基準によって判断する。

c　求職活動実績の確認時等における積極的な職業紹介、職業相談の実施

(a)　認定時間の分散化等により、失業の認定日における受給資格者の職業紹介、職業相談が確実に行えるよう必要な配慮を行い、認定日における積極的な職業紹介に努める（則第 28 条の 2 第３項）。

(b)　離職理由に基づく給付制限を受けている者については、初回講習等の実施後できる限り早期に働きかけを行い、積極的な職業紹介、職業相談に努める（則第 48 条）。

(c)　その他受給資格者の再就職意欲を常に喚起しつつ、ニーズに的確に対応した職業紹介、職業相談を行うよう努める。

(ロ)　求職活動の範囲

求職活動実績として認められる求職活動は、就職しようとする積極的な意思を具体的かつ客観的に確認し得る活動であることを要し、受給資格者と再就職の援助者との間に、次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動及び求人への応募等がこれに該当するものである。

このため、単なる、職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動実績には該当しない。

a　安定所、（船員を希望する者については、地方運輸局、船員雇用促進センター）、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関をいう。以下同じ。）が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。なお、受給資格者の住居所を管轄する安定所以外の安定所が行う職業相談、職業紹介等を受けたことも当然に該当する。

b　求人への応募には、実際に面接を受けた場合だけではなく、応募書類の郵送、筆記試験の受験等も含まれる。

ただし、書類選考、筆記試験、採用面接等が一の求人に係る一連の選考過程

である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、一の応募として取り扱う。

⑹　求職活動実績の基準を適用しない場合

a　次の場合は、⑴の基準を適用せず、他に不認定となる事由がある場合を除き、労働の意思及び能力があるものとして取り扱う。

⒜　安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等（52702 参照）を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、安定所の指導により各種養成施設に入校する場合、公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合、安定所の職業指導により短期訓練受講費の対象訓練を受講している場合及び則第 115 条第４号に基づく出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合であって、下記ニに照らし、労働の意思及び能力があると認められる場合。

ただし、当該訓練等を受け終わる日（中途で取りやめる日を含む。）が含まれる認定対象期間を除く。

なお、当該訓練等を受け終わったことを１回の求職活動実績とし、一の認定対象期間から当該訓練等を受け終わる日を除いた期間が 14 日未満の場合は、当該１回の求職活動実績で上記⑴の基準を満たしたものとする。

また、ここでいう「安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合」には、受講のために待期している期間（52353(3)参照）及び変更指示により前後の訓練等の間に生じる訓練等を受けない日（52354(4)参照）を含む。

⒝　求人への応募に係る採否結果を得るまでに、一の認定対象期間の全期間を超えて時間を要する場合の当該一の認定対象期間。

なお、求人への応募に係る採否結果通知を受けたことを１回の求職活動実績とし、一の認定対象期間から採否結果通知を待っている期間（採否結果通知を得た日の前日まで）を除いた期間が 14 日未満の場合は、当該１回の求職活動実績で⑴の基準を満たしたものとする。

また、本来、職業紹介と求人への応募は一体的なものであることから、以上のような応募に係る採否結果を得るまでに期間を要する場合の取扱い及び⑴のａの⒝のⅳについては、安定所等から職業紹介を受けて応募した場合にも同様とする。

⒞　一の認定対象期間（支給終了の場合（受給期間満了の場合を含む。）の最終の認定対象期間に限る。）における支給対象の日数が７日未満となる場合の当該一の認定対象期間。

⒟　職業に就くため認定日を変更した場合における直前の認定日から就職日の前日までの認定対象期間。

b　次の場合は⑴の基準を適用せず、失業の認定に係る手続きについてはそれぞれの取扱いに従って処理する。

⒜　審査若しくは訴訟の結果により、安定所の処分を変更し、遡及して一括認定を行う場合（51451～51500 参照）及び受給資格決定時に就職困難者である

か否か判明していない場合であって当該一括認定の取扱いに準じて取り扱う場合（50304 ロ参照）

⑹ 受給資格者が死亡により失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給について、遺族の申請により失業の認定を行う場合（53101～53150 参照）

⑹ 激甚災害時における求職者給付の支給の特例、災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に係る失業の認定を行う場合（51701～51800 参照）

⑹ 解雇の効力等について争いがある場合の失業の認定の場合（53302 参照。なお、53305 に規定する本人の申出により条件付給付の取扱いから本給付の取扱いへの変更を行った場合を除く。）

⑹ 法第 15 条第４項第１号又は第４号に規定する理由により安定所に出頭することができず失業の認定を証明書により行う場合（当該理由により安定所に出頭できなかった期間に限る。）（51401 イ及びニ参照）

㈡ 求職活動実績の確認方法等

a 自己申告に基づく判断

求職活動実績については、失業認定申告書（則様式第 14 号）に記載された受給資格者の自己申告に基づいて判断することを原則とし、求職活動に利用した機関や応募先事業所の証明等（確認印等）は求めない。

b サンプリングによる事実確認の調査

各安定所ごとに、業務量等の実情を勘案して、サンプリング率（１％程度を目途）を設定し、利用した機関や応募先の事業所に問い合わせを行う等により求職活動実績の確認を行う。

この際、企業説明会など利用機関側で参加者個人を特定できないような場合は、実施日・内容が一致していることの確認で足りる。また、応募先の事業所で書類の廃棄等により応募した個人を特定できない場合等は、原則として受給資格者の申告に基づき判断する。

また、例えば、求職活動について虚偽の申告がなされている旨の通報があった場合には、原則として確認を行うとともに、求職条件と申告された求職活動内容に矛盾が見られる場合、記載漏れや誤記等が多い場合など、失業認定申告書の記載内容に疑義がある場合にも必要に応じ同様の確認を行う。

これらの確認の結果が受給資格者の申告と一致しないときは、受給資格者に事実関係を確認し、申告が事実に反することが確認された場合は、失業の認定の際の虚偽の申告として処理する。

c 求職活動実績に係る事実確認を行う旨の周知徹底

失業認定申告書により申告のあった求職活動実績については、安定所から利用した機関や応募先事業所への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と相違する場合は不正受給として取り扱う旨、あらゆる機会を通じ、受給資格者に対し周知徹底を図ること。

ハ 労働の意思又は能力があるかどうかの確認については、慎重に取り扱うべきもの

⑴ 妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事、家業手伝いのため退職した者

この者は、離職理由そのものから一応労働の意思を失ったもの（又は環境上職業に就き得ない状態にあるもの）と推定される。

ただし、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件であればなお就職可能である場合、当該退職が、母体保護、育児、看護その他家事、家業手伝いに専念するためではなく、労働の意思能力とは関係がないと認められる他のやむを得ない理由（例えば通勤可能地域外への住居移転の必要）に基づくこと、又は退職後（通常相当期間を経過して）退職の原因となった理由に変化のあったことが確認された場合等であって、真に労働の意思又は能力があると認められる場合はこの限りではない。

(ﾛ) 求職条件として短時間就労を希望する者

雇用保険の被保険者となり得る求職条件（20303 ロ及びハに留意）を希望する者に限り労働の意思を有する者と推定される。

(ﾊ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者

労働の意思を有する者として扱うことはできない。

ただし、求職活動と並行して創業の準備・検討を行う場合にあっては、その者が自営の準備に専念するものではなく、安定所の職業紹介に応じられる場合には、労働の意思を有する者と扱うことが可能であるので慎重に取り扱うこと。自営の準備に専念するものか否かの判断については、50102(2)ロ(ﾆ)参照。

(ﾆ) 職業指導を行ったにもかかわらず、特別の理由がないのに安定所が不適当と認める職業又は不当と認める労働条件その他の求職条件の希望を固執する者

この者は、一応労働の意思がないものと推定される。

これには次のような２つの場合が考えられる。

a 安定所が適職又は適当な労働条件（離職前の賃金より低い賃金の場合も含む。）と認めるものを忌避し、未経験の職業又は不当に高い労働条件、その者の学歴、経歴、経験その他の条件からみて無理な職業又は労働条件の希望を固執する者

b 当該労働市場又は近隣の労働市場（当該労働市場又は近隣の労働市場において、就職が困難と認められる職種を希望する場合には、本人が具体的に移転就職を希望する地域を含む。）においては、就職することがほとんど不可能と認められる職種、労働条件その他の求職条件の希望を固執する者

(ﾎ) 循環的離職者は、離職前事業所以外の事業所への就職を希望していない場合には労働の意思があるものとは認められないものとし、ロの(ｲ)の求職活動の回数については、離職前事業所への求職活動を除いて２回以上あることを確認する。

(ﾍ) 老衰、疾病、負傷又は産前産後等本人に固有な精神的、肉体的諸原因により通常のいかなる職業にも就くことができない（適職なし）と認められる者であって、公共職業訓練等を行う施設（以下「訓練施設」という。）にも入校（所）させることができない者（判定の困難な場合は、当該労働市場又は近隣の労働市場において、雇用されることの可能性の有無を考慮する。）

例えば、次のような者で医師の証明等により労働の能力のあることが立証できない者であり、この者は、一応労働の能力がないものと推定される。

a　老衰の著しい者

b　高度又は悪質伝染性の疾病、負傷中の者

c　高度の身体障害により常に介護を要する者、労務に服することができない者、又は特殊の技能を有するものでなければ、通常のいかなる職業にも就く能力がない（適職なし）と認められる者であって、訓練施設にも入校（所）させることのできない者

d　産前６週間以内の女子及び産後８週間以内の女子（産後の場合は、医師の証明のあるときは６週間以内）

産前６週間に至らない妊娠女子であっても、本人の身体の状況、当該労働市場又は近隣の労働市場の通常の求人状況その他の事情を総合的に判断して、雇用の可能性がないと認められる者は、労働の能力がないものとして取り扱う。なお、妊娠の状況の確認は、主として母子健康手帳（いわゆる母子手帳）の提示を求めること等によって行うこととし、確認に際しては、受給資格者の心証を害さないよう十分慎重に注意することが必要である。

(ﾄ)　労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付その他これに相当する給付（53003 ロ(ﾆ)に掲げるもの）の支給を受けている者

この者については、一般に労働の能力がないものと判断されるが、一日のうち一部の時間労働不能であることにより、労働基準法第 76 条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受けている者であって医師の証明等により被保険者となりうる条件での労働の能力のあることが立証できる者はこの限りでない。

なお、療養の状態が継続した期間が 14 日以内の場合には、証明認定を行うことができるので留意する。

(ﾁ)　家事、家業又は学業等の都合により他の職業に就き得ない状態に在る者

例えば次のような者である。

a　乳幼児の保育、老病者の看護等のため、本人が家庭から離れられない事情にある者（ただし、乳幼児保育中の者については、その者の住所若しくは希望する求職条件の職場の近隣又は通勤経路上の適当な場所に保育所等保育のための施設又は親族等があり、その施設を利用し又は親族等に保育を依頼することができ、通勤も可能であると認められる場合を除く。）

b　結婚準備のため又は結婚生活のため他に就職し得ない事情にある者

c　農業、商業等家業の繁忙期に手伝いをする必要があるため、他に就職し得ない事情にある者（常時この状態にある者は、職業を有する者と認めるべきである。）

d　昼間学生（20303 ニ(ｲ)から(ﾆ)に該当する者を除く。）

この者は、一応労働の能力がないものと推定される。

(ﾘ)　所定の認定日に不出頭の者（51401～51450 の証明認定による者を除く。）及び職業紹介又は職業指導を受けるために安定所に出頭すべき呼出日等に不出頭の者

前回認定日不出頭の者及び呼出日等に不出頭の者（以下「前回認定日等不出頭者」という。）は今回の認定日に係る認定対象期間中は、一応労働の意思又は能

力がないものと推定される。

ただし、当該認定対象期間中に次のａからｅまでに該当する事実がある場合はこの限りではない。

ａ　就職（安定所の紹介によると否とを問わない。）

ｂ　求人者への応募

ｃ　各種国家試験、検定等の資格試験の受験

ｄ　安定所の指導による各種養成施設への入所又は各種講習の受講

ｅ　安定所への出頭

したがって、失業認定申告書の記載等によりこれらの事実が確認される場合には、今回の認定日に係る認定対象期間については、原則どおり当該認定対象期間に属するそれぞれの日について、失業の状態にあったかどうかを確認し、失業の認定又は不認定を行うものとする。

また、これらの場合であっても、不出頭であった前回認定日又は呼出日の当日については、原則として失業の不認定を行う。

ただし、当該日について求人者との面接若しくは採用試験の受験の事実又は上記ｃ若しくはｄに該当する事実があることが明確に確認される場合はこの限りではない。

なお、認定日における失業の認定は、当該認定日に係る認定対象期間についてのみ行い得るのであり、他の認定日に係る認定対象期間については行い得ないのであるから、受給資格者が前回の認定日に出頭しなかった場合には、当該前回の認定日に係る認定対象期間については、今回の認定日において、認定し得ない。また、前回認定日又は呼出日等に出頭できなかった状態が継続する場合の当該継続する期間の失業の認定の取扱いについては、さらに㈬参照。

㈬　安定所に出頭することができない状態が継続する者

次のａ又はｂの場合以外の場合であって、安定所に出頭することができない状態が継続した場合は、その期間が 15 日以上であるときは、その期間のすべての日について、労働の能力がないものとして失業の不認定を行う。

なお、出頭することができなかった期間に失業の認定日又は呼出日等が含まれる場合の失業の認定の取扱いについては、さらに㈪参照。

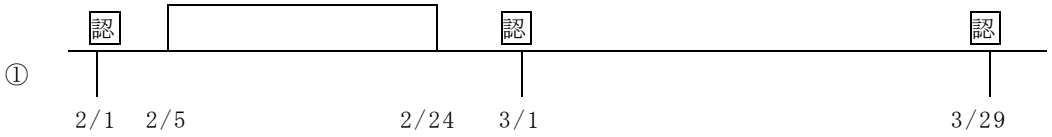
ａ　㈪のａの理由により安定所に出頭することができない場合

就職している期間のすべての日について失業の不認定を行う。

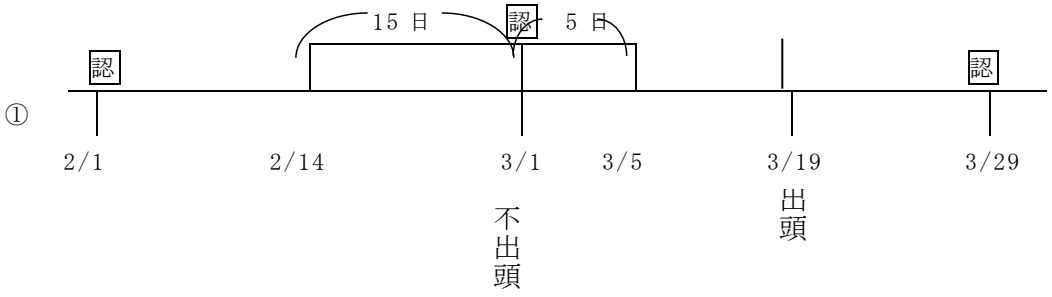
ｂ　㈪のｂ～ｄの理由及び法第 15 条第４項各号に該当する理由により安定所に出頭することができない場合

その期間のすべての日について失業の認定を行い得る。

〔例示〕不認定とすべき日が継続して 20 日あるとき



3／1 の認定日数は８日間となる。



3／29 の認定日数は 3／6～3／28 の 23 日間となる。

なお、安定所に出頭できない理由が病気であり、傷病手当を受ける場合は 53006 参照。

㈥ 妊娠、出産、育児等の理由により、受給期間が延長（50261-50290）された者又は事業の実施による受給期間の特例（50291-50300）を受けた者

受給期間が延長された又は受給期間の特例を受けた者（受給資格の決定を受けていた者に限る。）については、延長事由がやんだ後又は事業を休廃業した後の最初の所定認定日において、延長事由がやんだ日又は事業を休廃業した日の翌日以後の失業の認定を行い得る（50293 参照）。

なお、延長事由の生じた日又は事業開始日（50293 の事業に専念し始めた日又は事業の準備に専念し始めた日を含めた受給期間の特例の対象となる初日をいう。）の直前の期間については、当該期間の所定認定日又は認定日の変更により変更された認定日に本人が出頭した場合にのみ、失業の認定を行い得る。

ニ　公共職業訓練等を行う施設等への入校（所）者等の取扱い

㈠ 安定所長の指示を受けずに公共職業訓練等を行う施設へ入校（所）している者は、原則として労働の意思及び能力があるものとして取り扱う。

㈡ 安定所の指導を受けずに各種養成施設へ入校（所）した者については、その者が常に安定所の職業紹介に応じられる状態であり、また自らも積極的に求職活動をしている場合には、失業の認定を行うことができる。

㈢ ㈠及び㈡における訓練等が長期にわたる場合には、その者の労働の意思及び能力の有無の確認については慎重に行う。

ただし、受給資格者である身体障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、き

ゅう師等に関する法律第２条第１項にいう文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設に入校（所）した場合（盲学校の本科を除く。）は、当該養成訓練の期間が長期にわたる場合であっても、失業の認定を行って差し支えない。

なお、これらの者については、安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合と異なり、法第 15 条第４項第３号及び法第 24 条の各規定は適用されないものであるので、留意する。

㈡　雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講は、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講するものであるので、原則として労働の意思及び能力があるものと取り扱うことができる。

51255（5）就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認

失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就職した日があるときは、就職した日についての失業の認定は行わない。

また、その期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の額に応じて基本手当等の支給額を減額する場合がある。

この場合受給資格者は、就職した日又は自己の労働により収入を得た日の後における最初の失業の認定日に当たって、就職した日数、自己の労働により得た収入の額等を安定所に届け出なければならないのであるが、認定係は受給資格者に対し就職した日の有無を問い、また疑問のある者に対してはその事実について調査を行い確認を行わなければならない。

なお、雇用関係を設定する契約が、現実に契約が締結された日より前の期間を含む期間について締結され、かつ遡及に係る期間について賃金相当額が支給された場合であっても、遡及に係る期間（既に就労を行っていた期間（日）を除く。）については、就職していた期間又は「自己の労働によって収入を得るに至った」期間とは認められないので、その期間については支給した基本手当等を過誤払として返還させることはできない。

就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても被保険者となる場合を含む。）をいい、現実の収入の有無を問わない。

自己の労働による収入とは就職には該当しない短時間の就労等（「以下「短時間就労」という。）による収入であり、原則として１日の労働時間が４時間未満のもの（被保険者となる場合を除く。）をいう（雇用関係の有無は問わない）。

なお、１日の労働時間が４時間未満であっても、それに専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合は、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

就職又は自己の労働によって収入を得た場合に係る判断に当たっては、次の点に留意する。

イ　就職

(ｲ)　次の期間は、実際に就労しない日を含めて就職しているものとして取り扱う。

①　一の雇用契約において被保険者（法第 37 条の 5 第 1 項の申出により高年齢被保険者となる場合を含む。）となっている期間

②　契約期間が７日以上の一の雇用契約における週所定労働時間が 20 時間以上であって、かつ、１週間の実際に就労する日が４日以上の場合は、当該一の雇用契約に基づいて就労が継続している期間

(ﾛ)　上記(ｲ)の①及び②以外の場合は、当該一の雇用契約に基づいて就労している場合であっても、実際に就労した日ごとの契約とみなして取り扱う。

また、１日のうちに複数の異なる就労がある場合は、それらの労働時間を合算した時間で判断し、一の就労が複数の日にわたる場合は、当該就労の最初の日の就労に属する労働時間として取り扱う。

(ﾊ)　自営業を開始するための準備については、１日の当該準備に係る活動時間が４時間以上ある場合は就職とみなして取り扱う（下記ロ(ｲ)の場合を除く。）。

(ﾆ)　国内におけるボランティア活動であって、受給期間の延長事由に該当しないものについては、１日の活動時間が４時間以上の場合は就職（下記ロ(ｲ)の場合を除く。）、４時間未満の場合は交通費等の実費弁償の部分を除き自己の労働による収入とみなして取り扱う。

ただし、ボランティア活動に専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合には、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

また、海外におけるボランティア活動は、受給期間の延長事由に該当する場合を除き、就職とみなして取り扱う。

(ﾎ)　自営業を開始するための準備、請負・委任による労務提供、在宅の内職など労働時間の管理が専ら受給資格者に委ねられている場合の、１日の労働時間が４時間以上であったか否かの判断は、原則として受給資格者の自己申告に基づき行うものとし、必要に応じて地域の相場等により申告の妥当性を確認するものとする。

また、自営業の準備、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動等については、原則として日ごとの契約により就労しているものとみなす。

ただし、請負契約、ボランティア契約（無償である場合を除く。）等の契約において継続的に就労することが明確である場合は、上記(ｲ)の「週所定労働時間」を「１週の平均的な労働時間」と読み替えることにより取り扱うものとする。

なお、一の契約において日ごと又は週ごとの労働時間が変動する場合は上記(ﾛ)と同様に取扱う。

(ﾍ)　商業、農業等の家業に従事した場合については、１日の労働時間が４時間以上の場合を就職（下記ロ(ｲ)の場合を除く。）、４時間未満の場合を自己の労働によって収入を得た場合（下記(ﾄ)の場合を除く。）として取り扱う。

(ﾄ)　自営業の準備、自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職等については、１日の労働時間が４時間未満であっても、それに専念するため安定所の職業紹介にすぐには応じられないなど、他に

求職活動を行わない場合は、就職しているものとして取り扱う。自営の準備に専念するものか否かの判断については、50102(2)ロ(ﾆ)参照。

受給資格者を代表取締役とする会社設立の登記が行われた場合（実際に営業を開始したかは問わない。）は、登記の日以後、安定所の職業紹介にすぐには応じられない状態であり就職したものと同様に取り扱うことが妥当である。

ただし、代表取締役とする登記が行われた場合であっても、次に掲げるすべての要件を満たす者については、安定所の職業紹介にすぐに応じられない状態であるとは言い切れないため、安定所の職業紹介にすぐに応じられる状態であることが確認できれば、就職していないものと取り扱う。

① 相続によって法人の代表取締役となったこと

② 当該法人の経営実態がすでに失われていること

③ 相続前から受給資格決定に係る確認時までに当該法人の経営に携わっておらず、今後も当該法人の経営に携わる予定がないこと

①については登記事項証明書（登記情報連携システムを検索することで添付を省略する場合の対象外とする。）、住民票等により、②については税務署長あて提出する異動届出書、当該法人の確定申告等（必要に応じ当該法人の事務所の現地確認を行うこと）により、③については書面にて本人の疎明をとることによりそれぞれ確認を行うこと。

(ﾁ) 次の場合は、1日の労働時間にかかわらず就職しているものとみなして取り扱う。

① 会社の役員（株式会社又は有限会社の取締役又は監査役。合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員）に就任している場合（非常勤の取締役、監査役等であって、報酬を1日当たりの自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（法第19条第1項に規定する額）の範囲を超えて受けないことが確実と認められる場合を除く。）

② 地方公共団体の長への就任

(ﾘ) 受給資格者が日雇労働者として雇用され、同一の事業主の適用事業所に前2月の各月において18日以上雇用されたこと、又は同一の事業主の適用事業所に継続して31日以上雇用されたことにより、一般の被保険者として取り扱われるに至った場合には、被保険者資格を得た者については就労しない日があっても失業としない（なお、この者は、その事業所を離職しない限り他の事業所に就労しても日雇の被保険資格を取得しない取扱いとされる。）（90251参照）。

(ﾇ) 公認会計士、弁護士、司法書士等の資格を有する者については、これらの資格制度を規定する法律等に基づき、名簿等に登録を受けている場合であっても、失業している旨、事務所を設立して開業している事実がない旨等の申立てが行われた場合には、当該名簿等に登録を受けていることのみをもって就職しているものとして取り扱うことはしないこと（50102(2)ロ(ﾆ)参照）。

ロ 自己の労働によって収入を得た場合

(ｲ) 自営業の準備、自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任

による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動等については、１日の労働時間が４時間以上であっても、１日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満のときは、自己の労働によって収入を得た場合として取り扱う。

この場合においてもそれに専念するため安定所の職業紹介にはすぐには応じられないなど、他に求職活動を行わない場合には、当然に、労働の意思及び能力がないものとして取り扱う。

自営の準備に専念するものか否かの判断については、50102(2)ロ(ﾆ)参照。

受給資格者を代表取締役とする会社設立の登記が行われた場合（実際に営業を開始したかは問わない。）は、登記の日以後、自営業の準備に専念し、安定所の職業紹介にすぐには応じられない状態であり労働の意思及び能力がないものとして取り扱うことが妥当である。

ただし、代表取締役とする登記が行われた場合であっても、次に掲げるすべての要件を満たす者については、安定所の職業紹介にすぐに応じられない状態であるとは言い切れないため、安定所の職業紹介にすぐに応じられる状態であることが確認できれば、就職していないものと取り扱う。

①　相続によって法人の代表取締役となったこと

②　当該法人の経営実態がすでに失われていること

③　相続前から受給資格決定に係る確認時までに当該法人の経営に携わっておらず、今後も当該法人の経営に携わる予定がないこと

①については登記事項証明書（登記情報連携システムを検索することで添付を省略する場合の対象外とする。）、住民票等により、②については税務署長あて提出する異動届出書、当該法人の確定申告等（必要に応じ当該法人の事務所の現地確認を行うこと）により、③については書面にて本人の疎明をとることによりそれぞれ確認を行うこと。

なお、この場合の１日当たりの収入額は、一の失業の認定対象期間に同一の就労によって得た収入を当該就労した実際の日数で除して得た平均の額とする。

(ﾛ) 次の場合は、１日の労働時間にかかわらず、自己の労働による収入とみなして取り扱う。

①　公選による地方公共団体の議員の報酬及び期末手当

②　離職に当たり、未払賃金、退職金等の弁済として原材料等を受け、これを加工販売している場合であって売上額のうちそれに使用した原材料等の価格（弁済を受けた当時の評価額により定める。）を超える部分

③　業としておらず、たまたま依頼されて行ったものについての原稿料

④　障害者が就労継続支援Ｂ型事業所等での就労によって得た賃金

(ﾊ) 次の場合は、就職に該当しないことはもちろん、自己の労働によって収入を得た場合とは判断されない。

①　扶助金、恩給、退職手当、社会保険給付金、財産収入等は自己の労働によって収入を得た場合とならない。

②　懸賞応募等については、懸賞金等を受けても通常自己の労働によって収入を得た場合とならない。

③　労働施策総合推進法第 18 条の規定に基づく各種手当は自己の労働によって収入を得た場合とならない。法第 63 条第１項第３号、障害者の雇用の促進等に関する法律第 14 条及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 24 条第１項の規定によって安定所長が受給資格者に職場適応訓練を受けることを指示した場合、委託事業主から訓練のための実習益金から手当、報奨金、その他の名目で金員等が支給されるとき、これらの金員等については、当該金員等が交通に要する費用、昼食代等当該受給資格者の職場適応訓練受講中に提供する労働と対応関係になく任意に支給されるものであるときは自己の労働によって収入を得た場合とならない。

51256（6）登録型派遣労働者に係る留意事項

イ　受給資格者が被保険者とならないような派遣就業を行った場合は、通常、その雇用契約期間が「就職」していた期間である。

ロ　受給資格者に対し、失業認定申告書の記載要領等について説明を行う際（51301 ロ参照）、派遣就業の申告についても説明を行い、不正受給の防止を図る。

51301－51350　３　失業認定申告書

51301（1）失業認定申告書

イ　受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄安定所に出頭し、失業認定申告書（則様式第 14 号）に受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出しなければならない（則第 22 条第１項）。

また、認定対象期間中に自己の労働によって収入を得たときは、失業認定申告書により、その収入の額その他の事項を届け出なければならない（法第 19 条第３項及び則第 29 条第１項）。

ロ　失業認定申告書の記載要領については、受給資格者に対して、受給資格の決定を行った後の最初の失業の認定日までに、必ず個別又は集団的に説明しておく。

なお、集団的に説明する場（ロにおいて「説明会」という。）にこども連れ等で参加せざるを得ない旨の事情を把握した場合は、下記の例を参考に、可能な限り本人の意向を尊重し、本人が置かれている事情を勘案して柔軟に対応すること。

⑴　こどもの預け先を確保して、受給資格者本人のみで参加することのできる日がある場合は、その日程の説明会に参加させる。

⑵　一般の受給資格者とは別に、こどもを連れて参加する者のみを集めて説明会を実施する。

⑶　求職申込み又は受給資格決定のために来所した際に、個別に説明する。

ハ　公共職業訓練等を受講中の受講生が自己の労働により収入を得た場合には、受講生は訓練施設の長に対し届出を行い、訓練施設の長はこれを安定所長に通知することとして差し支えない。

なお、この場合には、公共職業訓練等を行う施設の長に対し、受講証明書の提出の際に、受講生の自己の労働による収入の額その他の事項を、失業認定申告書によ

り管轄安定所長に対し連絡するよう指導する。

51302（2）失業認定申告書の事務処理

イ　認定係は、失業の認定日に受給資格者から失業認定申告書の提出を受けた場合は、次の要領により処理する。

⑴　失業認定申告書の１欄の「した」に○印が付され、右側のカレンダーに○印が付され、又は×印が付され２欄に収入のあった月日、日数、収入額等が記載されている場合は、その申告の具体的内容を把握し、51255 に示す就職、内職等に該当するときは、所要の処理を行う。

この場合、失業認定申告書に就職又は内職等と記載されていても、受給資格者の主観的判断によって記載され、51255 に示す就職又は内職に該当しない場合もあるから留意する。

⑵　失業認定申告書の３欄は、労働の意思及び能力の有無を判定するための資料とする。

この際、まず、⑴欄の「活動日」、「利用した機関」、「求職活動の内容」により 51254 のロの基準に該当するか否か確認を行う。

また、⑵欄については、⑴欄の求職活動以外で事業所の求人に応募したことがある場合に記載するものであり、その応募状況等について⑴欄と同様に確認する。51254 のロ㈡ｂにより当該利用した機関や応募先の事業所に問い合わせを行う等により求職活動実績の確認を行う（各安定所ごとに業務量等を勘案しつつ、認定日当日を原則に、できるだけ早く行うこと。）。

また、安定所が行う初回講習・就職活動支援セミナー等への参加については、受給資格者証の記録、失業認定申告書や受給資格通知への記録、あるいは安定所が作成した参加者名簿、参加証明書等により確認する。

⑶　失業認定申告書の４欄は、主として将来の労働の能力の有無を判定するための資料とするものであるから、４欄の「応じられない」に○印が付され、その応じられない理由のいずれかの記号に○印が付されている場合は、その実情を聴取して何日から労働の能力がなくなるか（なくなったか）又は就職状態（自営業の開始（準備）を含む。）に入るかを確かめ、その日以後は、労働の能力が復活しない限り又は再び離職（又は自営業の廃止）しない限り、失業の認定を行わない旨を受給資格者に説明する。

⑷　失業の認定を行ったときは、失業認定申告書の「※公共職業安定所記載欄」の「認定対象期間」欄及び「基本手当支給日数」欄に記載（認定対象期間の全部について失業の不認定を行った者については、「全部不認定」と記載する。）した上、「取扱者印」欄に取扱者印を押印するか又はその者にあらかじめ定められた番号を記載する。

ただし、この「認定対象期間」欄及び「基本手当支給日数」欄の記載については、初回認定の場合、支給終了又は受給期間満了の際の認定の場合、認定日変更の取扱いがあった場合、就職又は就労の事実について届出があった場合、求職活動の実績がないために不認定を行った場合等例外的な場合にのみ記載することと

し、通常の場合には、当該欄への記載を省略し取扱者印の押印のみをもって通常の認定対象期間のすべての日について認定したことの記録として差し支えない。

(ﾎ) 認定係は、失業の認定を受けた者（全部不認定の者を含む。）に係る失業認定申告書の所要欄に必要事項を記載の上、当該申告書により所要のデータをセンターに入力することにより受給資格者証又は受給資格通知及び支給台帳に所要の記載及び記録を行った上、失業認定申告書を受給資格者証又は受給資格通知とともに審査係に回付する。

また、受給資格者証の備考欄は、失業の認定を行った担当者の印又はその者についてあらかじめ定められている番号を押印または記載する（受給資格通知の場合は不要）。

ただし、認定係のこの処理を省略し、審査係において一括処理することとして差し支えない。

なお、前回認定日不出頭のため認定を行わなかった期間がある場合は「認定日に来所がなかったため○年○月○日から○年○月○日まで不認定」である旨、受給資格者証の第３・４面又は受給資格通知の処理状況欄を使用して記載する。

ロ 審査係は、当該受給資格者証の処理状況欄に記載された内容及び失業認定申告書等について審査を行った上、これを給付係（求職者給付及び就職促進給付の支払に関する事務を担当する係をいう。以下同じ。）へ回付するとともに失業認定申告書を保管する。「操作者印」の押印については「取扱者印」に準じた取扱いを行って差し支えない。

また、上記の処理を審査係において一括処理する場合には、認定担当者印の押印を省略する。

なお、全部不認定の者に係る受給資格者証又は受給資格通知については審査係から本人に返付又は交付する。

様式第14号（第22条関係）（第1面）

失業認定申告書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別　11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。

ア　した（就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。）

イ　しない

月							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

月							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

（あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。）

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。

収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分	
収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分	
収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分	

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

ア　求職活動をした

(1)求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
（電話番号　）				(ア)知人の紹介 (イ)新聞広告 (ウ)就職情報誌 (エ)インターネット (オ)その他	
（電話番号　）				(ア)知人の紹介 (イ)新聞広告 (ウ)就職情報誌 (エ)インターネット (オ)その他	

イ　求職活動をしなかった　（その理由を具体的に記載してください。）

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。

ア　応じられる

イ　応じられない　→　イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第２面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。　（ア）　（イ）　（ウ）　（エ）　（オ）

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア　就職　（1）公共職業安定所又は地方運輸局紹介　（2）地方公共団体又は職業紹介事業者紹介　（3）自己就職　月　日より就職（予定）　（就職先事業所）事業所名（　）所在地（〒　）電話番号（　）

イ　自営　月　日より自営業開始（予定）

雇用保険法施行規則第２２条第１項の規定により上記のとおり申告します。

令和　年　月　日（この申告書を提出する日）

公共職業安定所長
地方運輸局長　殿

受給資格者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

支給番号（　）

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄				
1.支給番号		2.未支給区分	（1 未支給）	3.待期満了年月日
4.支給開始		5.内職又は手伝いによる収入		6.基本手当支給日数
7.就職手当支給日数		8.就職手当に相当する特別給付支給日数		9.就職年月日一緒届

次回認定日・時間	認定対象期間	※連絡事項			
月　日　時から　時まで	月　日ー　月　日		備考	取扱者印	操作者印

(R8.4)

様式第14号（第22条関係）（第2面）

注　意

1　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

2　申告は正しくすること。**申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出**した場合には、以後**失業等給付を受けることができなくなる**ばかりでなく、**不正に受給した金額の返還**と更にそれに加えて**一定の金額の納付**を命ぜられ、また、**詐欺罪**として刑罰に処せられることがあること。

3　1欄及び3欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。

4　1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。

5　1欄及び2欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものであること。

　なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1欄に記載すること。

6　3の(1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。

7　3の(2)欄には、3の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

　また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

8　4欄の「イ　応じられない」に○印をつけた人は、その理由を次に掲げる(ア)～(オ)の中から選んで、4欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。

(ア)　病気やけがなど健康上の理由
(イ)　個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）
(ウ)　就職したため又は就職予定があるため
(エ)　自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
(オ)　その他

　なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（　）内に具体的に記載すること。

（　　）

9　※印欄には、記載しないこと。

(R8.4)

51351－51400　4　認定日の変更

51351（1）概要

イ　失業の認定は、原則として、受給資格者についてあらかじめ定められた認定日に行うものであるが、受給資格者が職業に就くためその他やむを得ない理由のため、所定の認定日に安定所に出頭できない場合には、受給資格者の申出により、安定所長が変更することができる（則第23条第1項第1号）（50901参照）。

ロ　「職業に就くためその他やむを得ない理由」とは、次に掲げるような理由をいう。なお、次に掲げる理由以外の理由で、認定日を変更することが適当と考えられるものについては、その事例が生じた都度、本省あて具体的な事例を付して照会する。

㈠　「就職」（51255参照）する場合（安定所の紹介によると否とを問わない。）

㈡　法第15条第4項各号に該当する場合（51401参照）

㈢　安定所の紹介によらないで求人者に面接する場合（採用試験を受験する場合を含む。）

㈣　各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

㈤　安定所長の推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、安定所の指導により各種養成施設に入所する場合、各種講習を受講する場合、教育訓練給付の対象教育訓練を受講する場合（ただし、対象教育訓練の受講日の変更が困難である場合に限る。）、安定所の職業指導により短期訓練受講費の対象訓練を受講する場合（ただし、対象教育訓練の受講日の変更が困難である場合に限る。）、又は則第115条第4号に基づく出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合（ただし、当該委託訓練・講習等の受講日の変更が困難である場合に限る。）

㈥　同居・別居問わず、親族（民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合

㈦　㈥と同範囲の親族の危篤又は死亡及び葬儀

㈧　配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事

㈨　受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等を含む。）又は㈥と同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合

㈩　子弟の入園式・入学式又は卒園式・卒業式への出席

㈪　選挙権その他公民としての権利を行使する場合

㈫　前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの

例えば、㈡に準ずる理由としては、暴風雨等により災害発生のおそれのある場合がこれに該当する。

なお、次のａからｉまでの場合は、「社会通念上やむを得ないと認められる」ときは、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

ａ　親族の配偶者の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（㈥に準ずる。）

ｂ　親族の配偶者の危篤又は死亡及び葬儀（㈦に準ずる。）

ｃ　死亡した父母、配偶者又は子が生前所属していた団体等が主催する合同慰霊祭等への出席（㈦に準ずる。）

ｄ　仲人としての婚姻の儀式への出席（㈪に準ずる。）

ｅ　地方公共団体が主催する成人式への出席（㈪に準ずる。）

ｆ　永年勤続表彰式への出席（配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。）（㈪に準ずる。）

ｇ　勲章の授与式への出席（配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。）（㈪に準ずる。）

ｈ　裁判員として司法の場への出頭（（ル）に準ずる。）

ｉ　消防団員として出勤義務のある火災消火活動、訓練、出初め式等への参加

ハ　認定日変更の申出は、原則として、事前になされなければならない。

ただし、変更理由が突然生じた場合、認定日前に就職した場合等であって、事前に認定日の変更の申出を行わなかったことについてやむを得ない理由があると認められるときは、次回の所定認定日の前日までに申し出て、認定日の変更の取扱いを受けることができる。

ニ　法第 15 条第４項各号に該当する場合は、原則として 51401～51450 により処理すべきものであるが、受給資格者が次回の所定認定日前に出頭した場合で、上記によって認定日の変更をなし得ると認めたときは、本取扱いによっても差し支えない。

したがって、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等の受講のため、所定の認定日に安定所に出頭できない場合は、当該公共職業訓練等を行う施設への入校（所）の前日（前日が日曜日、国民の祝日に関する法律第２条に規定する国民の祝日又は１月２日、１月３日若しくは 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日（以下単に「休祝日」という。）の場合は当該休祝日（その日が引き続く場合は、その最初の日）の前日）を失業の認定日として指定し、当該指定認定日にその日の直前の認定日から当該指定認定日分までについての失業の認定をすることとして差し支えない。

なお、入所日の前日が休祝日の場合で当該休祝日（その日が引き続く場合は、その最初の日）の前日を失業の認定日として指定したときは、当該公共職業訓練等を行う施設の協力を得て、その者が仮に入校（所）しないとした場合における次回の所定認定日までにその者を安定所へ出頭させることとし、当該休祝日（その日が引き続く場合は、そのすべての日）にその者が失業の状態にあったことが確認される場合に限り、その日分について失業の認定をする。

ホ　就職のため所定認定日に安定所へ出頭することができず、所定認定日前に安定所へ出頭した場合には、当該出頭日が就職日の直前の日でない場合であっても認定日変更の取扱を行い当日分までの日について失業の認定を行うことができる。

ヘ　職業に就くため認定日を変更した場合であって、当該変更された認定日が就職日の直前の日でないときには、当該変更された認定日の翌日から就職日の直前の日までが認定されないまま残されることとなる。この場合受給資格者が次回の所定認定日（認定日が変更される前からあらかじめ定められていた所定認定日のうち、当該変更された認定日の次の所定認定日をいう。また、就職に伴う住所又は居所の移転

によって管轄安定所が異なることとなった場合には、移転前の管轄安定所における次回の所定認定日をいう。）までに申し出れば、その申出の日を認定日として失業の認定を行い得るものである。

なお、職業に就くため認定日を変更した場合における労働の意思及び能力の確認については、51302 のイの(ﾛ)及び(ﾊ)を参照のこと。

ト　受給期間満了の場合の最終回の認定については、次によって認定日を変更することができる。

なお、支給終了の場合の最終回の認定についても同様の取扱いをして差し支えない（この場合、最終回の認定日の設定は、支給終了が見込まれる最短の日ではなく、ある程度の余裕をもって行うことが望ましい。）。

(ｲ)　受給期間内の最終回の認定日以後受給期間満了日までが１週間以内の場合は、当該認定日を受給期間満了日に変更する。

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合は、受給期間内の最終回の認定日以後受給満了日までの認定については、原則として受給期間満了日を認定日とする。

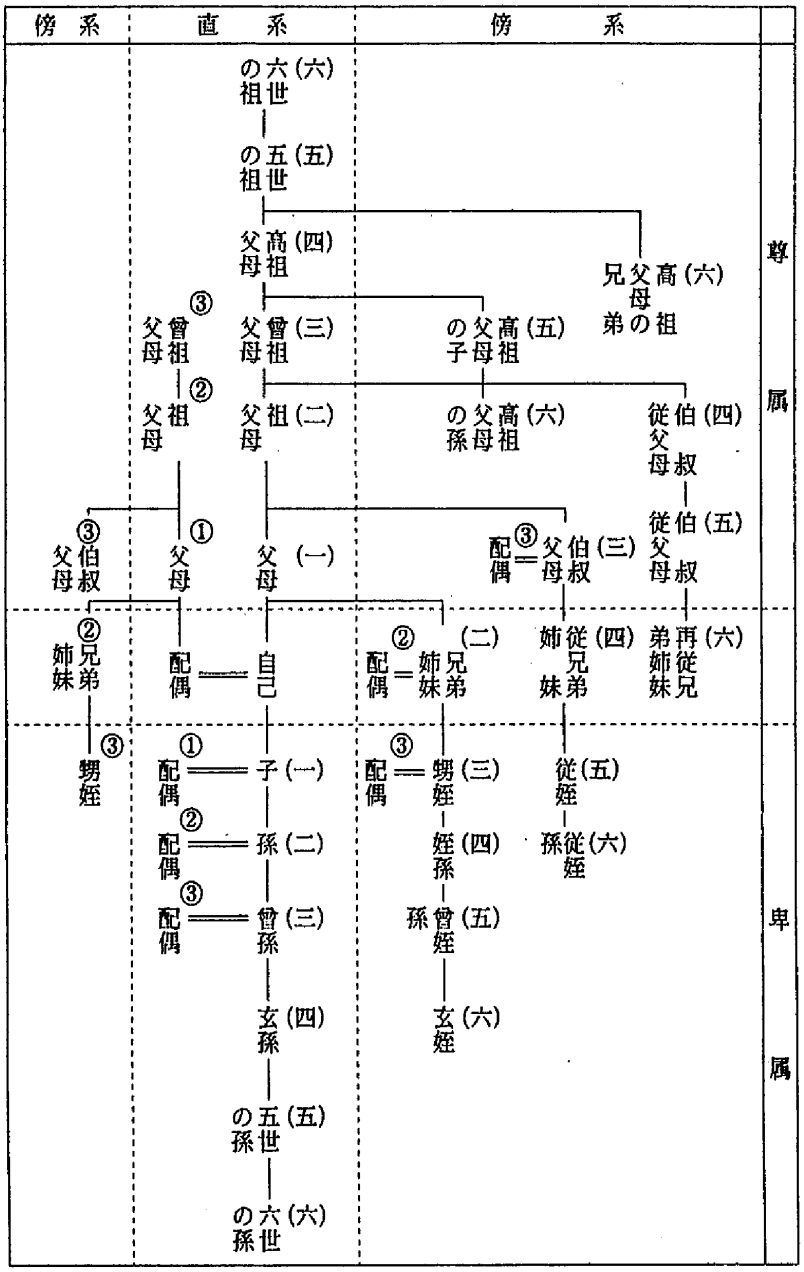
チ　公共職業訓練等終了の場合の認定日変更の取扱いについては、52708 のロ参照。

51352（2）認定日変更に伴う事務処理

受給資格者から 51351 のロの理由のために認定日を変更してほしい旨の申出があったときは、証明書の提出を求める等（則第 23 条第２項）その事情を十分把握し、真にその理由のために安定所に出頭することができないという心証を得た場合に限り認定日の変更を行う。

なお、認定日の変更を行う場合は、（伺）文書に認定日の変更を認めた理由その他必要事項を記載の上、証明書の提出があったときはそれを添付して安定所長の決裁を受ける。証明書は（伺）文書に一括編綴して、保存し、当該者の受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄には認定日変更を行った旨を記載する。

●親　族　図　（民法第725条）



(一)印はその血族とその親等，①印は姻族とその親等を示す。

(20.9)

(R8.4)

51353（3）土、日曜日等に係る失業の認定の特例

イ　月曜日から再就職する場合の直前の土、日曜日、休祝日（国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日又は1月2日､3日若しくは12月29日から12月31日までの日）の翌日から再就職する場合の当該休祝日又は土、日曜日と休祝日が連続する場合の当該最終日の翌日から再就職する者であって、当該土曜日又は休祝日の前日までの失業の認定を受けた者から以下㈠及び㈡の申立てがあった場合には特例的に郵送による認定を認める。

㈠　再就職後次回の所定の認定日（認定日が変更される前からあらかじめ定められていた所定の認定日のうち、当該変更された認定日の次の認定日をいう。）までの間に来所が困難なこと

㈡　郵送による失業の認定を希望すること

受給資格者が上記要件に該当し、郵送による失業の認定を行う場合には、失業認定申告書と原則として安定所名入りの封筒を手交し、当該失業認定申告書に必要な記載を行った上受給資格者証又は受給資格通知を添付して、当該認定対象となる土、日曜日等の経過後速やかに（申請期限は原則として当該受給資格者に係る受給期間満了日までとする。ただし、天災その他やむを得ない事情があり、受給期間満了日を経過した場合は当該事由がやんだ日の翌日から起算して7日以内とする。）、安定所名入りの封筒で簡易書留により郵送するよう教示する。

また、郵送にあたっては返信用封筒に受給資格者の名前、住所等のあて先を記入の上返信用封筒に切手を貼付して同封するよう指導する。この郵送の場合の処理は、発信日を申請日とし、消印により確認する。

ロ　月曜日から安定所長の指示する公共職業訓練等を受講する場合の直前の土、日曜日、休祝日（国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日又は1月2日、3日若しくは12月29日から12月31日までの日）の翌日から受講する場合の当該休祝日又は土、日曜日と休祝日が連続する場合の当該最終日の翌日から受講する者であって、当該土曜日又は休祝日の前日までの失業の認定を受けた者から以下㈠及び㈡の申立てがあった場合には特例的に郵送による認定を認める。

㈠　安定所長の指示する公共職業訓練等を受講中であって、初回の受講証明書を提出するまでの間（安定所長の指示する公共職業訓練等のうち、求職者支援訓練を受講している者であって、初回の受講証明書を提出する前に当該訓練受講開始後最初の指定来所日が到来する場合は、当該指定来所日までの間）に来所が困難なこと

㈡　郵送による失業の認定を希望すること

受給資格者が上記要件に該当し、郵送による失業の認定を行う場合には、失業認定申告書と原則として安定所名入りの封筒を手交し、当該失業認定申告書に必要な記載を行った上、受給資格者証又は受給資格通知を添付して、当該認定対象となる土、日曜日等の経過後速やかに安定所名入りの封筒で簡易書留により郵送するよう教示する。

ハ　上記イ及びロにおいて、当該土、日曜日又は休祝日に係る失業の認定は通常どおり行うこととなるため、申告内容に疑義等がある場合は必要に応じて来所を求める

等により確認を行う。

51401－51450　5　証明書による失業の認定

51401（1）概要

失業の認定は受給資格者に労働の意思と能力があって、しかも就職し得ないことの認定であるから、受給資格者自ら所定の認定日に出頭してこれを受けねばならないのであるが、やむを得ない理由により出頭できないときは、次の場合に限って証明書によって失業の認定を行うことができる。

イ　受給資格者が疾病又は負傷のため安定所へ出頭することができない場合（法第 15 条第４項第１号、則第 25 条）

受給資格者が疾病又は負傷のため安定所に出頭することができない場合であって、その期間が継続して 14 日以内のときにおいて、受給資格者が則第 25 条に規定する医師その他診療を担当した者（医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。）の証明書を受給資格者証に添えて（マイナンバーカード利用者の場合は、マイナンバーカードによる認証を行って）疾病又は負傷の治ゆした後の最初の失業の認定日に出頭してこれを提出したときは、当該期間の失業の認定を行うことができる。

この証明書により認定し得べき期間は、証明書に記載された期間内に存在した認定日において認定すべき期間をも含めることができる。

この取扱いを行うについては、次のことに注意しなければならない。

⑴　疾病又は負傷の期間が出頭できなくなった日（証明書に記載された期間の最初の日）から起算して 14 日以内であり、その傷病の治ゆ後の最初の失業の認定日に出頭した場合であること。

⑵　その疾病又は負傷が 14 日以内に治ゆしたものであり、その証明のある場合に限ること。15 日未満の短期傷病であれば、同一傷病名であっても、何回も失業の認定を受け得る。

この取扱いは、短期の傷病についてのみの特別の取扱いであるから、その傷病が治ゆするまでに 15 日以上を要する場合は、その証明に係る全期間に対し失業の認定を行わないものであって、その全期間中の 14 日について失業の認定を行ってはならない。

なお、15 日以上の長期傷病の場合においては、法第 37 条第１項の認定を行って傷病手当を支給すべき場合があるので留意する（53001～53100 参照）。

ロ　受給資格者が安定所の紹介に応じて求人者に面接する場合（法第 15 条第４項第２号、則第 26 条）

受給資格者が安定所の紹介に応じて求人者に面接するために、安定所に出頭することができない場合において、求人者に面接した後における最初の認定日に安定所に出頭し受給資格者証に添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）則第 26 条に規定する求人者の証明書を提出するときは、当該期間についての失業の認定を行うことができる。

なお、安定所の紹介により求人者の行う採用試験を受験するために、安定所に出頭することができない場合も、この取扱いを行って差し支えない。

ハ　受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合（法第 15 条第４項第３号、則第 27 条）（52701～52800 参照）

安定所長の指示により公共職業訓練等（52702 参照）を行う施設（以下「訓練施設」という。）に入校（所）中の受給資格者が、失業の認定を受けるために安定所に出頭することは、訓練等の妨げとなるので、受給資格者が安定所長の指示に従って公共職業訓練等を受ける場合は、次の方法により失業の認定を行うことができる。なお、この場合の失業の認定は、技能習得手当及び寄宿手当の支給に合わせ、前月までの分を当月初旬に行うようにする（52708 参照）。

㈠　訓練施設に入所中の受給資格者については、代理人により失業の認定、基本手当等の支給を受けることができる（則第 27 条第２項）。

したがって、代理人をして受給資格者証（マイナンバーカード利用者の場合を除く）、失業認定申告書、委任状及び公共職業訓練等受講証明書を提出させて失業の認定及び基本手当等の支給を受ける手続をとることができる（この場合においては、技能習得手当及び寄宿手当を支給する場合もあることについては、52801～53000 参照）。

なお、訓練施設に入所中の受給資格者の代理人は、訓練施設の長又は訓練施設の職員で差し支えない。

また、公共職業訓練等受講証明書により、受講期間中に就職又は内職の事実がないことが確認できる場合は、失業認定申告書の提出を省略して差し支えない。

㈡　訓練施設の所在地の安定所が、受給資格者の居住地の安定所と異なる場合には、受給資格者の申出により訓練施設の所在地の安定所に求職者給付及び就職促進給付に関する事務を委嘱することができる。

㈢　同一訓練施設に入所中の受給資格者が複数ある場合は、その管轄の安定所長はそれらの者の失業の認定、基本手当等の支給を同一日に行うことを原則とする。

㈣　訓練生の 15 日以上の病気欠席、生計をともにする親族の看護のための 15 日以上の欠席、無断欠席等社会通念上やむを得ない理由以外の理由による欠席等労働の意思又は能力がないと認められる場合は、その日について失業の認定を行わない。この場合のやむを得ない理由については、52854 のホ㈢参照。

なお、通信教育に係る定期試験を受験するため公共職業訓練等を受けない日については、失業の認定を行うことはできない。

安定所長は、訓練施設の長が証明書を発行する際病気欠席等の事実について記載するよう指導する。

㈤　公共職業訓練等が行われなかった日（日曜日等）についての失業の認定は、当該受給資格者が当該日に実質的に失業の状態、すなわち労働の意思及び能力を有し、かつ、職業に就くことができない状態にあった場合にのみ行うべきものであり、公共職業訓練等が行われなかったことを理由として無条件に行うべきものではない。

㈥　受給資格者が、安定所長の指示した公共職業訓練等を受け始めた後、懲戒処分として一定期間当該公共職業訓練等を受け得なくさせる処分を受けたため、当該公共職業訓練等を受けなかった場合には、当該公共職業訓練等を受けなかった日

については、失業の認定を行わない。

ただし、その者が当該懲戒処分に誠実に服しており、労働の意思及び能力を有すると認められる場合は、この限りではない。

なお、上記により失業の認定を行わないこととされた日は、52854 のホの(ﾛ)又は(ﾊ)の日に該当する。

(ﾄ) なお、定員の関係等によりやむを得ず夜間の公共職業訓練等の受講を指示し、その結果当該公共職業訓練等を受講する者についての失業の認定は、法第 15 条第４項第３号には該当しないものであるから、失業の認定日に安定所に出頭させた上、これを行う。

ニ　天災その他やむを得ない理由があった場合（法第 15 条第４項第４号、則第 28 条）

(ｲ) 病気その他の自己の都合による場合を除いて、天災その他避けることができない事故、すなわち、水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等のため、受給資格者が出頭できない場合は、官公署例えば市町村長、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が適当と認める者の証明書の交付を受け、事故がやんだ後における最初の失業の認定日に安定所に出頭してこれを受給資格者証に添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出したときは、証明書に記載された期間内に存在した認定日において認定すべき期間をも含めて、失業の認定を行うことができる。

(ﾛ) 受給資格者が消防団員として出動義務のある火災消火活動に従事したため、予備自衛官が訓練招集を受けたため、又は証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭したため所定の認定日に出頭できなかった場合は、(ｲ)の取扱いを行って差し支えない。

(ﾊ) 受給資格者である地方公共団体の議会の議員が議会若しくは議会の委員会に出席したため又は公務により出張したため所定の認定日に出頭できなかった場合及び受給資格者が犯罪容疑等により召喚、勾引、勾留等を受け、所定の認定日に安定所に出頭できなかった場合も、(ｲ)の取扱いに準ずる。

この場合、当該理由がやんだ後の最初の失業の認定日に安定所に出頭し、議会又は議会の委員会への出席、公務出張については議会の議長（委員長又は議会の事務局長）の証明書を、召喚、勾引、勾留等については当該官公署の証明書を提出しなければならない。

なお、この取扱いは、当該理由により出頭できなかった期間が 15 日未満である場合に限る。

(ﾆ) 審査のため、受給資格者に出頭を命ずる場合は原則として管轄安定所であるが、他の安定所に出頭を命ぜられた場合は、審査官に面接した後における最初の認定日に安定所に出頭し、審査官の発行した出頭不能の旨の証明書を提出するときは、当該期間についての失業の認定を行うことができる。

51402（2）証明認定に伴う事務処理

証明書によって失業の認定を行う場合は、（伺）文書に必要事項を記載の上、証明書を添付して安定所長の決裁を受ける。

また、証明書は、（伺）文書に一括編綴し、保存する。

51451－51500　６　審査結果等に基づく失業の一括認定

51451（1）概要

審査若しくは訴訟の結果によっては、安定所の処分を変更し、遡及して一括認定を行うことができる。

なお、審査決定したとき又は訴訟の結果が確定したときが受給期間満了後であっても、処分により不支給になった日以後受給期間満了までの失業していた日について一括して失業の認定をすることができる。この場合の時効期間は、審査決定書が当該受給資格者に到着した日又は判決が出た日の翌日から起算する。

51452（2）支給台帳及び受給資格者証等の処理

本取扱いを行う受給資格者の支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知には所要のデータをセンターに入力することにより一括支給する旨を記録するとともに、当該者の受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄及び失業認定申告書の「備考」欄に一括認定及び支給した旨をその理由とともに記載する。

51501－51550　7　求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱、受給資格者の住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置

51501（1）事務の委嘱による場合

イ　求職者給付及び就職促進給付に関する事務は、受給資格者の居住地の安定所において行うものであるが、受給資格者の申出により他の安定所において職業のあっせんを行うことが適当と認められるときは、他の安定所に委嘱することができる。この場合の事務処理は、50208 の委嘱を行う場合を除き、次の要領により行う。

なお、船員の求職を希望している場合は、船員の職業紹介は地方運輸局（運輸管理部及び運輸支局を含む。）において行われていることから、失業の認定及び支給決定については、地方運輸局（運輸監理部、指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）にて処理が行われることを説明し、本人の住所又は居所を管轄する地方運輸局に委嘱することとし、事務処理は次の要領により行う。この場合、「委嘱先（の）安定所」は「委嘱先（の）地方運輸局」に読み替えることとする。また、地方運輸局から安定所に委嘱する場合は、「委嘱元（の）安定所」は「委嘱元（の）地方運輸局」に読み替えることとする。なお、地方運輸局には、システムが配備されていないため、所要のデータのセンターへの入力については、地方運輸局の住所を管轄する労働局が代行で行うこととする。移管（51502）の場合も同様とする。

船員の求職を希望している者から個人番号が記載された離職票-1 の提出を受けた場合には、地方運輸局は安定所と同様に 50005(5)ロに規定する個人番号の確認及び身元（実在）確認が必要であり、個人番号が記載された離職票-1 の写し等書類の管理については、安定所と同様の安全管理措置を講じる必要が生じることとなるので、50008(8)ロ、ホのとおり取り扱う。

ロ　委嘱元安定所の処理

⑴　支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に委嘱先安定所への出頭指定年月日、委嘱先の安定所番号を記録及び記載する。

この記録及び記載は、委嘱先の安定所番号及び出頭指定年月日を延長給付等入力票の所要欄に記載の上、当該入力票により所要のデータをセンターに入力することにより行う。この処理により委嘱先の安定所に委嘱する旨がセンターを通じて通知される。

⑵　委嘱するに当たっては、安定所長の決裁を要する。受給資格者証又は受給資格通知、支給台帳全記録－１、求職票及び延長給付等入力票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、職業紹介、失業の認定等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合は、適宜の様式に当該事項を記載したものを添付するとともに、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄には「連絡事項あり」と記載しておく。

また、支給台帳全記録照会には「○○安定所に委嘱、出頭指定日○月○日」と記載しておく。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、支給台帳全記録－１の適宜の欄を使用するこ

としても差し支えない。

㈠ 上記の処理を終え、職業紹介、失業の認定等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合においては、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、出頭指定年月日までに到着するよう委嘱先の安定所に送付する。

㈡ 受給資格者証は、本人に返付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭して受給資格者証を提出し、失業の認定を受けるよう指示する。マイナンバーカード利用者の場合は、受給資格通知を本人に交付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭してマイナンバーカードによる認証を行い、失業の認定を受けるよう指示する。

ハ 委嘱先安定所の処理

㈠ 受給資格者が、委嘱先の安定所に出頭した場合は、求職の申込みを行わせるとともに、受給資格者証により本人であることを確認する。（なお、50207(7)により写真の貼付を省略した者については、マイナンバーカードを提示させることによって、本人であることを確認する。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。

この際、改めて個人番号を提出させる必要はないが、個人番号の変更があった旨の申し出があった場合は、51252(2)の取扱いに準じて処理を行う。

また、延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該入力票により所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳を作成する。この場合、当該受給資格者には、新たな支給番号が付与されるとともに、この処理により、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄には新たな支給番号を記載する。

なお、その際 51052 のロに準じ新支給番号に係る受給資格者証の再作成を行うこととしても差し支えない。

㈡ ㈠の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、（伺）文書に、受給資格者証又は受給資格通知、支給台帳全記録照会、求職票、委嘱元の安定所からの連絡事項及び延長給付等入力票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、支給台帳全記録照会の適宜の欄に受付年月日を記載しておく。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、支給台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えない。

ニ 再委嘱の場合の事務処理は、委嘱の場合に準じて行う。

ホ また、安定所間の事務の委嘱とは異なるが、安定所にマザーズハローワーク（雇用保険業務を取り扱うものに限る。）が設置されている場合は、就学前の乳幼児を子育て中であって当該マザーズハローワークにおいて職業のあっせんを行うことが適当と認められる受給資格者に限り、当該マザーズハローワークで求職者給付（受給資格決定は除く。）及び就職促進給付に関する事務（当該マザーズハローワークで取り扱う事務に限る。）を行うことができる。

51502（2）移管による場合

受給資格者が住居を変更した場合は、移管の処理を行う場合と、それを行わない場合があるが、これらの処理は次による。

イ　移管元安定所の処理

受給資格者が他の安定所の管轄内に住居を変更した場合は、旧居住地を管轄する安定所長は移管のために次の処理を行う。

(ｲ)　通常住居移転に必要と認められる期間経過直後(就職に伴う移管の場合には、認定日の変更が可能な日)までに、移管先安定所へ出頭するよう指導する。

(ﾛ)　移管先安定所にてロ(ﾛ)の処理が完了した翌日に、移管元安定所に配信される支給台帳完結者一覧表に当該移管に係る処理が印字されるため、移管の状況を確認するとともに、職業紹介、失業の認定等に関する事項について移管先安定所に連絡の必要があると認められる受給資格者がいる場合には、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、移管先安定所に送付する。

ロ　移管先安定所の処理

移管先の安定所は、受給資格者に、当該安定所の管轄区域内に居住することを確かめるために市町村長の証明書等の提出を求めた上、次の処理を行う。

(ｲ)　住所変更届を提出させ、受給資格者証の「住所又は居所」欄を新たな住所又は居所に訂正（マイナンバーカード利用者の場合は新たな住所又は居所を記載した受給資格通知を交付）することとし、同届を保管する。

この際、改めて個人番号を提出させる必要はないが、個人番号の変更があった旨の申し出があった場合は、51252(2)の取扱いに準じて処理を行う。

(ﾛ)　求職の申込みを行わせる（就職に伴う移管の場合には、不要。）とともに、受給資格者証により本人であることを確認する。（なお、50207(7)により写真の貼付を省略した者については、マイナンバーカードを提示させることによって、本人であることを確認する。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。

また、延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該入力票により所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳を作成する。この場合、当該受給資格者には、新たな支給番号が付与されるとともに、この処理により受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に新たな支給番号及び移管元における支給番号を記載し、「支給番号」欄の支給番号を新たな支給番号に訂正する。なお、その際 51052 のロに準じ新支給番号に係る受給資格者証の再作成を行うこととしても差し支えない。

(ﾊ)　(ｲ)及び(ﾛ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、（伺）文書に、受給資格者証又は受給資格通知、支給台帳全記録照会、求職票、及び延長給付等入力票に添えてこれを受けることを要する。また、上記処理後において、移管元の安定所からの連絡事項が送付された場合は、(伺)文章等に添えて保管しておくこと。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、支給台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとして差し支えない。

(ﾆ)　安定所の事務量を勘案し、その者の失業の認定日、基本手当の支給日を定めた上

（就職に伴う移管の場合には、不要。）、失業の認定、基本手当の支給を行う。この場合の失業の認定及び基本手当の支給は、所定の移管の手続が終了した後に行うが、通常住居移転に必要と認められる期間経過直後（就職に伴う移管の場合には、認定日の変更が可能な日）に出頭した場合は、その者が管轄区域内に住居を有することを確認した上、住居移転のために要した全期間について失業の認定を行うこととし、当該期間について基本手当を支給する。

ハ　委嘱を受けた受給資格者が住居移転により移管する場合には、当該受給資格者が住居移転する先の安定所への移管に係る事務処理を行う。

50208 の委嘱を受けた者が住居移転により移管される場合には、移管先の安定所は移管の処理を行った上で、受給資格者証又は受給資格通知及び支給台帳に記載された住居所管轄安定所名及び安定所番号の変更を行う。

ニ　なお、受給資格者が住居を移転した場合であって、移管の処理をする必要がない場合であっても、ロの(ｲ)に準じた処理を行う。

51503（3）管轄変更による場合

安定所の廃止、統合、新設並びに市町村の廃置分合及び境界変更その他の理由により管轄区域に変更があり受給資格者の管轄安定所が変更した場合の措置は、次による。

イ　管轄区域の変更によって受給資格者の住所又は居所が他の安定所の管轄となるに至った場合で、その受給資格者が変更前の安定所に出頭する方が便利である旨の申出を行い、新旧管轄安定所長が協議して妥当と認めたとき、あるいは新旧管轄安定所長が協議して職業あっせん上必要ありと認めたときは、従来の安定所において失業の認定及び基本手当等の支給を継続して差し支えない。

この場合は、管轄変更後の最初の失業の認定日に、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄にその旨を簡明に記載するとともに、適宜の様式によりこの措置を行った受給資格者の氏名及び支給番号を記載しておく。

ロ　変更に伴い引継ぎを行う場合は、当該受給資格者の氏名及び支給番号を記載した引継書を作成し、これを行う。

なお、この場合離職票の原本の引継ぎを行うとともに、支給台帳の作成、記録及び受給資格者証又は受給資格通知の処理は、51501 に準じて行う。失業の認定及び基本手当等の支給事務の引継ぎは、資金前渡官吏の引継ぎの日と同一日付となるようにこれを行う。

ハ　引継ぎを行うべき離職票の余白適宜の箇所に、管轄変更と朱書しておく。

51504（4）委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項

委嘱、移管又は管轄変更の場合を通じ、委嘱、移管又は管轄変更を受けた安定所において、その受給資格者の基本手当日額その他につき従前の安定所の取扱いが誤っていると認められた場合は、本来は、旧安定所に返送し再検討を求めるべきであるが、適宜従前の安定所にその旨通報した上、その誤りを修正することとして差し支えない。

51601－52100　第 11　基本手当の支給

51601－51650　1　基本手当の支給要領

51601（1）概要

基本手当は、通常受給資格者がその者について定められた基本手当の支給日に出頭しその日前の期間に係る失業の認定を受けた日分について支給されるのであるが、受給資格者が病気、就職その他やむを得ない理由によって出頭できないときは、支給日以外の日においても受領することができ、又は代理人を出頭させ、あるいは受給資格者が死亡したときには未支給失業等給付として死亡当時その者と生計を同じくしていた遺族が出頭して支給を受けることができる。

51602（2）支給決定を行う場合の留意事項

基本手当の支給決定を行うに当たっては、次の措置を行う。

イ　失業の認定を受けたことを確認する。

ロ　支給対象期間中における次に該当する事項の有無の確認を行う。

⑴　就職した日

⑵　自己の労働による収入

ハ　受給資格者証により、支給日の確認を行う。

なお、51252 のなお書により受給資格者証を提出しない場合及びマイナンバーカード利用者の場合については、システムを活用して当該者の支給台帳を確認する。

ニ　初回支給の場合は、特に待期の満了の確認を行う。

51603（3）基本手当の支給に伴う事務処理

イ　基本手当の支給額を決定したときは、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知にそれぞれの記録及び記載を行う。

ロ　基本手当は、受領者が受給資格者本人であることを確認した上支給する。

ハ　代理人に支給する場合は、次による。

⑴　受領者について、受給資格者との関係及び代理の理由を聴取し、委任状を提出させる。

⑵　受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄には、「代理人渡」である旨を記載する。

51604（4）受給資格者証を提出しない場合の措置

イ　基本手当の支給は失業の認定を経た後に行われるのであるから、通常本人以外の者であるときはないのであるが、この場合一応本人であるか否かの確認を行い、不注意によって受給資格者証を携帯しなかったものであるときは今後についての注意を行い、紛失によるものについては、再交付の手続を行う。

なお、この場合本人であることが確認されたときは、支給台帳の内容を確認の上基本手当を支給して差し支えない。

ロ　次回以後において受給資格者証を提出したときは、受給資格者証の処理状況欄に「証不提出」と記載するとともに処理事項を追記する。

51605（５）マイナンバーカード利用者がマイナンバーカードを携帯しない場合の措置

イ　マイナンバーカード利用者が失業の認定日にマイナンバーカードを携帯し忘れた場合は、マイナンバーカード以外の本人確認書類により本人であることの確認を行い、不注意によってマイナンバーカードを携帯しなかったものであるときは今後についての注意を行い、支給台帳の内容を確認の上基本手当を支給して差し支えない（繰り返しマイナンバーカードを携帯しない者については、取りに帰ってもらう）。

ロ　マイナンバーカード利用者が失業の認定日においてマイナンバーカードを紛失している場合やマイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、本人の住民票がある市区町村の窓口にて速やかに手続きをするよう教示を行い、マイナンバーカード以外の本人確認書類により本人であることの確認を行い、支給台帳の内容を確認の上基本手当を支給して差し支えない。なお、マイナンバーカードの再発行や更新に時間を要する場合で、残りの受給期間が長い場合は、台帳閉鎖をした上で受給資格者証による失業の認定に切り替える。

51651－51700　２　基本手当の減額

51651（1）概要

基本手当の支給を行うに当たっては、認定対象期間中の自己の労働による収入の有無及びその額を確認し､法第 19 条に規定する基本手当の減額の措置を厳正に行わなければならない。

受給資格者は、認定対象期間中に自己の労働によって収入を得たときは、自己の労働によって収入を得るに至った日の後における最初の失業の認定日に、その収入のあった日及びその収入額等を失業認定申告書により、安定所長に届け出ることになっている（法第 19 条第 3 項、則第 29 条第 1 項）が、安定所は、受給資格者に対する質問又は安定所の調査とあいまって自己の労働による収入の有無の確認と基本手当の減額とを厳格に行い、不審と認められる者については、事実を調査するものとする。

なお、安定所は、自己の労働による収入の届出をしない受給資格者について自己の労働による収入があったかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、基本手当の支給の決定を次の基本手当を支給すべき日（支給日）まで延期することができることに留意する（則第 29 条第 2 項）。

51652（2）「自己の労働による収入」の意義

自己の労働による収入とは短時間就労による収入であり、原則として 1 日の労働時間が 4 時間未満のもの（被保険者となる場合を除く。）であって、就職とはいえない程度のものをいう（雇用関係の有無は問わない）。また「自己の労働による収入」であるから、衣服、家具等を売却して得た収入、預金利息等は含まない（51255 参照）。

51653（3）自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額

法第 19 条の「収入の 1 日分に相当する額」とは、その収入の基礎となった日数（以下「基礎日数」という。）をもってその収入の額を除して得た額である。

自己の労働によって収入を得た場合において受給者に対して支給すべき基本手当の支給額の決定方法は次のとおりである。

イ　収入の１日分に相当する額－控除額（51654により変更された場合は変更後の額。以下同じ。）＋基本手当日額≦賃金日額×$\frac{80}{100}$である場合

この場合、基本手当は減額することなく支給される。すなわち、支給額は基本手当日額×支給対象期間中の失業の日数である。

ロ　収入の１日分に相当する額－控除額十基本手当日額＞賃金日額×$\frac{80}{100}$である場合

この場合、基本手当は減額して支給される。すなわち、ハの場合を除き、支給額は〔基本手当日額－｛（収入の１日分に相当する額－控除額＋基本手当日額）－賃金日額×$\frac{80}{100}$｝〕×基礎日数＋基本手当日額×（支給対象期間中の失業の日数－基礎日数）である。

ハ　基本手当日額≦（収入の１日分に相当する額－控除額十基本手当日額）－賃金日額×$\frac{80}{100}$　である場合

この場合、基礎日数分の基本手当は支給されず、支給対象期間中の失業の日数が基礎日数を上回る場合は、基本手当日額×（支給対象期間中の失業の日数－基礎日数）が支給額となる。不支給となった日数については、既支給の日数に算入するものではない。

51654（4）控除額の変更

イ　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が、直近の控除額が変更された年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の８月１日以後の控除額を変更しなければならないとされている。（法第19条第２項）。

ロ　上記イにより変更された額は、変更のつど、厚生労働大臣告示及び通達により示されることとされており、具体的な金額等はそれらを参照すること。

ハ　認定対象期間が８月１日をまたぐ場合は、以下のように取り扱う。

(ｲ)　７月中に自己の労働による収入があり、認定日が８月１日以後の場合は、収入があった日が控除額変更前であるから、８月最初の失業の認定に係る全ての失業認定対象期間の基本手当の減額は、変更前の控除額を適用して計算する。

(ﾛ)　８月１日以後に自己の労働による収入があり、失業認定対象期間が７月と８月にまたがる場合は、収入があった日が控除額変更後であるから、８月最初の失業の認定に係る全ての失業認定対象期間の基本手当の減額は、変更後の控除額を適用して計算する。

51655（5）減額支給を行う場合の留意事項

イ　「収入の１日分に相当する額」の算出上の注意

「収入の１日分に相当する額」は、その収入の基礎となった日数で収入額を除して算出するのであるが、この場合収入の基礎となる日は、失業の認定を受けた日であると否とを問わない。

なお、地方公共団体の議会の議員の報酬及び期末手当に係る「収入の１日分に相当する額」の算定は次により行う。

(ｲ)　報酬額が月額で定められている場合においては、月額の全額の支給を受けたときは、その額を30日で除して得た額、月額の全額の支給を受けなかったときは、支給を受けた額を支給の基礎となった期間の実日数で除して得た額を、それぞれ「収入の１日分に相当する額」とする。

(ﾛ)　期末手当が一般職の職員の給与に関する法律第19条の4に準じた支給方法で支給される場合においては、支給を受けた額を、期末手当の額の算定に当たり、在職期間の算定の基礎とされた期間（基準日が３月１日又は６月１日である場合は３か月、基準日が12月１日である場合は６か月）の日数（1月を30日として計算する。）に、期末手当の額の算定に当たり、在職期間の区分に応じて乗じられた割合を乗じて得た日数で除して得た額を「収入の１日分に相当する額」とする。

(ﾊ)　期末手当が支給され、その期末手当の基礎日数分の基本手当の支給が終了するまでの間の「収入の１日分に相当する額」の計算は次による。

ａ　報酬が支給された場合は、(ｲ)の額＋(ﾛ)の額とする。

ｂ　報酬が支給されない場合は、(ﾛ)の額とする。

(ﾆ)　上記の計算における端数処理については、50615参照。

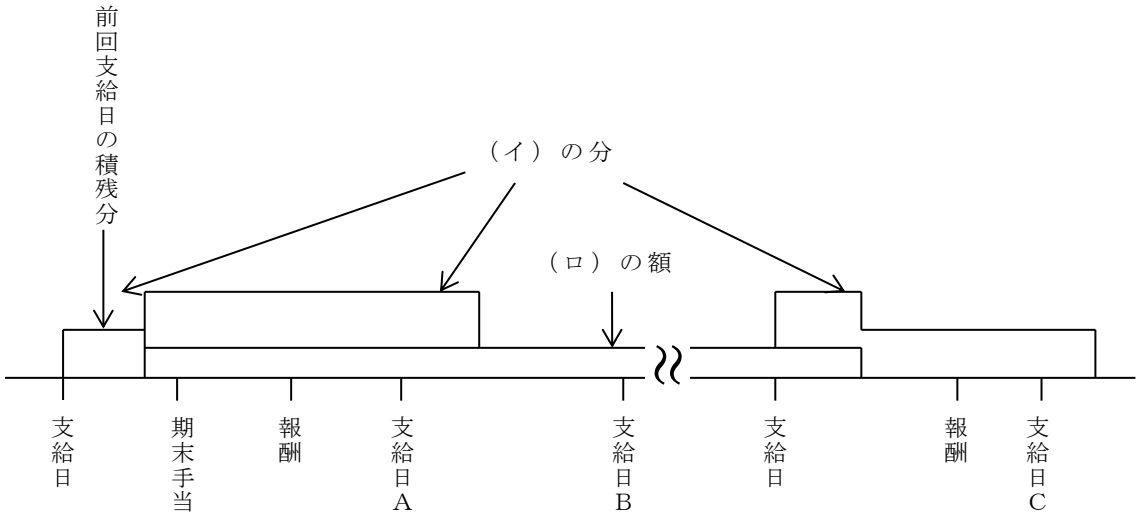
ロ　減額支給を行う場合の注意

(ｲ)　自己の労働によって収入を得た場合において、基本手当の減額の措置を行うのは、離職した被保険者が失業の認定に係る期間中において収入を得た場合であるから、在職中から継続して行っている短時間就労による収入についても収入額に応じた基本手当の減額を行う場合がある。

(ﾛ)　当該収入を得るため労働した日及びその労働に対応する収入を現実に得た日の両者が失業の認定に係る期間中にある場合に限って、収入を現実に得るに至った後の最初の支給日に支給すべき基本手当からその支給日（最初の支給日の支給日数以上の基礎日数がある場合は残日数分は次の支給日）に基本手当を減額するのであり、在職中及び失業の認定を受けない期間に行った労働に対して収入があった場合には、基本手当の減額は行わない。

なお、イの議員の報酬が支払われた場合の基礎日数は30日でなく、当該報酬の対応する月の実日数をもとに算定するものである点に留意する。

また、この場合、報酬と期末手当が同一の認定対象期間内に支給されており、しかもすでに前回の支給日に係る残日数があるときには、当該残日数分に係る減額を行った後、残りの支給対象日について、イの(ﾊ)により減額を行うものである。



支給日Ａにおける減額は、支給対象期間に期末手当と報酬が支給されているので前回支給日の積残し分を処理後、㈠の額＋㈡の額を「収入の１日分に相当する額」としての処理を行う。

支給日Ｂにおける減額は、支給対象期間に報酬が支給されていないので、前回支給日の積残し分の処理後は㈡の額を「収入の１日分に相当する額」として処理を行う。

支給日Ｃにおける減額は支給対象期間に報酬が支給されているが、期末手当の基礎日数が中途で終了しているので、その終了日までは㈠の額＋㈡の額を「収入の１日分に相当する額」とし、終了日の翌日からは、㈠の額を「収入の１日分に相当する額」として処理を行う。

㈣　支給終了又は期間満了等の直前に自己の労働によって収入を得た場合は当然減額支給の措置を必要とするが、支給残日数が減額支給すべき日数に満たない場合は、さかのぼって減額相当額の回収措置を行う必要はない。

㈤　傷病手当を支給する場合においても、自己の労働によって収入を得た場合は基本手当と同様に減額の措置を行う（法第 37 条第 9 項）。

㈥　減額計算を行う場合にあって、その者の賃金日額が 50616 の最低額又は最高額により定められる場合は当該最低額又は最高額をその者の賃金日額として計算するものであるので、留意する（法第 19 条第 1 項）。

51701－51750　３　激甚災害時における求職者給付の支給の特例

51701(1)概要

イ　激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとされている（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第２条第１項）。

この指定を行なう場合には、激甚災害法第２章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならないこととされている（激甚災害法第２条第２項）ので同法第 25 条に定める法による求職者給付の支給に関する特例の措置（以下「雇用保険災害特例措置」という。）も必要により当該政令により指定されることとなる。

ロ　適用対象地域及び指定期日

雇用保険災害特例措置は、激甚災害を受けた政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にある雇用保険の適用事業に雇用されている労働者（高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、法の適用については、失業しているものとみなして、地域ごとに政令で定める日（以下「指定期日」という。）までの間に限り、基本手当を支給することができることとするものである（激甚災害法第 25 条第１項）。なお、高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者については、一般の被保険者とみなして支給するものとされている（激甚災害法第 25 条第５項）。

指定地域は、激甚災害につき災害救助法が適用された地域とされる（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 403 号)第 48 条により準用される同令第 25 条）が、激甚災害により別途の政令で定められることもある。

指定期日は、雇用保険災害特例措置の指定があるごとに、災害の状況を考慮して地域ごとに政令で定められることとなる。

激甚災害の指定及び雇用保険災害特例措置の指定があったときは、関係都道府県労働局及び公共職業安定所は、その旨並びに指定地域及び指定期日について確認し、適切な措置を講ずるとともに、激甚災害に直接関係のない都道府県労働局及び公共職業安定所においても適切な給付事務等関係業務が行なわれるよう配慮すること。

51702(2)　休廃止事業所の把握

雇用保険災害特例措置の対象となる事業所は次に該当する事業所（以下「休廃止事業所」という。）であるから、これらの休廃止事業所について把握すること。

イ　当該激甚災害について災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域に

ある適用事業所（事業所非該当施設のほか店舗、建設現場、派遣先事業所等の就業先施設を含む。）であること（激甚災害法施行令第４８条により準用される同令第25条）。ただし、指定地域が当該激甚災害に係る別途の政令により定められた場合は、その地域にある適用事業所（事業所非該当施設のほか店舗、建設現場、派遣先事業所等の就業先施設を含む。）であること。

ロ　激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止した事業所であること（一部の事業に限って休廃止した場合を含む。）。

事業所が激甚災害を受けたことと事業を休廃止したこととの間において、直接の因果関係が存在する場合に限るものであって、因果関係が間接的な場合、例えば、災害による顧客の減少、原材料等の入手難、金融難等派生的な事情による事業の休廃止である場合等は、これに該当しないものである。

ハ　事業の休廃止により当該事業所の被保険者が休業した事業所であること。

51703(3) 休業の確認

イ　休業証明書用紙の配布

(ｲ)　休業証明書－１（激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和39年労働省令第18号。以下この第11において「省令」という。）様式第１号）及び休業証明書－２（省令様式第１号）は、休廃止事業所管轄安定所が配布した用紙によって作成するよう指導すること。

(ﾛ)　休業証明書用紙を配布するにあたっては、原則として事業主を通じて行なうものとすること

(ﾊ)　休業証明書用紙のうち、休業証明書－２の用紙は、同事業主控及び休業票用紙が付されて３枚１組となっており、事業主等に配布するに際しては一連番号（離職証明書に付する一連番号とは別に定めること）を付すること。

(ﾆ)　休業証明書用紙の配布については、業務取扱要領20702に準じて行うこと。

ロ　休業の確認の申請

(ｲ)　休業の確認の申請は、当該激甚災害について激甚災害法第２条第２項の規定による指定（雇用保険災害特例措置に係るものに限る。）があった日（以下「指定日」という。）（休業の最初の日が当該指定日の翌日以後の日であるときは、その休業の最初の日）から30日以内に、休業証明書－１及び休業証明書－２を休廃止事業所管轄安定所長に提出しなければならない（省令第２条第１項）。

なお、休業証明書用紙がない場合には、雇用保険被保険者資格喪失届（則様式第４号）の表題を「休業証明書－１」に、雇用保険被保険者離職証明書（則様式第５号）の表題を「休業証明書－２」に、それぞれ訂正し、休業証明書として活用して差し支えない。

(ﾛ)　休業の確認の申請は、事業主を通じて行なうことができるものであり（省令第２条第２項）、休業の確認に際しては記載賃金等について賃金台帳等と照合する事務を行なう必要があるので、できる限り事業主を通じて事業所ごとに一括して休業証明書－１及び休業証明書－２（休業証明書控及び休業票用紙と３枚同時に記入し、３枚とも提出させること。）が提出されるよう関係事業主等を指導する

こと。

事業所の被災等により賃金台帳等が滅失した場合は、事業主の疎明により休業証明書の作成及び休業票の交付を行うこと。休業の確認を受けた者（以下「休業者」という。）から賃金額の誤りがある旨の申立を受けた場合には、必要に応じて、事業主への確認を行うこと。

(ﾊ) 事業主は、激甚災害により休業するに至った者が休業の確認を申請するため休業証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならないこととされている（省令第２条第３項）

(ﾆ) 事業主の所在不明の場合等は休業証明書を提出しないで休業の確認を申請することができる（省令第２条第４項）。この場合の事務処理については 21551-21600 に準じて行なうこと。

ハ 休業の確認

(ｲ) 休業の確認は、休廃止事業所管轄安定所長が行なう（省令第１条第１項）。休廃止事業所管轄安定所長は、休業の確認を申請した者が休廃止事業所に係る事業主に被保険者として雇用される者であること、激甚災害によりやむを得ず事業を休廃止したため休業者であること、及び法第 13 条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ）に該当し受給要件を満たした者であることを認めたときは、すみやかに休業の確認を行うこと。

(ﾛ) 休業者は、法の適用については、当該休業者の休業の最初の日の前日において離職したものとみなされ、その確認による被保険者の資格の喪失については法第９条第１項の確認があったものとみなし、法第７条の規定による被保険者資格喪失に関する届出は必要がないものであること。

(ﾊ) 休業証明書は、休業者の休業に関する証明のほか、受給要件、所定給付日数、賃金日額等の決定に必要な事項が記入されているので、記載事項の内容審査にあたっては、21502 に準じて行なうこと。

(ﾆ) 休業証明書の記載のみによっては法第 13 条の受給要件を満たさない者であっても、当該休業の確認を申請した者の保管する離職票とあわせて受給要件を満たすものである場合又は則第 20 条第２項の規定により前の受給資格に基づき休業期間に係る雇用保険の基本手当（以下「特例基本手当」という。）の支給を受けることができるものである場合は、休業の確認を行なうものであることから留意すること。

(ﾎ) ⑯欄に休業者氏名の記載のない休業証明書を受理した場合は、被保険者の休業の確認申請の意思が不明であるから、休業の確認は保留すること。この場合において、本人が休業の確認を受ける意思を有する旨を証する書類（例えば本人が休業の確認の申請をする意思を表示した文書、ハガキ等）を提出したときは休業の確認を行なって差し支えないこと。

(ﾍ) 休業の事実は認められるが、法第 13 条の受給要件を満たしていない者又は休業期間が短い者等特例基本手当を受ける実益のない者から休業の確認の申請があったときは、当該申請を取り下げるよう指導するものとすること。

ニ 休業の確認に伴う事務処理

(ｲ)　休業票の交付

休廃止事業所管轄安定所長は、休業の確認をしたときは、離職票の交付の例により、離職票に替えて休業票－１（省令様式第２号）及び休業票－２（省令様式第２号）を当該休業の確認に係る者に交付するとともに、その旨を当該事業主に通知すること（省令第３条第１項）。

なお、休業の確認の申請が、雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書の表題を訂正した「休業証明書－１」及び「休業証明書－２」により行われた場合（以下「休業の確認申請が離職証明書等により行われた場合」という。）には、雇用保険被保険者離職証明書－１（則様式第６号）の表題を「休業票－１」に、雇用保険被保険者離職証明書－２（則様式第６号）の表題を「休業票－２」に、それぞれ訂正し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（則様式第６号の３）の表題を「災害離職確認通知書（被保険者通知用）」に訂正したものと併せて、当該休業に係る者に交付するとともに、その旨を事業主に通知して差し支えない。

また、則第１７条第１項ただし書の規定（住居所不明による不交付）及び第２項の規定（事業主を通じての交付）は休業票の交付について、同条第４項から第７項までの規定（滅失き損の場合の再交付）は休業票の再交付について適用されるものであるので留意すること。

(ﾛ)　事業主に対する休業の確認の通知

休業の確認をした旨の事業主に対する通知は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（則様式第６号の３）の表題を「災害離職確認通知書（事業主通知用）に訂正したもの及び休業証明書－２（事業主控）により行なうこと。

なお、休業の確認申請が離職証明書等により行われた場合には、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の表題を「災害離職確認通知書（事業主通知用）」に訂正したものと、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）の表題を「休業証明書（事業主控）」に訂正したものにより行って差し支えない。

(ﾊ)　休業の確認時にすでに離職している者の取扱い

休廃止事業所管轄安定所は、休業の確認を申請した者が休業の確認を行なう際にすでに離職している場合には次の処理を行なうこと。

a　その者に対する離職票交付の有無を確認し、既に離職票を交付している場合には、不正受給防止の観点から、その者の協力を得て離職票を回収し、また受給資格者証を保管するときはその提示を求めその左上方（支給番号欄の上）に朱で×印を付し、返付すること。

b　離職票を回収し又は受給資格者証に×印をして休業票を交付したときは、休業票の安定所記載欄にその旨を記入すること。

c　離職の事実はあるが離職票未交付の場合は、その旨を休業票の安定所記載欄に記入すること。

d　回収した離職票は別途保管すること。

(ﾆ)　休業の事実の否認

休廃止事業所管轄安定所長は、激甚災害法第 25 条第１項の休業の事実がないと認めたときは、その旨を、当該休業の確認の申請をした者及び当該事業主に通知しなければならない（省令第３条第２項）。この場合は当該申請をした者に係る休業証明書に休業の事実を否認する旨及び処分年月日を記入して、これを返付すること（休業の確認申請が離職証明書等により行われた場合もこの取扱いに準じる。）。

(ﾎ)　被保険者台帳等の処理

被保険者台帳等の処理については、センター要領による。

(ﾍ)　その他の留意事項

休業の確認又は否認をした場合における事業主又は休業の確認を申請した者に対する通知（省令第３条第１項、第２項）については、則第９条の規定（事業主を通じての通知、通知不能の場合の掲示等）に準じて取り扱うものであるので留意すること。

51704(4)　特例基本手当の支給

イ　特例基本手当の支給を受けることができる者

特例基本手当の支給を受けることができる者は､次のすべてに該当する者である。なお、激甚災害法第 25 条第５項により、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者）については、一般の被保険者とみなして、特例基本手当を支給することとなる。

(ｲ)　休業者であって､法第 13 条に規定する受給要件を満たしているものであること

(ﾛ)　労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にある者であること。

賃金とは、法第４条に規定する賃金であり、労働基準法第 26 条の休業手当は賃金に含まれる一方、災害により事業主から恩恵的に支払われる見舞金、賃金の喪失に伴いその間の保障を行なうための返済を条件として貸付けられる貸付金等は含まれないものである。

ロ　受給資格決定の手続

(ｲ)　休業票の提出等

休業者は、特例基本手当の支給を受けようとするときは、居住地管轄安定所又は休廃止事業管轄安定所に出頭し、休業票を提出しなければならない。この場合において、休業者はマイナンバーカードによる認証を行って休業票の提出を行う事ができる（省令第４条第１項）。この場合において、休業者が離職票を保管しているときは、その保管する離職票を提出しなければならないことは雇用保険の基本手当の支給を受けようとする場合と同様である（則第 19 条第１項）。

また、休業票を提出する際に、当該休業者が指定期日までの間に従前の事業主との雇用関係が終了している者であるときは、その旨をあわせて届け出なければならない（省令第４条第２項）。（後述のホ参照）。

(ﾛ)　認定日の指定及び通知並びに受給資格者証等の交付

a　休業票の提出を受けた安定所（以下「管轄安定所」という。）は、当該休

業者が法第 13 条第１項の規定に該当し受給資格があると認めたときは、当該休業者が休業票を提出した日以後の期間に係る失業の認定(後記ハ(イ)参照)を受けるべき日（以下「失業の認定日」という。）を定め、これを本人に知らせるとともに、受給資格者証又は受給資格通知に必要な事項を記載したうえ、交付すること（省令第５条第１項）。

b　管轄安定所長は、休業票を提出した者が、その休業票を提出した日以前において、すでに従前の事業主の事業所又は従前の事業主の他の事業所に再就業した者及びすでに指定期日が過ぎていることにより、激甚災害法第２５条第６項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた者であって、かつ、その後引き続き当該事業主に被保険者として雇用されているものであるときは、イにかかわらず、その者については受給資格者証及び受給資格通知を交付しないこととすること（省令第５条第２項）

c　ｂにより受給資格者証又は受給資格通知の交付がなされなかった休業者が、雇用されたものとみなされた後新たに法第 13 条第１項の規定に該当しないで離職し、前の資格に基づく一般の基本手当又は特例基本手当の支給を受けるために必要があるときは、その者の請求に基づいて必要な事項（給付の記録を含む。）を記載したうえ、受給資格者証又は受給資格通知を交付すること。（省令第５条第３項）。

d　特例基本手当の支給に係る受給資格者証を交付するに際しては㊡の表示行なうこと。また、受給資格通知を交付する場合は処理状況欄に「休業票による受給資格決定」等の記載を行うこと。

(ﾊ)　その他の留意事項

a　休業票を提出した者が法第１３条第１項の規定に該当しないと認めたときは、休業票にその旨を記載し、返付すること（則第１９条第４項）。この場合の取扱いは、50204 に準じて行なうこと。

b　休業者が雇保則第 20 条第２項の規定により前の受給資格に基づいて特例基本手当の支給を受けようとする者であるときは、その保管する受給資格者証を休業票に添えて提出させること（前の受給資格についてマイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）。この場合における新たな認定日の指定、受給資格者証の改訂、返付については、一般の基本手当支給の場合と同様である（則第 20 条第２項）。なお、当該受給資格者証に㊡の表示を行うこと。前の受給資格についてマイナンバーカード利用者である場合は、受給資格通知について必要な事項を記載して交付することとし、処理状況欄に「休業票による改訂」等の記載を行うこと。

c　本特例措置に基づき特例基本手当の受給資格の決定を受けた場合（受給したか否かは問わない）については、休業が終了し、被保険者資格を取得しても当該休業前の被保険者であった期間は通算されないこととなるので、その旨被保険者及び事業主に周知すること。

ハ　失業の認定及び特例基本手当の支給

(ｲ)　失業の認定

休業者は、特例基本手当の支給を受けるには、管轄安定所に出頭し、激甚災害法第25条第1項の状態(激甚災害を受けた指定地域にある適用事業所に被保険者として雇用されている者が、当該事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態）にあることの認定（以下「失業の認定」という。）を受けなければならない（省令第6条）。

従って、求職の申込みを行なう必要はないものである。

失業の認定は次により行なうこと。

a　休業者が休業票の提出をした日前の期間に係る失業の認定は、休業票を提出した日において一括して行なうこと。

ただし、休業票の交付を受けた日から起算して28日以内に管轄安定所に出頭して休業票を提出しない場合においては、原則として、当該期間のすべてに係る失業の認定は行なわないこととするが、やむを得ない理由により休業票の提出が遅延した場合において、その理由がやんだ日から起算して14日以内に管轄安定所に出頭して休業票を提出したときは、一括して失業の認定を行なうものであること。

b　休業者が休業票を提出した日以後の期間に係る失業の認定（指定期日までの間に限る）は、その日から起算して4週間に1回ずつ行なうものであること。休業者は、休業票を提出した日以後の期間に係る失業の認定を受けようとするときは、失業認定日に管轄安定所に出頭し、受給資格者証を提出しなければならない(マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行わなければならない）。

c　所定の認定日に管轄安定所に出頭することができないことについてやむを得ない理由がある場合の失業の認定は、法第15条第4項の規定の例により証明書によって行なうことができるものであること。

d　失業の認定に際しての労働の意思及び能力の判定、就労した日若しくは自己の労働による収入の有無等についての調査確認については、一般の失業の認定の場合に準じて取り扱うものであること。

e　休業期間中において、賃金支払の対象となる日（賃金未払であっても賃金支払の対象となるべき日を含む）があるときは、その日については失業の認定を行なわないものであり、休業票⑬欄の記載及び認定申告書の記載等に留意して行なうこと。

f　失業の認定に当たって失業認定申告書の提出を求めることは一般の場合と同様とするが、求職活動実績の要件は問わないため、申告事項は同申告書の3欄及び4欄の記載は不要であること。なお、同申告所の右肩に㊡の表示を施しておくこと。

g　則第22条第1項ただし書の規定(正当な理由による受給資格者証不提出又はマイナンバーカードによる認証不実施の場合の失業の認定）、同条第2項の規定（失業の認定に関する受給資格者証の記載及び返付又は受給資格通知の交

付）、則 54 条第１項の規定（委嘱）、則第２３条の規定（失業の認定日の変更）については一般の失業の認定の場合と同様に適用があるので留意すること。

(ﾛ) 待期の取扱い

法第 21 条本文中「基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込をした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）」とあるが、特例基本手当については、「手当は、失業している日が通算して七日に満たない間は、支給しない」とされている（省令第７条）。

従って、傷病日数は待期日数に算入されないこととなるものであること。

(ﾊ) 特例基本手当の支給

特例基本手当の支給は次により行なうこと。

a 休業票提出前の日分の特例基本手当の支給

休業票を提出した日前の休業期間についての失業の認定に係る特例基本手当は、管轄安定所において、その失業の認定の日から 28 日以内に、失業の認定を受けなかった日分を除き一括して支給するものである（省令第８条第１項）。管轄安定所は業務量等を勘案のうえ適宜支給すべき日を指定するものとすること。

b 休業票提出以後の日分の特例基本手当の支給

休業票を提出した日以後の休業期間についての失業の認定に係る特例基本手当は、管轄安定所において、４週間に１回、その日前の 28 日分（失業の認定を受けなかった日分を除く。）を支給するものである（省令第８条第２項）。

c 留意事項

(a) ｂの特例基本手当に係る失業の認定日と支給日は、通常同一日とすること。

(b) 特例基本手当の支給については、則第 42 条の規定（支給日の決定及び通知）、則第 44 条の規定（受給資格者証の提出又はマイナンバーカードによる認証、正当な理由に基づく受給資格者証不提出又はマイナンバーカードによる認証不実施の場合の支給、受給資格者証への記入及び返付又は受給資格通知の交付）等は一般の基本手当の支給の場合と同様に適用があるので留意すること。

(c) 休業期間については、基本手当以外の保険給付は行なわないものであることはいうまでもないこと。

(ﾆ) 支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領による。

ニ 個別延長給付の支給

(ｲ) 個別延長給付の適用対象者

休業者については、休業を失業とみなして特例基本手当を支給しており、所定給付日数分の特例基本手当の支給終了日までに復職することが困難な場合は、52371 イ(ｲ) b 、52371 イ(ｲ) c 又は 52371 イ(ﾛ)いずれかの要件により、個別延長給付の適用対象者となること。

(ﾛ) 応募要件について

個別延長給付の支給に当たっては、52371 ロ(ｲ)に「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っている」こととして応募実績の要件を定めているが、上記ハ(ｲ) f により求職活動実績の要件は問わないこととしているため、この要件は適用しない。

(ﾊ) その他の留意事項

a 上記（ﾛ）に該当する場合は、52371 ロ(ｲ)の要件は問わないが、52371 ロ(ﾛ) b のやむを得ない理由がない不出頭による不認定がないという要件を満たす必要があるので留意すること。

b 個別延長給付の支給については､指定期日を超えて受給することができないこと。

ホ 離職前の休業に係る失業の認定等

(ｲ) 事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であって、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたものは、特例基本手当の支給を受けようとするときは、その者の居住地管轄安定所に出頭し、休業票及び受給資格者証を保管する者にあってはその受給資格者証を提出（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）しなければならない。（省令第９条第１項）

(ﾛ) 51703 のニの(ﾊ)により離職票を回収し又は離職票未交付の旨の記載のある休業票を受理した居住地管轄安定所は、その旨を確認したうえ、受給資格決定を行なうこと。この場合においてその者が回収すべき離職票を保管している場合は、その提出を求め別途編綴保管すること。

(ﾊ) (ｲ)により受給資格者証（51703 のニの(ﾊ)により朱の×印が付されている）を受けた居住地管轄安定所は、所定給付日数、基本手当日額等に変更があれば受給資格者証に必要な改訂を行ない表面に㊡の表示を施したうえ返付すること。なお、マイナンバーカード利用者については、受給資格通知に必要な事項を記載するとともに、処理状況欄に「休業票による改訂」等と記載し交付すること。

(ﾆ) 当該離職者が離職前の休業期間について休業の確認を受けた場合において、その休業期間に係る失業の認定及び特例基本手当の支給については、できる限り休業票の提出があった日又は次回の失業の認定日又は支給日に一括して行なうこと。休業期間中に係る自己の労働による収入又は就職した日についての届出は、その認定を受けるべき日に行なうものである。

ヘ 休業票を提出した後に離職した場合の取扱い

休業の確認を受け、休廃止事業所管轄安定所又は居住地管轄安定所に休業票を提出した休業者は、その後指定期日までの間において、従前の事業主との雇用関係が終了したときは、その旨をすみやかに管轄安定所（休業票提出安定所）に届け出なければならない（省令第 10 条）。

この場合の取扱いは次によること。

(ｲ) 離職後引き続き一般の基本手当の支給を受けようとするときは､求職の申込み

をさせること。

(ﾛ) 失業の認定回数は通常の認定回数となること。

(ﾊ) 休廃止事業所管轄安定所において受給していた者にあっては、その者の居住地管轄安定所に移管させること。

(ﾆ) 基本手当以外の保険給付についても当然支給し得ることとなること。

また、激甚災害法第25条第5項の規定により、一般の被保険者とみなされた高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者が、従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後における高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給については、法第37条の4第1項の高年齢求職者給付金又は同法第40条第1項に規定する特例一時金の支給日数から、特例基本手当の支給を受けた日数を差し引いた日数に相当する日数となること（省令第１２条）。

ト 未支給求職者給付

(ｲ) 休業者が死亡したために休業票を提出できなかった場合において、雇用保険法第10条の3第1項の規定により支給を請求しようとする者（以下「未支給給付請求者」という。）は、休業者の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であって、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたものについては、その者の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に限る。）に出頭し、則第17条の2第1項の未支給失業等給付請求書に休業票を添えて提出した上、死亡した休業者について失業の認定を受けなければならない（省令第11条第1項）。また、死亡した休業者の受給資格者証は、保管している場合に限り、添えて申請する（省令第11条第3項）。

(ﾛ) 失業の認定及び特例基本手当の支給については、上記(ｲ)により、休業票の提出を受けた公共職業安定所で行う（省令第1条第3項）。

(ﾊ) 休業票を提出する際に、当該休業者が指定期日までの間に従前の事業主との雇用関係が終了している者であるときは、その旨をあわせて届け出なければならない（省令第11条第2項）

(ﾆ) 上記(ｲ)の請求は、休業者の死亡の日が当該休業者が休業票の交付を受けた日から起算して 28 日以内の日（当該休業者が 、やむを得ない理由により休業票の交付を受けた日から起算して28日以内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しなかった場合においては、当該理由がやんだ日から起算して14日以内）でないときは、行えない。

(ﾎ) 則第47条（未支給基本手当に係る失業の認定）については、上記(ｲ)の未支給給付請求者に対する特例基本手当の支給について準用する。

51705(5)　休業者の被保険者資格の再取得

イ　概要

休業者は、激甚災害法第２５条第６項の規定により休廃止事業所又は従前の事業主の他の事業所に雇用されたものとみなされた日において被保険者資格を再取得するものであり、この事実があったときは、当該事業主は、その者にかかる資格取得届（則様式第２号）を提出しなければならない。

ロ　被保険者資格の再取得

休業者は、指定期日までに従前の事業主の事業所を離職した場合を除き、次に掲げる日から再び被保険者資格を取得する。

(ｲ)　指定期日までに、従前の事業所（休廃止事業所）に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至った場合は、その就業の最初の日

(ﾛ)　指定期日をこえて引き続き休業している場合は、指定期日の翌日

ハ　被保険者資格再取得に伴う事業主の事務

(ｲ)　前項に定めるところにより被保険者資格を再取得した休業者にかかる事業主は、資格取得届を、当該被保険者資格の再取得の日（その日が休業の確認を受けた日前の日であるときは、その確認を受けた日）の属する月の翌月 10 日までに、事業所管轄安定所に提出することとされている。

(ﾛ)　資格取得届は、休業者が休業するに至った日の前日に被保険者として雇用されていた従前の事業所（休廃止事業所）ごとに別用紙を用いて作成するよう指導すること。

(ﾊ)　指定期日を超えて引き続き休業している者については、従前の事業所（休廃止事業所）が提出されることとなるので留意すること。

ニ　資格取得届の提出を受けた安定所の事務処理

(ｲ)　資格取得の確認通知

a　資格取得の確認をした場合は、一般の事務処理に従って確認通知書を作成し、これを事業主に交付し、その旨を当該確認にかかる被保険者に通知するよう事業主を指導すること。

b　a の場合において、確認通知をした安定所は、当該確認通知にかかる事業主の事業所が従前の事業所（休廃止事業所）でない場合には、確認通知書の（写）を従前の事業所（休廃止事業所）管轄安定所に送付すること。

(ﾛ)　被保険者台帳等の処理

被保険者台帳等の処理については、センター要領による。

51706(6)　不服申立て

休業の確認に関する処分に係る不服申立てについては、法第６章及び第 81 条の規定が準用され（激甚災害法第 25 条第８項）、被保険者資格得喪の確認に関する処分に係る不服申立ての場合と同様に取り扱うこと。

なお、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示しなければならないものである（行政不服審査法第 57 条）

51707(7)　様式

省令に定められた様式には次のとおり。休業証明書－２（事業主控）、休業証明書－２（安定所提出用）、休業票－２（本人）は３枚１組となっている。

イ　雇用保険被保険者休業証明書－１

ロ　雇用保険被保険者休業証明書－２（賃金支払状況）

ハ　雇用保険被保険者休業票－１

ニ　雇用保険被保険者休業票－２（賃金支払状況）

51708（8）その他の留意事項

イ　休業者が従前の事業所で再び就業を開始する時期は、災害復旧の程度、事業再開の状況、職種の相違等のため、個人毎に異なる段階的なものとなっても差し支えない。

なお、災害復旧の程度等によっては、事業の縮小を余儀なくされ、再び就業する目途のたたなくなるに至る者も生ずることと思われるが、これらの者に係る基本手当の支給、職業紹介等については一般の例に従い措置する。

ロ　適用事業所の被災状況等については、従来と同様に昭和 41 年 11 月 19 日付職発 628 号「災害による被災状況等に関する報告（速報）について」によるとともに、この措置の対象とされた者に係る基本手当の支給状況については､次の様式により、本省雇用保険課あて適宜本省の指示する期限までに報告する。

ハ　この特例措置は、基本手当の速やかな支給が講じられることにより、効果があるものであるから、対象事業所及び対象となるべき者を指導して、受給資格の決定までの手続を速やかに行わせる。

ニ　特例措置の実施の過程で、対象事業所で雇用保険の適用もれとなっているものを発見した場合には、当該事業所から離職する者等に対し基本手当を支給し得るように即時適用の措置を講ずる。

ホ　本特例措置に基づき求職者給付の受給資格の決定を受けた場合（受給したか否かは問わない）、休業が終了し、被保険者資格を取得したものとみなされても当該休業前の被保険者であった期間は通算されないこととなるので、その旨被保険者及び事業主に周知すること。

様式

災害時における基本手当等の支給状況

平成30年7月24日以降平成○○年○月○日現在の現況

○○労働局職業安定部

① 安定所名	② 休業適用事業所数	③ 左に雇用される被保険者数	④			⑤			⑥				⑦		⑧					⑨					⑩ 備　考
			休業票交付枚数	離職票交付枚数	うち「災害特例」	受給資格決定件数	うち「激特」例」	うち「災害特例」	受給者の就職件数	うち「激特」例」	うち「災害特例」	うち同事業所への再雇用者	調査日現在の「激特例」受給者実人員	調査日現在の「災害特例」受給者実人員	広域延長給付決定件数	うち「激特例」	うち「災害特例」	うち震災を原因とする離職者（災害特例を除く）	うちその他の離職者	調査日現在の広域延長給付受給者実人員	うち「激特例」	うち「災害特例」	うち震災を原因とする離職者（災害特例を除く）	うちその他の離職者	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※平成30年7月24日以降の平成30年7月豪雨に係る状況

注　1）本報告には高年齢受給資格者及び特例受給資格者も含めて記載すること。また、代行入力分も報告すること。
　　2）②欄には、「災」離職票及び休業票を交付した休業適用事業所数を記載すること。
　　3）③欄には、平成30年7月23日現在の被保険者数を記載すること（ヘッダー2を参照）。
　　4）③欄、⑦欄、⑨欄以外は、7月24日以降の累計数を記載すること。
　　5）激甚の指定に関る指示等については追って指示する。

51751－51800　4　災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

51751（1）概要

イ　激甚災害時における求職者給付の支給に関する特例措置については、激甚災害法第25条及び関係政省令等の定めるところにより、発動の態勢がとられているが、同特例措置が発動されない場合であっても、一定の要件を満たすものについては、雇用保険上の失業者として取り扱い、基本手当（傷病手当を含む。以下同じ。）を支給する。

ロ　この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業するに至ったため、一時的な離職を余儀なくされた者に基本手当を支給することにより、失業期間中の生活の安定を図ろうとするものである。

51752（2）特別措置の対象者

この措置の対象となる者は、次のイ及びロのいずれにも該当するものである。

イ　災害救助法第2条の規定に基づき、都道府県知事により指定された市町村等の区域（激甚災害時における求職者給付の支給に関する特例措置が発動された場合は、当該地域に隣接する市町村等の区域も含む）に所在する雇用保険の適用事業所（事業所非該当施設のほか店舗、建設現場、派遣先事業所等の就業先施設を含む。）に雇用される被保険者（法第43条の日雇労働被保険者を除く。）

ロ　当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されているもの（一部の事業に限って休廃止した場合を含む。）

51753（3）激甚災害時における求職者給付の支給に関する特例措置が発動された地域に隣接する地域の取扱い

当該災害に対し激甚災害時における求職者給付の支給に関する特例措置が発動され、次のイ及びロのいずれにも該当する場合は、51752 と同様に特別措置の対象となるものである。

イ　激甚災害時における求職者給付の支給に関する特例措置の適用対象地域（51702 イ参照）に隣接しており（陸上に限らず海上で隣接する場合も含む。）、当該災害により直接的な被害が生じている事業所が所在する市町村等の区域に所在する雇用保険の適用事業所（事業所非該当施設のほか店舗、建設現場、派遣先事業所等の就業先施設を含む。）に雇用される被保険者（法第 43 条の日雇労働被保険者を除く。）。

直接的な被害が生じている事業所が所在する市町村等の判断は、労働局又は安定所が管轄地域内に 51702 ロの事業所が存在するか把握すること。あわせて労働局が都道府県に対し直接的な被害の状況を聴取する等により確認することが望ましいこと。

ロ　当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されているもの（一部の事業に限って休廃止した場合を含む。）

51754（4）支給等の手続

上記 51752 及び 51753 の者に対する基本手当の支給等に関する手続は、次に定めるもののほか、基本手当の支給の例に従い措置する。

イ　災害救助法の適用された区域を管轄する安定所は、当該災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努める。休業事業所の把握は、51702 に定めるところに従い行う。

ロ　イの事業所から措置の対象となるべき者について、資格喪失届及び離職証明書の提出があったときは、当該離職証明書の「⑦（離職理由）」欄の「5 その他」に、災害により事業所が休業するに至ったため解雇することを余儀なくされた旨及びその再雇用予定年月日を明記するよう指導するとともに、離職票の交付に当たっては、当該離職票及び離職証明書の右上部欄外余白に災の表示を行い、取扱者印を押印する。

なお、離職証明書は、同一の事業所からは一括提出するよう指導する。

ハ　災の表示を付した離職票の提出を受け、求職の申込みを行わせ、受給資格の決定を行ったその者の居住地を管轄する安定所においては、支給台帳には、災害時における基本手当の支給に関する特別措置である旨を受給資格決定に係る離職票（2 枚以上の離職票により決定した場合には、それらの離職票のうち最新のもの）の所要欄に必要事項を記載の上、当該離職票により所要のデータをセンターに入力することにより記録する。

この処理により、受給資格者証又は受給資格通知の「特殊表示（災、一括、巡相、市町村）」欄に、災害時における基本手当の支給に関する特別措置である旨を記載

するとともに、受給資格者証の適宜の欄に「災」の表示を行う（受給資格通知の場合は処理状況欄に「災害特例」等の記載を行う）。

所定給付日数の決定に当たっての離職理由は、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇（１Ｂ）として取り扱う。

また、当該安定所の職業紹介は、当該受給資格者に対しては、その者が希望する場合を除き、離職前の事業主に再雇用されるまでの間における職業紹介にとどめることを原則とする。

ニ　51752 及び 51753 の特別措置の対象者に係る失業認定申告書の 3 欄及び 4 欄については、求職活動実績の要件は問わないため記載を要しないこと。

ホ　基本手当を受給中に離職前の事業所に災害復旧のため就労する場合、当該就労の日については、賃金支払の有無にかかわらず就職として取り扱う。

ヘ　51752 及び 51753 の特別措置の対象者についても、52371 イ(ｲ) c の要件にて、個別延長給付の適用対象者となること。

個別延長給付の支給に当たっては、52371 ロ(ｲ)に「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っている」こととして応募実績の要件を定めているが、上記ニにより求職活動実績の要件は問わないこととしているため、この要件は適用しない。ただし、52371 ロ(ﾛ) b のやむを得ない理由がない不出頭による不認定がないという要件を満たす必要があるので留意すること。

51755（5）その他の留意事項

イ　離職前の事業主に再雇用される時期は、災害復旧の程度、事業再開の状況、職種の相違等のため、個人毎に異なる段階的なものとなっても差し支えない。

なお、災害復旧の程度等によっては、事業の縮小を余儀なくされ、再雇用の目途のたたなくなるに至る者も生ずることと思われるが、これらの者に係る基本手当の支給、職業紹介等については一般の例に従い措置する。

ロ　51752 及び 51753 の特別措置の対象者に係る被保険者資格の得喪、基本手当の支給等に関する手続は、特に一般のそれと異なる取扱いをする必要はない。

ハ　適用事業所の被災状況等については、従来と同様に昭和 41 年 11 月 19 日付職発 628 号「災害による被災状況等に関する報告（速報）について」によるとともに、この措置の対象とされた者に係る基本手当の支給状況については､次の様式により、本省雇用保険課あて適宜本省の指示する期限までに報告する。

ニ　この特別措置は、基本手当の速やかな支給が講じられることにより、効果があるものであるから、対象事業所及び対象となるべき者を指導して、受給資格の決定までの手続を速やかに行わせる。

ホ　特別措置の実施の過程で、対象事業所で雇用保険の適用もれとなっているものを発見した場合には、当該事業所から離職する者に対し基本手当を支給し得るように即時適用の措置を講ずる。

ヘ　本特例措置に基づき求職者給付の受給資格の決定を受けた場合（受給したか否かは問わない）、休業が終了し、被保険者資格を取得しても当該休業前の被保険者であった期間は通算されないこととなるので、その旨被保険者及び事業主に周知する

こと。

様式

災害時における基本手当等の支給状況

令和○○年○○月○○日～○月○○日までの状況

○○労働局職業安定部

① 安定所名	② 災害特例適用事業所数	③ 左に雇用される被保険者数	④離職票交付枚数		⑤受給資格決定件数		⑥受給者の就職件数			⑦受給者実人員		⑧ 備　考
			災害を原因とする離職者	災害特例による一時離職者	災害を原因とする離職者	災害特例による一時離職者	災害を原因とする離職者	災害特例による一時離職者	うち同事業所への再雇用者	調査日現在の災害を原因とする離職者の受給者実人員	調査日現在の災害特例による一時離職者の受給者実人員	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注　1）本報告には高年齢受給資格者及び特例受給資格者も含めて記載すること。
　　2）②欄には、「災」離職票を交付した適用事業所数を記載すること。
　　3）③欄には、令和○○年○○月○○日現在の被保険者数を記載すること（ヘッダー2を参照）。
　　4）③欄及び⑦欄以外は、○月○○日以降の累計数を記載すること。

51801－51850　５　削除

51901－51950　6　巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給

51901（1）概要

イ　巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給は、原則として行うことができない。

ただし、相当の遠隔地に開設されるものであって、失業の認定又は基本手当の支給を行うことがやむを得ないと認められるものについて、特に職業安定局長の承認を得た場合は、この限りではない。

ロ　巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給は、順次廃止することとする。また、廃止することが困難であっても、順次市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給の方式（51951～52000 参照）に切り替えていくこととする。

ハ　51902 のイにより失業の認定及び基本手当の支給を行うことができるものとして承認された巡回職業相談所においては、適宜基本手当以外の求職者給付及び就職促進給付の支給に関する事務を取り扱って差し支えない。

ニ　巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給においては、受給資格通知は使用しない。

51902（2）失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる巡回職業相談所の承認

巡回職業相談所において失業の認定及び基本手当の支給を行うことについての承認は、原則として、次の基準に合致するものについて当該安定所の職員数、受給資格者数等を勘案して行う。

イ　失業の認定及び基本手当の支給を行うもの

㈠　安定所への出頭に要する時間が通常の交通機関を利用して往復 6 時間以上 10 時間未満である地域について開設されるものであって、受給資格者 80 名以上について行うもの

㈡　安定所への出頭に要する時間が往復 10 時間以上である地域について開設されるもので、受給資格者 30 名以上について行うもの

なお、㈠又は㈡のいずれの場合においても派遣する職員は 2 名以上とする。

ロ　失業の認定のみを行うことができるもの

安定所への出頭に要する時間が通常の交通機関を利用して往復 4 時間以上である地域について開設されるもの

ハ　イ、ロの承認を受けるための申請は原則として毎年 2 月末までにこれを行い、臨時の必要があるものについてはその都度行う。

ただし、この承認を受けた後、公共交通機関の利用による出頭までの所要時間等に特段の変更はなく、引き続きイ又はロの基準に合致している場合、翌年度及び翌々年度の同事案に係る巡回職業相談所の設置に係る申請においては、申請書にその旨を付記の上、調書等の添付書類は省略して差し支えないこと。

（日本工業規格Ａ列４）

失業の認定及び基本手当の支給を行う巡回職業相談所調書

（失業の認定給付を行うものと認定のみを行うものと別葉にする）

①安定所名	②同職員数	③管内受給資格者数	④巡回職業相談所名	⑤取扱事務別	⑥経費負担区分	⑦月刊所用経費概略	⑧開設期間	⑨派遣職員数	⑩開設箇所において取り扱う受給資格者数	⑪当該関係地域の市町村名	⑫月間開設回数	⑬安定所へ出頭するために要する時間、経費及び交通機関							⑭備考
												所要時間			経費			交通機関	
												最高	最低	最頻	最高	最低	最頻		
											回日	時間	時間	時間	円	円	円		

注　１．①欄には、管轄安定所名を記載する。出張所、分室より派遣する場合は括弧書とし備考にその旨説明する。以下同じ。

２．②欄には①欄の安定所の職員数を記載する。

３．③欄には当該安定所管内の最近の総受給資格者数を記載する。

４．④欄には巡回職業相談所の名称を記載する。

５．⑤欄には失業の認定のみを行うか基本手当支給をも行うかについて記載する。

６．⑥欄には国費、地方費の負担の別を記載する。

７．⑦欄には巡回職業相談所を開設するために１か月間に要する概略の経費を記載する。

８．⑧欄には常設、季節的、臨時的に区別し、その期間を○月～○月と記載する。

９．⑨欄には１回の派遣実人員を記載する。

10．⑩欄には、当該巡回職業相談所において取り扱うべき受給資格者数（予定概数）を記載する。季節的に変動の著しい場合はその理由及び過去１年間における月別推移実績を付する。

11．⑪欄には⑩欄の受給資格者の住所の存する市町村名（巡回職業相談所において取り扱う地域）を記載する。なお、取扱地域が市町村の１部であるときは、具体的にその名称を略図との関連において記載する。

12．⑫欄には月間の開設回数を記載する。

13．⑬欄には、通常の交通機関を利用して受給資格者が安定所（出張所、分室を含む。）へ出頭するために要する往復の時間、経費及び交通機関を記載する。所要時間及び経費の「最頻」欄には、巡回職業相談所において取り扱うべき受給資格者の最も多く居住する地区からの所要時間及び経費を記載する。なお、所要時間には、汽車等の乗継の場合の待時間等を含める。

14．交通機関の運行回数が特に少ない場合等特殊事情がある場合は、その旨⑭欄に記載し、できれば運行表等を添える。

承認申請に当たっては、次の様式の調書、開設理由書、支給に必要な資金の送金方法を記載した書類及び略図を提出する。

51903（3）巡回職業相談所における事務処理等

イ　承認を受けた巡回職業相談所に離職票を提出した者の受給資格者証は、管轄安定所においてこれを作成して巡回職業相談所において交付する。支給台帳の調整は、帰庁後直ちにこれを行う。

ロ　巡回職業相談所において取り扱うこととした場合は、巡回職業相談所において失業の認定及び基本手当の支給を行う旨を受給資格決定に係る離職票（2 枚以上の離職票によりこれを決定した場合には、それらの離職票のうち最新のもの）の所要欄に必要事項を記載の上、当該離職票により所要のデータをセンターに入力することによりその支給台帳にその旨を記録するとともに、この処理により、受給資格者証の「特殊表示（災、一括、巡相、市町村）」欄にもその旨を記載する。

ハ　安定所において取り扱っていた受給資格者を巡回職業相談所において取り扱うこととした場合は、特別措置等変更票の必要事項を記載の上、当該変更票により所要のデータをセンターに入力することにより、その者の支給台帳にその旨を記録するとともに、この処理により、受給資格者証の処理状況欄にもその旨を記載する。

この場合、受給資格者証の第 1 面の「特殊表示（災、一括、巡相、市町村）」欄を訂正する。

ニ　巡回職業相談所において取り扱う受給資格者について、失業の認定及び基本手当の支給を行った場合の支給台帳の記録は、安定所において取り扱う受給資格者と同様に行うが、受給資格者証の記載については、手書でこれを行う。

ホ　巡回職業相談所において取り扱う受給資格者について、失業の認定及び基本手当の支給を行う場合は､その者に係る支給台帳全記録－1 を巡回職業相談所に携行し、その記載を行う。

ヘ　基本手当の支給を行う巡回職業相談所において、基本手当は、失業の認定を行った日の前日までの失業の日数について、安定所において定める方法によって支給する。支給事務については、資金前渡官吏事務取扱手引（平成 15 年改訂）第 29 の 1（失業等給付金の支払）による。

ト　失業の認定のみを行う巡回職業相談所の受給資格者についてはなるべく代理人受領を認めず代理人受領はやむを得ない場合に限る。

チ　失業の認定に当たっては特に慎重に処理し、濫給に陥らないよう注意する。

リ　巡回職業相談所において行った認定給付については事後決裁を受ける。

ヌ　巡回職業相談所においても、個人番号を記載した離職票-1 が提出された場合には、安定所と同様に 50005(5)ロに規定する個人番号の確認及び身元（実在）確認が必要であり、個人番号が記載された離職票-1 の写し等書類の管理については､安定所と同様の安全管理措置を講じる必要が生じることとなるので､50008(8)ロ、ホのとおり取り扱う。

51951－52000　7　市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給

51951（1）概要

イ　受給資格者が安定所の所在地又は巡回職業相談所の開設地から遠隔の地に居住し、失業の認定を受けるために出頭するのに多額の費用を必要とする場合には、その費用の額によっては保険給付の意味がなくなる場合がある。

　かかる場合には、51952 のイにより職業安定局長の承認を受けて安定所長は当該受給資格者の居住する市町村長の取次ぎにより、失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる。

　なお、この取扱いを行うにあたっては、失業の設定及び基本手当の支給に係る最終的な決定権限は、あくまで安定所長に留保されていることに留意する。

ロ　市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給は、順次廃止することとする。

ハ　職業紹介については、安定所は積極的に求人情報を提供するとともに、市町村に協力を求め、これらの求人を受給資格者に周知することはもちろんであるが、必要に応じて安定所の職員を派遣して職業紹介を行うか、あるいは、職業紹介のために呼出すこと等により、就職の促進について努力を払う。

ニ　雇用保険関係の業務については、あらかじめ市町村の事務取扱担当者の研修を行うこと等により事務処理体制を整備し、雇用保険業務の適正な運営が図られるような措置を講ずる。また、市町村の業務運営について適宜指導を行うとともに、実施結果について監査を行う。

ホ　51952 のイにより失業の認定及び基本手当の支給に関する事務を取り次ぐことができるものとして承認された市町村においては、適宜基本手当以外の求職者給付及び就職促進給付の支給に関する事務を取り次ぐこととして差し支えない。

ヘ　市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給においては、受給資格通知は使用しない。

51952（2）この取扱いを受けるための条件

イ　安定所への出頭に要する時間が通常の交通機関を利用して往復 6 時間以上要する離島等特殊遠隔地でその受給資格者について市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給を行うものは職業安定局長の承認を受けた地域（市町村の全部又は一部）に限るものとし、原則として当該地域に居住するすべての受給資格者について本取扱いを行う。

ロ　イの承認を受けようとする場合は、毎年 2 月末までに、次の様式による調書に略図を添付して提出する。

　ただし、この承認を受けた後、公共交通機関の利用による出頭までの所要時間等に特段の変更はなく、引き続きイの基準に合致している場合、翌年度及び翌々年度の同事案に係る市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給に係る申請においては、申請書にその旨を付記の上、調書等の添付書類は省略して差し支えないこと。

ハ　巡回職業相談所により失業の認定及び基本手当の支給を行ってきた地域の市町村

については市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給の方式に切替えた場合、受給資格者数等において承認基準に達しないものであっても、当分の間、この取扱いを承認することとする。

ニ　市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当支給の取扱いは、いわば変則的な措置であり、失業の認定が形式的に流れ基本手当の濫給を生ずるおそれがあるので、この取扱いを実施するに当たっては、これが受給資格者の利便をはかる趣旨のものであることを十分認識させるとともに市町村長に職業紹介について積極的に協力を求め、これが実施されることとなった場合に就職又は自己の労働による収入の確認が厳正に行われること等、失業の認定を行う上に参考となるべき事実の把握に努めるよう強力に指導を行う。

ホ　この取扱いが適正に行われないと認められる事態が生じた場合には、即時中止することについて市町村長に対してあらかじめ周知する。

ヘ　この取扱いを希望する受給資格者からは、51953 のニの支給方法を承諾する旨の文書を徴し、これを拒否する受給資格者については、原則どおり安定所に出頭を求めて認定給付を行う。

51953（3）この取扱いを行うための手続

イ　求職の申込み

遠隔地に居住する受給資格者が管轄安定所に出頭し、求職の申込みを行った場合において、安定所長が 50102 の要件を満たしていることを認めたときは、求職受理、受給資格者証の作成交付、支給台帳の作成等基本手当支給のための手続を終えた後、その受給資格者に対し、以後その者の居住地の市町村役場に出頭してその指示に応ずるよう指示する。

なお、この場合、安定所長は市町村長に対して、当該取扱いを行うことについての依頼状を送付するか又は本人に持参させる。

この取扱いを受ける受給資格者の労働の意思及び能力の認定については、以後の面接指導による判断がほとんど困難となるので、求職の申込みの際における確認について特に慎重を期し、51254 のハ参照の上厳格に判定することが必要である。

ロ　市町村長取次ぎによる取扱いを行うことに決定した場合は、受給資格決定に係る離職票（2 枚以上の離職票により決定した場合には、それらの離職票のうち最新のもの）の所要欄に必要事項を記載の上、当該離職票等により所要のデータをセンターに入力することによりその者の支給台帳にその旨を記録する。

この処理により、受給資格者証の「特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）」欄にもその旨を記載する。

なお、受給資格者証の「認定日」欄を「出頭日」に訂正し、第 1 面余白にこの取扱いを行うことを決定した年月日を付して「○○市町村取次ぎ」と朱書した上交付する。

また、「出頭日」の決定方法については、あらかじめ、関係市町村長と協議して決定しておく。

ハ　市町村長の行う事務

安定所長は、市町村長にこの取扱いを行うことを依頼するに当たっては、当該市町村長が雇用保険関係事務について承知しない場合が通常であることを考慮の上、依頼状に雇用保険の目的、事業状況等を説明した文書等を添え、市町村長の行うべき次の事務を熟知せしめるよう指導する。

⑴ 市町村長は、市町村役場に出頭した受給資格者から、安定所長の依頼状とともに「○○市町村取次ぎ」と朱書した受給資格者証の提出を受けたときは、受給資格者証の「出頭日」欄に記載されている指定日には必ず出頭するよう指示する。

なお、指定日に出頭しない場合は、法第15条第4項第1号から第4号までに掲げる理由であって証明書を提出する場合を除いては失業の認定が行われないこと、就職し又は短時間就労による収入を得た場合には必ず次回の出頭日に届け出ること、不正行為によって失業給付の支給を受け又は受けようとした場合は失業給付の支給が停止された上処罰を受けることがあること等受給資格者に対し注意を行う。

⑵ 受給資格者が所定の出頭日に出頭した場合、市町村長は次の様式による基本手当請求書を提出させ、失業の確認を行った上、次の様式の確認書とともに受給資格者の管轄安定所に送付する。

この場合、受給資格者について、労働の意思及び能力の有無その他失業の認定を行う上に参考となるべき事実を確認した場合は、その詳細を確認書に付記する。

また、失業認定申告書については、出頭日ごとに市町村長から安定所へ一括して送付させるものであるが、ニの⑴の口座振込制度を実施していない安定所の支給方法のうち、括弧書きの代理人受領の方法による場合には、代理人が安定所に出頭することによって基本手当の請求の意思表示が行われるので、受給資格者から基本手当請求書を提出させる必要はない。

⑶ 市町村長は、所定の出頭日において、受給資格者から基本手当請求書及び失業認定申告書（51301 参照）を提出させ、就職又は短時間就労による収入の有無を確認し、その者の受給資格者証に出頭年月日を記載の上、処理状況欄に「出頭」と記載し取扱者の印を押してこれを返付する。

なお、市町村長は受給資格者が出頭したときは次の様式の受給資格者出頭確認簿を作成し、保管する。

(ニ) 市町村長に対して、新規に個人番号の登録及びシステムに登録された個人番号の変更について申し出があった場合、市町村長は、追跡可能な書留等により直接安定所に対して「個人番号登録・変更届」等により個人番号の登録を行うよう案内する。

出頭年月日	受給資格者証番号	受給資格者氏名	就職（就労）した日	自己の労働による収入	備考

ニ　基本手当の支給

⑴　安定所長は、市町村長から失業の確認書に添えて基本手当請求書及び失業認定申告書の送付を受けたときは、その内容を審査し、失業の認定を行うか否かを決定する。失業の認定を行った場合は、口座振込制度を実施している安定所においては、口座振込みの方法により（日本銀行指定金融機関の利用が著しく困難な地域に居住する受給資格者に限っては、次の口座振込制度を実施していない安定所における支給方法によって行うことができる。）、また、口座振込制度を実施していない安定所においては隔地払いの方法により（当該地域における受給資格者の数、安定所の職員数等を勘案して隔地払いの方法によることが困難であると認められる場合には、市町村長の取次ぎによる失業等給付の代理人受領の方法により）基本手当を支給する（資金前渡官吏事務取扱手引（平成15年改訂）第29の1の⑷（市町村長の取次ぎによる支払）。

⑵　市町村長の取次ぎにより失業の認定を行った場合の受給資格者に対する基本手当等の支給決定の通知については、安定所が各受給資格者に対する隔地払いの方法によって支給する場合を除き、ハの⑹にかかわらず支給日の直前の出頭日に提出した受給資格者証を市町村長からまとめて送付させ、安定所は所要の記載を行った上、市町村長を通じて受給資格者に返付する（隔地払いによる場合には、国庫金送金通知書及びその他の通知書を個人別に送付することにより、受給資格者証に記載し通知する方法に代えている）。

なお、当該取次ぎを行う地域の受給資格者の数、地域の状況等からみて上記によることが著しく困難な場合については、本省に協議する。

（日本工業規格Ａ列４）

失業の認定、基本手当等の支給の取次ぎ依頼を行う市町村調書

① 安定所名	② 該当市町村名	③ 該当地域名	④ 取次依頼期間	⑤ 安定所へ出頭するために要する経費			⑥ 申請時(予定）該当受給資格者数	⑦ 年度内予定概数	⑧ 同基本手当総月額	⑨ 前年度中依頼件数	⑩ 備考
				所要時間 時間	経費 円	交通機関					

注　１．本報告書には高年齢受給資格者及び特例受給資格者も含めて記載する。

２．①欄には依頼する安定所名を記載する。

３．②欄には依頼を受ける市町村の名を記載する。

４．③欄には市町村の一部が該当する場合その地域名を記載する。

５．④欄には市町村長に取次ぎを依頼する期間を　月～　月の如く記載する。

６．⑤欄には市町村長に取次ぎを依頼する地域のうち受給資格者の最も多く居住する地区から通常の交通機関を利用して安定所（出張所、分庁舎を含む。）に出頭するに要する経費、時間を記載する。なお、所要時間には汽車等の乗継ぎの場合の待時間等を含める。

７．⑥欄には当該市町村に現に依頼を行っている件数を記載する。

８．⑦欄には、年度内予定受給資格者概数を記載する。

９．⑧欄には送付する基本手当の総月額（概算額）を記載する。

10．⑨欄には前年度中に依頼した件数を記載する。

11．⑥欄、⑨欄ともに該当がないときは理由を付する。

12．⑩欄には交通機関の運行回数が特に少ない場合等特殊事情がある場合は、その旨を記載し、できれば運行表等を添える。

13．⑥、⑦、⑧、⑨各欄の括弧内には、特例受給資格者に係る分を内数として記載する。

基本手当請求書

私は、労働の意思と能力を有し、職業を求めている者であり、公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだこともなく、目下失業の状態にあります。

上記のとおり相違ありませんので、失業した期間についての基本手当の請求をします。

年　　月　　日

公共職業安定所長　殿

住所

受給資格者

氏名

この受給資格者については上記のとおり事実と相違ないものと認めます。

年　　月　　日

○○市町村雇用保険取扱者

氏名

公共職業安定所長殿

年　　月　　日

○○市町村長

基本手当受給資格者の失業の確認に関する件

何某ほか何名の基本手当受給資格者について、失業の確認を行ったから、別紙のとおり基本手当請求書を添付して基本手当の支給方を依頼する。

52001－52050　8　失業等給付等の支給方法

52001（1）概要

受給資格者に対する失業等給付等の支給は、その者の普通預（貯）金口座への振込みの方法によって行う。

ただし、受給資格者の申出により下記のやむを得ないと認められる事由がある場合に限り、その者に対する失業等給付等の支給を現金の支払いによって行うことができる。

52002（2）口座振込みの方法による取扱いの範囲

イ　口座振込みの方法により支給する失業等給付等

受給資格者の普通預（貯）金口座への振込みの方法によって支給する給付は、雇用保険法の規定に基づく求職者給付(日雇労働求職者給付を除く。以下 52001-52050 において同じ。)、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付とする（高年齢求職者給付金については 54701～54750、特例一時金については 56201～56250、教育訓練給付については 58036、雇用継続給付については高年齢雇用継続給付業務取扱要領 59102、育児休業給付業務取扱要領 59525 及び 59567、育児時短就業給付業務取扱要領 60625、介護休業給付業務取扱要領 59837 参照）。日雇労働求職者給付の支払方法は、日雇労働求職者給付業務取扱要領による。

ロ　口座振込みの方法による取扱いについての留意事項

口座振込みの方法で求職者給付及び就職促進給付を支給することとなる場合は、その者に支給すべき求職者給付及び就職促進給付のすべてについてこの方法により支給するものであり、当該求職者給付及び就職促進給付のいずれかについてその一部を現金により支給する取扱いは認めない。

52003（3）離職票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理

イ　口座振込制度に関する説明

⑴　認定係は、基本手当の支給を受けようとして初めて安定所に出頭し離職票を提出した者について、受給資格があると認めた場合は、その者に対して原則口座振込みの方法により求職者給付及び就職促進給付が支給されることを説明する。

⑵　認定係は、⑴による説明をした後、その者に対し、払渡希望金融機関指定届（則様式第 18 号）（以下「指定届」という。）の用紙を交付し、その者に対し、これに所要事項を記載した上、その者が設けているその者名義の普通預（貯）金口座又はその者が新たに設けるその者名義の普通預（貯）金口座に係る金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 48 条第 2 項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）であって、その者が求職者給付及び就職促進給付の払渡しを希望するものの記載を行い、当該普通預(貯)金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて、最初の認定日までに提出するよう指導する。また、６欄の「4 銀行等（ゆうちょ銀行以外）の口座番号」又は「5 ゆうちょ銀行の記号番号」は空欄のまま提出させ、安定所において金融機関

に対し、普通預金口座設定に関する事務処理を行った上、これらの欄の処理を行うよう指導することとしても差し支えない。

なお、既にその者が設けているその者名義の普通預（貯）金口座が設定されており、かつ本人が当該普通預（貯）金通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを提示した場合は、「通帳により確認」等の文言を記載し確認を行った担当者の印を押印することで指定届を受理して差し支えない。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号）に基づき口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を登録し、かつ、安定所に個人番号を届け出ている者であって、当該口座への振込を希望する場合は、指定届の該当欄にチェックを入れて安定所に提出すること、口座情報登録・連携システムに登録されている公金受取口座に変更が生じた際は速やかに払渡希望金融機関変更届（則様式第 18 号）の該当欄にチェックを入れて安定所に提出すること、安定所への届出がなされない場合は変更前の口座へ振り込まれることとなることを指導する。この場合、金融機関情報の指定届への記載や当該普通預（貯）金通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しの添付・提示は不要である。口座情報登録・連携システムから公金受取口座を取得する方法については、センター要領参照。

公金受取口座への振込を希望する旨の指定届が提出されたものの、口座情報登録・連携システムから公金受取口座の情報を取得できない場合（システムエラーによるもので対処可能であるものを除く。）又は取得した公金受取口座が当座預金の場合、速やかに本人に対して、公金受取口座への振込が実施できない旨を伝えるとともに、指定届に振込先の口座情報を記載のうえ、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導し、当該口座への振り込みを実施すること。（既に本人が登録していた口座情報があり、当該口座への振込を希望する場合には、指定届等の提出は不要。）

本人が口座情報登録・連携システムに公金受取口座を登録しておらず、かつ次回認定日以降、公金受取口座への振込を希望する場合には、次回の認定日までに、口座情報登録・連携システムに公金受取口座を登録のうえ、指定届の該当欄にチェックを入れて安定所に提出するよう指導すること。

また、口座情報登録・連携システムから公金受取口座の情報を取得し、当該口座への振込を行った後、本人から振込を希望する口座ではない旨の申出があった場合は、口座情報登録・連携システムに登録している公金受取口座の情報を確認するよう促すとともに、当該公金受取口座以外の口座への振込を希望する場合は、通常の口座変更の手続きに沿って対応すること。

口座情報照会時のシステムエラーの内容・対処方法等については、センター要領を確認すること。

⑷ また、離職票の提出に合わせて離職票－１に付属する「指定届」を記載して提出する者については、口座振込みの方法により求職者給付及び就職促進給付の支給を希望するものと取り扱い、提出された「指定届」について所定の確認を行う。

⑸ 上記にかかわらず、普通預（貯）金口座での支払いが停止されている又は普通預（貯）金口座が開設できない場合等、やむを得ないと認められる場合は、受給資格者の申出に基づき現金による支給を行う。

ロ 支給台帳及び受給資格者証等の作成

⑴ 口座振込みの方法により求職者給付及び就職促進給付の支給を受ける受給資格者（以下「口座振込受給資格者」という。）に係る支給台帳の作成については、センター要領参照。

⑵ 口座振込受給資格者に係る受給資格者証及び受給資格通知の作成については、センター要領参照。

ハ 失業の認定日の決定及び受給資格者証等の交付

失業の認定日の決定及び受給資格者証又は受給資格通知の交付については、現金により支給を受ける者に係る取扱いと同様の取扱いを行う（50901～50950 及び 51053 参照）。

なお、審査係は、口座振込受給資格者に対して受給資格者証又は受給資格通知を交付する場合は、当該受給資格者証の第２面「注意事項」の３及び４又は受給資格通知の「注意事項」の２及び３に記載された事項について説明する。

ニ 支給日の決定

⑴ 口座振込受給資格者については、支給日とは、受給資格者が指定する金融機関（以下「振込先金融機関」という。）の普通預（貯）金口座にその者に支給されるべき基本手当に相当する金額の振込みが行われ、その者が振込先金融機関から現実に当該金額の支払を受けることができるに至る日をいう。

したがって、支給日を決定するに当たっては、日本銀行（本店、支店又は代理店）及び振込先金融機関の営業日を踏まえて、口座振込みに要する日数を考慮して行うものとする。

⑵ 口座振込受給資格者のうち、則第 24 条第１項の規定により、失業の認定回数が１か月に１回と定められた者については１か月に１回となるよう支給日を指定する（則第 43 条第１項）。

52004（4）払渡希望金融機関の指定及び変更

イ 指定届の受理

認定係は、口座振込受給資格者が指定届を提出したときは、その内容について次の点を確認する。

なお、受給資格者の振込先普通預（貯）金口座は、当該受給資格者本人名義のものに限られる。

(ｲ) 「1 氏名」欄に受給資格者本人の氏名が記載されているかどうか。

(ﾛ) 6欄の「3 名称」に52003のイの(ﾛ)の金融機関名が記載されているかどうか。

(ﾊ) 当該金融機関の普通預（貯）金通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しが提示されているかどうか。

ロ 支給台帳への記録及び受給資格者証等への記載

(ｲ) 認定係は、イの(ｲ)から(ﾊ)についての確認を行ったときは、指定届の決裁欄に確認印を押印し、審査係に回付する。

(ﾛ) 審査係は、(ｲ)により認定係から指定届の回付を受けたときは、当該指定届の所要欄に必要事項を記載の上、当該指定届又は離職票－1により所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳に振込先金融機関店舗コード及び口座番号を記録する。なお、安定所長の決裁を受けた後、適宜整理保管する。

(ﾊ) 審査係は、(ﾛ)の処理に伴い、受給資格者証の処理状況欄に振込先金融機関店舗コード及び口座番号を記載する。マイナンバーカード利用者の場合は、センターに入力した振込先金融機関店舗コード及び口座番号が反映された受給資格通知（全件）が出力される。

ハ 払渡希望金融機関の変更

口座振込受給資格者が、払渡希望金融機関変更届（則様式第18号）を提出した場合は、上記のイ及びロに準じて処理する。なお、マイナンバーカード利用者の場合は、特記事項等への入力により払渡希望金融機関の変更の記録を残す。

52005（5）失業の認定及び支給

イ 認定係が、口座振込受給資格者について失業の認定を行った場合の支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理については、センター要領参照。

ロ 審査係が、イにより失業認定申告書及び受給資格者証又は受給資格通知の回付を受けたときの失業認定申告書及び受給資格者証又は受給資格通知の処理については、センター要領参照。

ハ 審査係は、ロの事務処理を終わったときは、これらの書類を給付係へ回付するとともに、失業認定申告書を保管する。

ただし、受給資格者証又は受給資格通知は審査係から口座振込受給資格者に返付又は交付しても差し支えない。

ニ 給付係は、ハのただし書による場合を除き、ハにより回付を受けた受給資格者証又は受給資格通知を受給資格者に返付又は交付する。

52006（6）口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び失業等給付等の支給

口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び基本手当の支給については、原則として、50901 のニの(ｲ)又は(ﾛ)に準じて取り扱うこととするが、当該取扱いにより12月28日以前1週間の期間において失業の認定日を変更することとなる場合には、口座指定金融機関の営業日を踏まえて口座振込みに要する日数等を考慮し

て、遅くとも 12 月 30 日頃までにその者の口座に振込みを行うことができるよう、認定日の変更を行う。

失業の認定日が 12 月 28 日以前の数日間にある者についても、口座振込みに要する日数等を考慮して、上記に準じて取り扱う。

なお、ここに示したもの以外は、50901 のニにより処理する。

52007（7）支払方法の切替等

イ　口座振込の方法への切替

口座振込受給資格者以外の受給資格者が口座振込みの方法により失業給付の支給を受けることを希望し、指定届を提出した場合は、当該提出のあった日の後の最初の所定認定日から口座振込みの方法に切替えるものとし、前記 52003～52005 に準じて事務処理を行う。

ロ　現金支払の方法への切替

(ｲ)　口座振込受給資格者が、以後現金支払の方法により失業給付の支給を受けることを希望した場合は、次の事項を記載した文書を提出させる。

a　受給資格者の氏名及び支給番号

b　口座振込みの方法によることができない理由

(ﾛ)　口座振込受給資格者から(ｲ)による文書の提出があったときは、52003(3)イ(ﾆ)に規定する理由がある場合に限り、次の区分により現金支払の方法に切替える。この場合、支給台帳の記録内容を、払渡希望金融機関変更届を使用し、当該変更届の所要欄に必要事項を記載の上、当該変更届により所要のデータをセンターに入力することにより、現金支払の方法に変更するとともに、この処理に伴い、受給資格者証の処理状況欄に現金支払の方法に切替えた旨を記載する。マイナンバーカード利用者の場合は、支払方法が現金支払に反映された受給資格通知（全件）が出力される。なお、マイナンバーカード利用者の場合は、特記事項等への入力により口座振込から現金支払への変更の記録を残す。

a　原則として(ｲ)による文書の提出があった日の後の最初の口座振込日の次の認定日から切替える。

b　(ｲ)による文書の提出があった場合において、既に受給資格者の普通預（貯）金口座での支払いの停止等が行われているときは、当該文書の提出があった日の後の最初の認定日から切替えるものとし、当該認定日に、当該認定日以前の認定に係る日分（当該認定日前に行った支給決定に係る日分を除く。）を現金で支給する。

ハ　委嘱又は移管の場合の取扱い

口座振込受給資格者が、基本手当に関する事務の委嘱又は住居の移転に関する申出をした場合において、当該申出のあった日にその者が既に認定を受けた日分又は認定を受けるべき日分があるときは、委嘱又は移管元安定所は、当該申出のあった日を口座振込日として指定し、支給決定に関する事務等を行う。当該申出があった日にその者の普通預（貯）金口座での支払いの停止等が行われているときは、ロの(ﾛ)のｂに準じ当該申出のあった日に現金により支給する。

ニ　氏名変更届が提出された場合の取扱い

口座振込受給資格者から氏名変更届が提出された場合は、その者に対し、振込先金融機関の普通預（貯）金口座の名義を変更するように指導し、その変更について確認する。

なお、金融機関に対し氏名変更に関する事務処理を行うよう指導することとしても差し支えない。

ホ　傷病手当の支給に係る認定

傷病手当の支給に係る認定は、職業に就くことができない理由がやんだ後における「最初の支給日」ではなく「最初の認定日」までに受けなければならない（則第63条第1項）ので留意する。

様式第18号（第44条関係）（第1面）
雇用保険

払渡希望金融機関 指定 変更 届

※ 帳票種別
1 2 1 3 1

1. 被保険者番号
□□□□－□□□□□□－□

2. 支給番号
□□－□□□□□□－□

3. 支払区分　4. 金融機関・店舗コード　口座番号
□　□□□□□□□－□□□□□□□□□□□□□

5. 公金受取口座利用希望
□ マイナポータルにおいて登録した口座を利用する場合に「1」を記入

届出者	フリガナ	
	1 氏名	
	2 住所又は居所	〒 （電話番号　　）

6. 払渡希望金融機関

□ マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、左欄にチェックしてください。

□ マイナポータルに登録されている公金受取口座に変更が生じ、変更後の公金受取口座への振込を希望される方は、左欄にチェックしてください。

※公金受取口座への振込を希望する場合、個人番号を基に情報照会を行うことに同意したものとみなします。
※公金受取口座への振込を希望し、上記にチェックを入れた場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。
※マイナポータルに登録されている公金受取口座に変更が生じた際は、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出してください。安定所への届出がなされない場合、変更前の口座へ振り込まれることとなります。

フリガナ			金融機関コード	店舗コード
3 名称	本店 支店			
4 銀行等（ゆうちょ銀行以外）	口座番号	（普通）		
5 ゆうちょ銀行	記号番号	（総合）　－		

※雇用保険の給付金を複数受給している場合、この届の届出により、すべての給付金の払渡し先が指定・変更されます。給付金ごとに払渡し先を指定・変更することはできません。

※必ず第2面をお読みください。

雇用保険法施行規則第44条第2項・第3項（第62条・第65条・第65条の5・第69条・第101条の2・第101条の2の15・第101条の10・第101条の20・第102条・附則第32条において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり届けます。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長
地方運輸局長　殿

届出者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支給番号（　　）

備考	

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

様式第18号（第44条関係）（第2面）

注　意

1　指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。

2　１欄及び３欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。

3　３欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（**ゆうちょ銀行を含む。**）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。

4　４欄又は６欄には、**あなたの本人名義**の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。

5　この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること（公金受取口座の利用を希望するときは不要）。

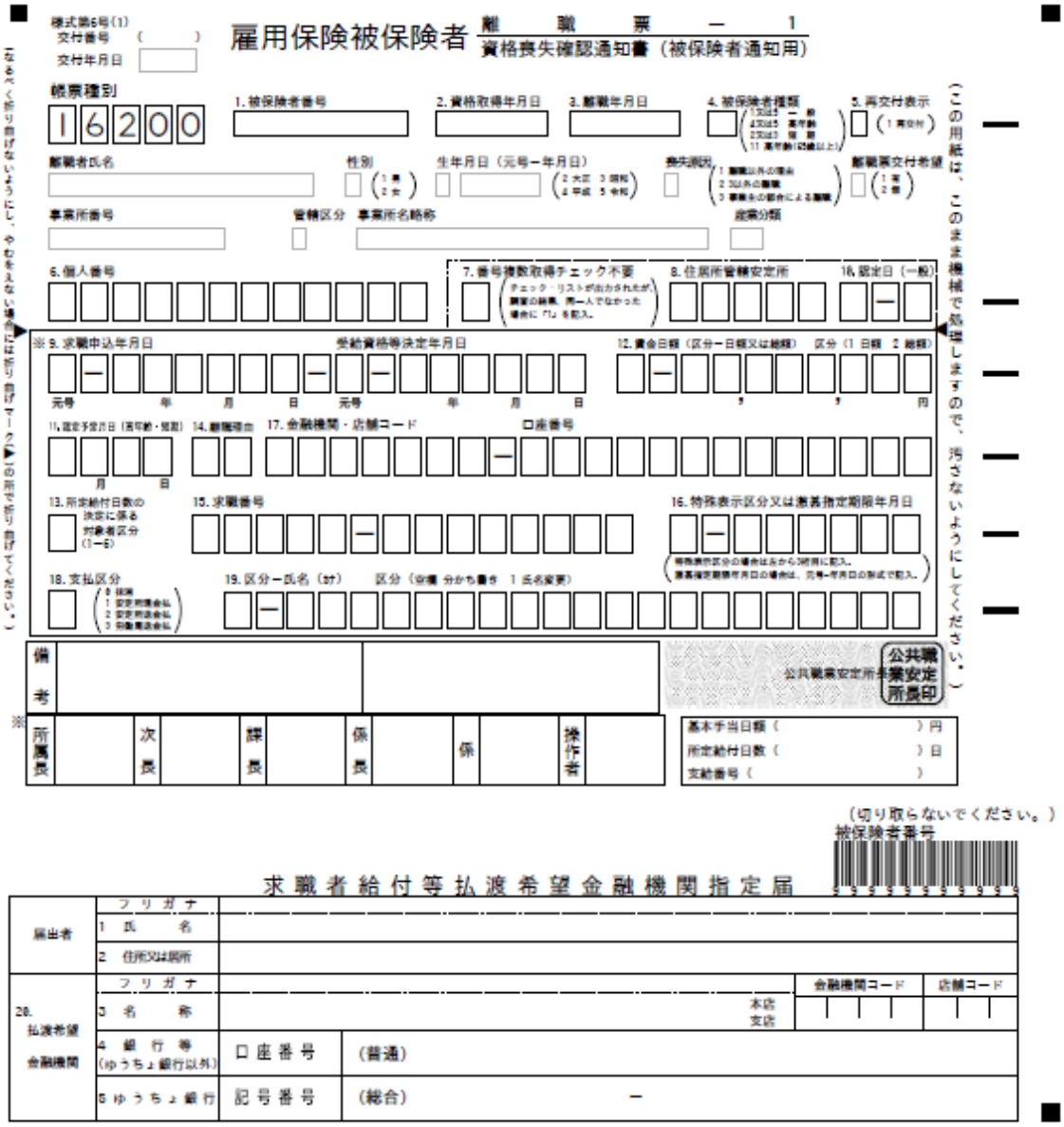
6　公金受取口座の利用を希望するときは、あらかじめ、下記の手続を完了していること。

・マイナポータルにおいて、公金受取口座を登録していること。

・公共職業安定所長に個人番号を届け出ていること。

7　マイナポータルに登録されている公金受取口座を変更した場合、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出すること。（安定所に登録された口座は自動的に変更されず、変更の都度、安定所に申出が必要。）

8　※印欄には、記載しないこと。



様式第6号(1)
交付番号 (　　)
交付年月日

雇用保険被保険者 離職票－1 資格喪失確認通知書（被保険者通知用）

帳票種別 16200

1. 被保険者番号
2. 資格取得年月日
3. 離職年月日
4. 被保険者種類（1又は5 一般 2又は3 高年齢 4又は5 特定 11 高年齢(65歳以上)）
5. 再交付表示（1 再交付）
離職者氏名
性別（1 男 2 女）
生年月日（元号一年月日）（2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和）
喪失原因（1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職）
離職票交付希望（1 有 2 無）
事業所番号
管轄区分
事業所名略称
産業分類
6. 個人番号
7. 番号複数取得チェック不要（チェック・リストが出力されたが、照会の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。）
8. 住居所管轄安定所
10. 認定日（一般）
※ 9. 求職申込年月日（元号 年 月 日）
受給資格等決定年月日（元号 年 月 日）
12. 賃金日額（区分－日額又は総額） 区分（1 日額 2 総額） 円
11. 認定予定日（高年齢・短期）（月 日）
14. 離職理由
17. 金融機関・店舗コード
口座番号
13. 所定給付日数の決定に係る対象者区分（1～6）
15. 求職番号
16. 特殊表示区分又は延長指定期間年月日（特殊表示区分の場合は左から3桁目に記入。延長指定期間年月日の場合は、元号一年月日の形式で記入。）
18. 支払区分（0 就職 1 安定所直接払 2 安定所送金払 3 特例高送金払）
19. 区分－氏名（かナ） 区分（申請 分かち書き 1 氏名変更）

備考

公共職業安定所長印

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者

基本手当日額（　　）円
所定給付日数（　　）日
支給番号（　　）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）
（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク▶の所で折り曲げてください。）

（切り取らないでください。）

被保険者番号

求職者給付等払渡希望金融機関指定届

届出者	フリガナ			
	1 氏名			
	2 住所又は居所			
20. 払渡希望金融機関	フリガナ		金融機関コード	店舗コード
	3 名称	本店 支店		
	4 銀行等（ゆうちょ銀行以外）	口座番号	（普通）	
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	（総合） －	

<キリトリ>

様式第6号の3(1)

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）

確認通知年月日

雇用保険被保険者資格喪失届に基づき、下記のとおり確認します。

公共職業安定所長印

被保険者番号
資格取得年月日
離職等年月日
被保険者種類（1又は5 一般 2又は3 高年齢 4又は5 特定 11 高年齢(65歳以上)）
離職票交付希望（1 有 2 無）
被保険者氏名
性別（1 男 2 女）
生年月日(元号一年月日)（2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和）
喪失原因（1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職）
事業所番号
管轄区分
事業所名略称
産業分類

注　意

［離職票－１について］

1　基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。

2　基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票－１及び離職票－２（別紙）を提出すること。

3　６欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載すること。

4　基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から１年間（注）（これを受給期間といいます。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き３０日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記２の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。

（注）所定給付日数が３３０日の場合「１年と３０日」、３６０日の場合「１年と６０日」となること。

5　基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも４年間は大切に保管すること。

6　この離職票－１を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

［資格喪失確認通知書（被保険者通知用）について］

1　この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。

2　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（決定があった日から１年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決のあった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

（切り取らないでください。）

注　意

1　１欄及び３欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。

2　３欄には、求職者給付及び就職促進給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。

3　４欄又は５欄には、あなたの名義の通帳の記号番号を間違いのないよう記載すること。

4　この届の提出と同時にあなたの本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示すること。

注　意

1　労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第１面の事業主に提示しなければならない。

2　この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。

3　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

4　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（決定があった日から１年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

5　この通知書とともに交付された離職票（－１及び－２）は速やかに本人に交付すること。

6　この通知書は、少なくとも４年間は大切に保管すること。なお、離職証明書（事業主控）について、公共職業安定所から返付を受けた場合は、併せてわかるように保管すること。

52101－52300　第 12　給付の制限

52101－52150　1　給付制限の趣旨

52101（1）概要

給付制限は、雇用保険制度による失業者の所得保障が正当な受給権を持つ者に対してのみ行われるべきであるという理由及び怠惰に陥ることを防止しようとする趣旨に基づいて行われるものである。

給付の制限は、受給権の行使に重要な影響を与えるものであるから、離職理由が法第 33 条に規定する理由に該当するか否か又は安定所の紹介した職業に就くことを拒んだこと、指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだこと若しくは安定所が行う職業指導を拒んだことが法第 32 条の規定に該当するか否かの認定に当たっては、画一的、機械的に行うことなく、その者の個別事情等を十分考慮し、必ず安定所長の決裁を受けた上、適切に行わなければならない。

また、法第 24 条第 2 項（終了後手当の支給）、法第 24 条の 2（個別延長給付）、法第 25 条（広域延長給付）、法第 27 条（全国延長給付）又は法附則第 5 条（地域延長給付）の規定により所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けている者が、正当な理由がない（この認定基準については、52151 参照）と認められるにもかかわらず、安定所の紹介する職業に就くこと、その指示した公共職業訓練等を受けること又は安定所が行う職業指導を受けることを拒んだ場合における法第 29 条の給付制限については、52601～52650 参照。

52151－52200　2　法第 32 条の給付制限

52151（1）概要

イ　受給資格者（終了後手当の支給、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は地域延長給付を受けている受給資格者を除く。以下本項において同じ。）が受給資格の決定を受けた後に、安定所の紹介する職業に就くこと又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだとき（受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受講し始めた後その修了前に、正当理由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によって退校（所）した場合及び正当な理由なく故意に懲戒処分を行わせる意図をもって懲戒処分理由に該当するに至り退校（所）処分を受けた場合を含む。）は、その拒んだ日から起算して 1 か月間、基本手当を支給しない。

なお、紹介された先の事業所における面接態度については、当該事業所から故意に不採用にさせるような言動であった旨の連絡があったときに原則として事実関係を確認するほか、紹介部門における採否確認の機会等を活用するなど（なお、52157 ハ参照。）により、安定所ごとの業務量等の実情を勘案しつつ、サンプリング率を設定し、紹介先にこれを確認し、正当な理由なく故意に不採用にさせるような言動により不採用になったと認められるときは、紹介された職業に就くことを拒んだものと解して取り扱う。

しかしながら、次の各号に該当したとき（これらの認定基準については、52152 参照）は、職業に就くこと又は公共職業訓練等を受けることを拒んでも、給付制限を受けることはない（法第 32 条第 1 項）。

⑴　紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき（法第 32 条第 1 項第 1 号）。

⑵　就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき（法第 32 条第 1 項第 2 号）。

⑶　就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき（法第 32 条第 1 項第 3 号）。

⑷　職業安定法第 20 条（第 2 項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所又は船員職業安定法第 22 条（第 2 項ただし書きを除く。）の規定に該当する船舶に紹介されたとき（法第 32 条第 1 項第 4 号）。

⑸　その他正当な理由のあるとき（法第 32 条第 1 項第 5 号）。

ロ　受給資格者が、正当な理由がなく（この認定基準については、52154 参照）厚生労働大臣の定める基準（52155 参照）に従って安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して 1 か月を超えない範囲内において安定所長の定める期間（原則として 1 か月、52156 参照）は、基本手当は支給されない（法第 32 条第 2 項）。

ハ　正当な理由なく（ニ及び 52152～52155 参照）次の行為をなした場合は、安定所の紹介する職業に就くこと、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は安定所が行う職業指導を受けることを拒んだ場合に含まれると解して法第 32 条の給付制限を行う。

⑴　安定所の紹介する職業に就くことを拒んだことに含まれる場合

a　安定所の紹介に応じたにもかかわらず指定された日に事業所に出頭しなかった場合

b　安定所に紹介された先の事業所における面接態度について、故意に不採用にさせるような言動により不採用になったと認められる場合

c　安定所に紹介された先の事業主のもとにおいて面接した際に採用を拒否する場合及び面接の結果採用になった後において就職することを拒否する場合

⑵　安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだことに含まれる場合

a　指示訓練の受講修了前に自己都合によって退校した場合

b　故意に懲戒処分を行わせる意図を持って懲戒処分理由に該当するに至り、退校処分を受けた場合

c　安定所が行う職業指導を受けることを拒んだことに含まれる場合

安定所が、52155 ホに該当する職業指導を行うために、初回講習、求職活動支援セミナー等の受講を指導したにもかかわらず、当該講習等への参加を拒否した場合又は実施日に出頭しなかった場合

ニ　安定所長が、上記イの⑴から⑸までの各号に該当するかどうかを認定しようとするときは、52152 及び 52153 の基準によらなければならない（法第 32 条第 3 項）。

ホ　給付制限を行うか否かの認定を行うに当たっては、紹介担当部門からの連絡を待って認定係において認定を行うものであるが、この連絡方法等についてはあらかじ

め定められた簡易な方法によることとし、紹介担当部門及び認定係の業務の運営に支障のないよう配慮しなければならない。

ヘ　給付制限処分を行った場合には、当該処分について雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を口頭で教示することを要する。

52152（2）安定所の紹介する職業に就くことを拒むことが正当な理由があると認められる場合の認定基準

イ　法第32条第1項第1号の「紹介された職業が、受給資格者の能力から見て不適当な場合」の認定基準

⑴　一定の身体的能力を要する業務に、その者の身体的能力から見て不適当な者が紹介された場合

身体障害者、身体虚弱者、高齢者、年少者若しくは女子がその身体的能力を超えた能力を必要とする業務に紹介された場合、又は特殊な体質の者が体質上不向きな業務に紹介された場合をいうのである。

ここにいう身体障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者を指す。

「身体虚弱」の程度は、医学的に精密な認定を必要とするものではなく常識で判断され得る程度の「虚弱」をいう。もちろん内科的疾患に基づく虚弱は容易に判断し得ない場合が多く、かかる場合には安定所の指定する医師の診断を待って、その認定を行わなければならない。

「高齢」、「年少」の年齢的限界は、一律に定め得ないものであって、個々の事例ごとに判断することになる。ただし、労働基準法によって就業を制限されている業務に該当する場合は、もちろんこの基準に該当する。

特殊な体質の者が体質上不向きな業務に紹介された場合とは、例えばガソリンの臭いをかぐことによって気分が悪くなる者が、ガソリンスタンドに紹介された場合であって、その気分の悪くなる程度及び当該勤務場所におけるガソリンの臭いの程度等からみて勤務が困難であると医学上認められる場合をいう。

船員については、体力又は体質不向きな業務に紹介された場合をいう。

⑵　一定の知的・精神的能力を要する業務に、その者の知的・精神的能力から見て不適当な者が紹介された場合

知的障害者等が、その知的・精神的能力を超えた能力を必要とする業務に紹介された場合をいうのである。

ここにいう知的障害者とは50304のロの⑵に掲げる者をいう。

⑶　その者の知識及び技能から見て不適当な業務に紹介された場合

この基準は、次の場合に適用する。

a　専門の知識、技能を有しない者がそれらを必要とする業務に紹介された場合

例えば、建築、配線、潜水作業等の技能、熟練を必要とする業務に、それらの能力のない者が紹介された場合等を指すのである。

b　専門の知識、技能を有し、それらを生かした業務に就こうとする者がそれらを必要としない業務に紹介された場合

本人の希望する業務が明確であり、その内容が、本人の有する専門の知識、技能及び労働市場の状況から見て妥当なものである場合以外はこの基準を適用しない。

この場合、求職票等により受給資格者の希望する業務が明確に把握できる場合であって、学歴、職歴等から見て、その者が当該業務を遂行するのに必要な専門の知識、技能を十分身に付けており、さらに該当する求人が現実に労働市場に存在し、就職が可能であると認められる場合に限り正当な理由ありとするものである。

なお、この認定は、業務の実施に必要となる能力を有していれば、本人の希望如何にかかわらず、その業務に紹介してよいという最低の線と、本人の知識、技能を生かすことができる業務に紹介しなければならないという最上の線との間で、労働市場の状況等を踏まえた正常な常識による判断で行わなければならない。

ロ　法第32条第1項第2号の「就職するため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められる場合」の認定基準

(ｲ)　就職先の事業所に寄宿舎、社宅等の施設がなく、かつ、その地域に住宅を得ることが困難な場合

その事業所の所在地域において住宅を得ることが困難であるかどうかということは、その判定に困難を伴う問題であるが、結局その事業所に対する通勤可能の圏内において、通常の人が住宅を得ることについて社会通念上十分に手段を尽くしたと認められる程度の努力をしても、なお住宅が得られないとういことが客観的に是認されるかどうかによって決定されなければならないのであって、いやしくも一般の人であれば住宅を得ることが困難であろうというその地域についての客観的な格付けによって判断されなければならない。

(ﾛ)　扶養すべき家族と別居することが困難な場合

この基準は、受給資格者の個人的、家庭的な事情から、その住所又は居所を変更することが困難である場合であり、就業先の事業所に寄宿舎、社宅等の設備があると否とを問わず、扶養家族と別居生活をしなければならないことが条件である。

(ﾊ)　現在の居住地において特別の収入があるときにおいて、住居を移転することによってその収入が途絶し、又は減少し、生計を維持することが困難となるとき

住所又は居所を移転することによって、経済的な不利益を受ける場合であって、現在地においてのみ可能な内職を行っている場合又は農地を所有し、あるいは農耕に従事して収入を得ている場合において、住所を移転することによって、それらの収入が途絶し、就職先から賃金を得ても生計を維持することが困難となる場合をいうのである。

なお、法第32条第1項第2号における「就職するため現在の住所又は居所を変更することを要する場合」には、通勤手段がバスのみである事業所に紹介された者が、バスに酔う体質であり、そのバスに酔う程度及び当該通勤に要するバスの乗車時間等からみて通勤が困難であることが医学的に認められる場合が含まれ

る。

ハ　法第 32 条第 1 項第 3 号の「一般の賃金水準と比べて不当に低い場合」の認定基準次の(ｲ)又は(ﾛ)のいずれかに該当する場合は、正当な理由があると認められる。

(ｲ)　就職先の賃金が、その地域の同種の産業の同職種の職業に同程度の年齢の者が常用労働者として就いた場合に受ける平均的な賃金のおおむね 100 分の 85 よりも低い場合

ここにいう「就職先の賃金」には、当該受給資格者が拒否した就職先の求人票の「毎月の賃金」欄に記載された賃金のうち、時間外手当を除いた残余の部分の合計を用いる。

また、「その地域の同種の産業の同職種の職業に同程度の年齢の者が就いた場合の平均的な賃金」とは、受給資格者の住居所のある都道府県において、同職種の職業に同程度の年齢の者が常用雇用として採用された場合に受けることができる賃金（毎月きまって支払われる各種手当及び現物給与を含み、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与を含まない。）の平均的な賃金として算出される中途採用者採用時賃金の前年同期のものとする。

(ﾛ)　就職先の賃金の手取額がその者の受けることができる基本手当の額のおおむね 100 分の 100 よりも低い場合

ただし、本人が自己の意思により住所又は居所を変更した場合において、変更後の住所又は居所の労働市場における同種の産業の同職種の職業に同程度の年齢の者が就いた場合に受ける平均的な賃金が、変更前の住所又は居所の労働市場における同一条件の者の受ける平均的な賃金に比較して低い場合にはこの基準を適用しない。

これは就職先の手取額がその者の受けることのできる基本手当の額以下の場合にあっては、雇用保険法に規定する最低生活の保障も困難となって、法の趣旨に反することとなるからである。

なお、「手取額」とは、この場合総賃金から税金、社会保険料、労働組合費を控除したものとする。

ただし書は、受給資格者が、自己の意思によって住所又は居所を変更した場合その変更後の住所又は居所の労働市場において、その受給資格者と同じ条件の者が受ける賃金がその受給資格者の変更前の住所又は居所の労働市場において、受給資格者と同じ条件の者が受ける賃金に比較して低いときは、本基準を適用しないということであって、例えば賃金水準の高い地域において受給資格を取得し又は基本手当の支給を受けていた者が、その後比較的賃金水準の低い地域に転居した場合等においては、本文の規定を適用せず、もっぱら、上記(ｲ)の基準によることとなる。

すなわち、たとえ就職先の賃金が（上記(ｲ)の基準に定める率以下でない限り）基本手当の額以下の場合においても、就職を拒否するときは給付制限を受けることとなるのである。

なお、就職先の賃金が、その地域の平均的な賃金の 100 分の 85 又は就職先の賃金の手取額が基本手当の額の 100 分の 100 よりも低いかどうかの認定に当たって

は、「おおむね」とあるとおり、厳格に 100 分の 85 又は 100 分の 100 に限定せず、本人の失業していた期間及び将来本人が就職することのできる見込みを考慮してその基準額を多少上下させることは認められるのである。

例えば、既に長期間失業しており、かつ近い将来においてより有利な職業に就くことが困難と認められる者については、就職の促進を図るため、この基準を多少低下させて、厳格な取扱いをする等の考慮を払う必要がある。

ニ　法第 32 条第 1 項第 4 号「職業安定法第 20 条（第 2 項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所又は船員職業安定法第 22 条（第 2 項ただし書きを除く。）の規定に該当する船舶に紹介された場合」の認定基準

⑴　同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所（船員については、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶）に紹介された場合（職業安定法第 20 条第 1 項、船員職業安定法第 22 条第 1 項）

労働争議は、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖等争議行為の多種多様性により、その判定が困難であるが、この基準は争議行為の中でも何人もこの存在を客観的に認めることのできる同盟罷業と作業所閉鎖（船員については、同盟罷業、閉出又はけい船）の場合を取り上げているのである。

⑵　労働委員会から安定所（船員については、地方運輸局長）に対し、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖（船員については、同盟罷業、閉出又はけい船）に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって当該争議の解決が妨げられることについて通報のあった事業所に紹介された場合

ただし、当該争議の発生前通常使用されていた労働者の員数を維持するために必要な限度までの人員を補充するため紹介された場合は、この限りではない（職業安定法第 20 条第 2 項）。

安定所が労働委員会から、ある事業所において争議が怠業その他の形ですでに発生しているが、それが同盟罷業又は作業所閉鎖（船員については、同盟罷業、閉出又はけい船）まで発展するおそれがあり、かつ求職者を無制限に紹介することによって、その争議の解決が妨げられる旨の通報を受けた場合は、その争議は、同盟罷業、作業所閉鎖（船員については、同盟罷業、閉出又はけい船）と同様客観的にその存在が証明されたことになるのであるから、上記と同様の取扱いを行うものである。

ホ　法第 32 条第 1 項第 5 号の「その他正当な理由があるとき」の認定基準

⑴　労働条件が法令に違反することの明らかな事業所に紹介された場合

例えば、労働時間が休憩時間を除き 1 日について 8 時間、1 週間について 40 時間を超えるものである場合（労働基準法第 32 条）、休憩時間が、労働時間が 6 時間を超える場合に 45 分未満、労働時間が 8 時間を超える場合に 1 時間未満である場合（労働基準法第 34 条第 1 項）、休日が毎週 1 回以上又は 4 週間で 4 日以上ない場合（労働基準法第 35 条）、6 か月間継続勤務した出勤率 8 割以上の労働者に有給休暇を 10 日（その後勤務 1 年ごとに 1～10 日を加算）以上与えない場合。

ただし、出勤率 8 割以上の週所定労働時間 30 時間未満の短時間労働者について

は、週（又は年）所定労働日数と勤続年数に応じて労働基準法施行規則第24条の3第3項に定められた日数（1～15日）以上与えない場合（労働基準法第39条）、最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払われる賃金額がその最低賃金額未満である場合（最低賃金法第5条）などであって適用除外等に該当しない場合である。

ここに「違反することの明らかな」というのは、客観的に明らかでなければならないのであって、受給資格者の主観的判断によって決定されるものではない。したがって、実際問題としては、受給資格者の申立てによって、安定所がその事実の有無を調査し、その結果違反することが明らかな場合にはじめてその拒否が正当となるのである。

(ﾛ) 労働時間その他の労働条件がその地域の同種の業務について行われるものに比べて、不当である事業所に紹介された場合

労働条件が法令には違反しないが、その地域の同種の業務について行われる一般水準に比べて不当に悪いことを指す。

なお、この場合の労働条件は、賃金以外の労働条件を指している。賃金については前述のとおりである。

「不当」かどうかの判定は、安定所が行うのであって、受給資格者の判断には拘束されない。

(ﾊ) 1か月以上賃金不払（賃金の3分の1を上回る額が支払われなかった場合を含む。）の事業所（将来正当な時期に賃金が支払われるものと認められるものを除く。）に紹介された場合

「1か月以上賃金不払」というのは、最近の、又は紹介を受けた当時における事実を指す。しかしながら、その事実が一時的なものであって、近い将来正当な時期に賃金が支払われることが確実な場合は、その就職を拒む正当な理由とはならない。

(ﾆ) 公共の福祉に反する業務を行う事業所に紹介された場合

「公共の福祉に反する業務」というのは、その業務が法令に違反しないまでもその業務を行うことが社会公共に不利益をもたらし、あるいは害毒を流すおそれのあるようなものをいい、個々の事例について公共の福祉に反するか否かを決定する。

(ﾎ) 法令に違反する業務を行う事業所に紹介された場合

事業所が法令違反の製品を製造し、あるいは販売している等の場合である。

(ﾍ) 7日以内に自己の希望する職業に就くことができると認められる場合

例えば、予定就職先の事業主の証明書の提出を受けた場合等をいう。

(ﾄ) 本人の意思に反して、特定の労働組合への加入又は不加入を採用条件としている事業所に紹介された場合

安定所の職業紹介はあくまでも求職者の自由な意思及びその基本的人権を尊重して行うのを原則とするのであるから、ある事業所の労働組合がクローズドショップ制をとっている場合であって受給資格者がその特定の労働組合と主義主張を異にし、それに加入することを好まないときは、受給資格者をその事業所に紹介

することは避けるべきであるので、この基準は、その場合における受給資格者の拒否権を認めているのである。

また、ある事業所が、特定の労働組合に加入しないことを採用条件としている場合も同様である。

(ﾁ) 離職前から引き続いて夜間通学している労働者が、学校所在地から著しく遠隔の地にある事業所で、その者の通学が不可能となるような事業所に紹介された場合又はその労働時間が異常であって夜間通学を不可能ならしめるような事業所に紹介された場合

この基準の適用を受けることのできる者は、離職前から夜間通学をしていた者に限られるのであって、紹介先の事業所が学校所在地から著しく遠隔の地にあり、交通事情その他により、客観的に通学不可能と認められる場合、あるいは紹介先の事業所における勤務時間が異常であって夜間勤務を要すること又は相当遅くまで勤務を要することが常である等、客観的条件が通学を不可能ならしめると認められる場合である。

なお、ここにいう学校には、学校教育法第 1 条にいう学校ばかりでなく、そこでの修学が真にその者の職業能力の向上に資し、もって再就職の促進に役立つと認められる場合は、同法第 124 条、第 134 条及び第 135 条の専修学校、各種学校及びこれに準ずるものも含む。

また、ここにいう不可能とは、全く通学できない場合のほか、社会通念上通学を継続することが無意味となる場合をも含む。また、離職後夜間通学を始めた者は、この基準の適用を受けないことはいうまでもない。

(ﾘ) 就職後間もなく、その者の勤務地の変更があることが明らかな場合であって、これに伴い必要とされる住所又は居所の変更が困難であると認められる場合

住所又は居所の変更が困難であるか否かの認定は、52152 のロに準じて行う。

(ﾇ) 船員については、機帆船並びに漁船に関しては、風俗、習慣を著しく異にする地域の船舶若しくは事業所又は現在の居住地と遠隔の地域において、就航が限定されている船舶に紹介された場合

52153（3）公共職業訓練等の受講を拒否することが正当な理由があると認められる場合の認定基準

イ　法第 32 条第 1 項第 1 号の「公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められる場合」の認定基準

指示された職業訓練の訓練科が本人の素質、能力等から見て、適当でないと認められる場合を挙げることができる。

受給資格者の能力、素質がその訓練科について適当でない場合は、訓練等が行われても、訓練等そのものの効果が挙げ得ないし、また、訓練等の課程を修めて就職しても、有効に能力を発揮し得ないものであるから、訓練等も、職業の紹介の場合と同様、その者の能力に適当な職種について行う必要がある。

ここに能力、素質というのは、公共職業訓練等の課程を修めた後就職し、自己の

労働力を提供し得る精神的、肉体的、技術的な能力、素質である。

ロ　法第32条第1項第2号の「公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められる場合」の認定基準

(ｲ)　公共職業訓練施設に寄宿舎、社宅等の設備がなく、かつ、その地域に住宅を得ることが困難な場合

(ﾛ)　扶養すべき家族と別居することが困難な場合

(ﾊ)　現在の居住地において特別の収入がある場合において、住居を移転することによってその収入が途絶し、又は減少し、生計を維持することが困難となるとき

上記(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾊ)については、52152のロに準じて取り扱う。

ハ　法第32条第1項第5号の「その他正当な理由があるとき」の認定基準

就職が決まりその準備のための退校（所）する必要がある場合

52154（4）職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準

イ　次に掲げる理由によって所定の出頭日に出頭できないで、職業指導を受けなかった場合（当該出頭日の次の出頭日の前日までに出頭して職業指導を受けたか否かを問わない。）

(ｲ)　疾病又は負傷

(ﾛ)　求人者との面接

(ﾊ)　公共職業訓練等の受講

(ﾆ)　天災その他やむを得ない理由

a　災害、交通事故等の不可抗力の事故

b　消防団員として出動義務のある消火活動への従事

c　予備自衛官の訓練招集

d　証人、参考人等としての裁判所、議会等への出頭

e　犯罪容疑等による召喚、勾引、勾留等

f　本人の看護を要する同居の親族の疾病又は負傷

g　喪主として行う親族の葬祭

(ﾎ)　前各号に準ずる理由であって安定所長が認めるもの

本人の結婚式、社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等は、これに該当するものとして取り扱う。

ロ　次に掲げる理由によって所定の出頭日に出頭できないで職業指導を受けなかった場合において、次回の出頭日の前日までに出頭して、職業指導を受けた場合

(ｲ)　就職

(ﾛ)　資格試験の受験

(ﾊ)　選挙権その他公民としての権利の行使

(ﾆ)　親族の葬祭（イの(ﾆ)のｇの場合を除く。）

(ﾎ)　選挙の立会

(ﾍ)　前各号に準ずる理由であって安定所長が定めるもの

ハ　受けることを指示された適性検査又は体力検査が、本人に精神的又は肉体的に著

しく過重である場合には、これを受けなくとも給付制限は行わない。

なお、上記イの㈱及びロの㈵に掲げる「前各号に準ずる理由であって安定所長が定めるもの」を定めようとする場合は、本省に照会する。

52155（5）その拒否を給付制限理由とする職業指導

その拒否を給付制限理由とする職業指導は、次のとおりである。

イ　駐留軍関係離職者等臨時措置法第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認定を受けた者に対し、昭和 41 年 9 月 17 日付け業指発第 98 号の定めるところに従って行う職業指導

ロ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 20 条の規定に基づき中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者に対し、昭和 46 年 9 月 17 日付け職発第 328 号の定めるところに従って行う職業指導

ハ　沖縄振興特別措置法第 70 条第 1 項の規定に基づき沖縄失業者求職手帳の発給を受けた者に対し、平成 14 年 4 月 1 日付け職発第 0401080 号の定めるところに従って行う職業指導

ニ　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第 1 条の規定に基づき一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けた者に対し昭和 58 年 6 月 28 日付け職発第 316 号・訓発第 149 号の定めるところに従って行う職業指導

ホ　その者の職業経験、知識、技能及び労働市場の状況等を考慮して、安定所長がその者の再就職のために綿密な職業指導を行う必要があると認めた者に対して行う職業指導

上記ホに掲げる職業指導は、受給資格者の再就職を促進するため、その個別の事情に即応して行う職業指導をいい、個別の職業相談面接の形式で行うもののほか、共通の問題を有する求職者を集めて、実習、指示、助言等を行うものも含む。

ただし、一般的な説明、伝達等は当該職業指導には該当しないものである。

52156（6）法第32条の給付制限期間

受給資格者が安定所の紹介する職業に就くこと、又はその指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだ場合において、52152～52153 の基準に該当しない場合はその拒んだ日から起算して 1 か月間、また、受給資格者が安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだ場合において、正当な理由がない場合（52154 参照）は、その拒んだ日から起算し 1 か月失業の認定を行わず、基本手当は支給されない（認定日当日拒否した場合に、その日に失業の認定を行うべき期間についての失業の認定、基本手当の支給を除く。）。

ここで 1 か月とは 30 日の意味でなく、暦をもって計算するのであって、例えば、8 月 15 日に就職を拒んだ場合は、8 月 15 日から 9 月 14 日までの 1 か月をいう。

この 1 か月の給付制限は所定給付日数が 1 か月短縮されるものではない。

また、この給付の制限は、受給資格者が正当な理由なくして安定所の紹介する職業

又はその指示した公共職業訓練等若しくは安定所の行う職業指導を受けることを拒んだ場合、その都度行われるのであり、拒否とは安定所の職員の面前で拒否する場合のみならず、事業主のもとにおいて面接した際拒否する場合及び面接の結果採用になった後において就職することを拒否する場合をも含むものである。

このような､安定所の紹介した日と事業主のもとにおいて拒んだ日が異なるときは、安定所の紹介した日以後給付が制限される。

ただし、安定所の紹介した日と事業主のもとにおいて拒んだ日との間に失業の認定日がある場合は、事業主のもとにおいて拒んだ日の直前の認定日以後給付が制限される。

なお、安定所の紹介に応じたにもかかわらず指定された日に事業所に出頭しなかったときについても、同様に取り扱う。

また、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受講し始めた後その修了前に、正当理由なく故意に懲戒処分を行わせる意図をもって懲戒処分理由に該当するに至り退所処分を受けた場合の、「安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだ日」とは、公共職業訓練等を行う施設の長が当該受給資格者を退所したものとして取り扱うに至った日をいう。

52157（7）その他の留意事項

イ　労働の意思・能力の有無の確認について

就職拒否等を行った者の中には、その拒否の理由として、本人の健康状態、子弟及びその他の家族の養育・看護、並びにその他家庭の都合等を主張する者がいるが、これらの者の失業の認定に当たっては、労働の意思及び能力の有無の判定を慎重に行い、場合によっては、受給期間の延長の申請を行わせる等、円滑に所要の措置を行う。

ロ　公開求人を自主的に選択した者の取扱い

安定所からの働きかけによらず、自ら公開求人を選択してその紹介を受けようとする者については、たとえ紹介を受けた後その就職を拒否した場合においても、一概に就職の意欲が薄弱であるとは認め難い場合もあり、その取扱いに当たっては慎重に行うこと。

すなわち、これらの者の就職拒否の事実のすべてをとらえて処分を行うことは、その者の積極的な求職意欲を阻害し、かえって制度本来の趣旨に反することにもなりかねないからである。

ハ　紹介担当部門と認定担当部門との連携

紹介担当部門は、受給資格者について、紹介不参及び採用不参の事実、職業訓練の受講を指示したにもかかわらず入校しなかった事実及び中途退校の事実並びに職業紹介又は職業指導のための呼出しに来所しなかった事実を把握した場合のほか、求人提示、求職条件緩和指導等の一連の職業紹介活動の過程の中で、受給資格者が就職拒否についての明確な意思表示を行った場合及び事業主のもとにおいて面接した際に採用されることを拒否した事実を把握した場合においても、安易に処理を終えることなく、必ず所要の手続により、認定担当部門へ連絡する。

連絡に当たっては、適宜連絡票等を活用するとともに、必要に応じて審査会議等を開催し両部門の情報交換及び意思の疎通が円滑に行われるよう配慮する。

52158（8）法第32条の給付制限を行う場合の事務処理

イ　法第32条の給付制限の決裁は、（伺）文書により処分の種類、年月日、処分を行う理由、本人の申立事項及び通知年月日を記載し、求職票を添え安定所長の決裁を受けることを要する。

この場合、本人の申立ての部分には本人の氏名を記載させる。

ロ　法第32条の規定に基づく給付制限を行った場合は、離職票及び延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該票により所要のデータをセンターに入力する。

受給資格者連絡票（参考例）

氏名	（性　別　男・女　・支給番号　　・態様区分）

について　　年　　月　　日　〔就職拒否・訓練拒否・指導拒否〕
の事実があったので連絡する。

就職拒否等の内容

1．拒否の理由
（　　）

2．認定基準との照合等
（1）就職拒否の場合
①　就職拒否の態様〔紹介拒否・紹介不参・採用拒否・採用不参〕
②　拒否の理由が本人の求職条件と紹介求人の条件との不一致による場合
該当する条件（能力、賃金、労働時間その他）についての内容

（求人条件の内容）	（求職条件の内容）

③　拒否に正当な理由があると認められるとする認定基準に該当する事由の有無

認定基準	当該事由の有　無
①　「紹介された職業が、受給資格者の能力から見て不適当な場合」の認定基準	有　・　無
②　「就職するため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められる場合」の認定基準	有　・　無
③　「一般の賃金水準と比べて不当に低い」場合の認定基準	有　・　無
④　「職業安定法第20条（第２項ただし書を除く。）又は船員職業安定法第22条（第２項ただし書きを除く。）の規定に該当する事業所に紹介された場合」の認定基準	有　・　無
⑤　「その他正当な理由があるとき」の認定基準	有　・　無

（2）訓練拒否の場合
①訓練の内容（職種、期間等）〔　　〕
②訓練拒否の態様〔自己都合退校・退校処分・その他〕
③拒否に正当な理由があると認められるとする認定基準に該当する事由の有無

認定基準	当該事由の有　無
①　「公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められる場合」の認定基準	有　・　無
②　「公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められる場合」の認定基準	有　・　無

（3）指導拒否の場合
①職業指導の内容〔　　〕
②指導拒否の態様〔初回講習・求職活動セミナー等（参加拒否・不参）・その他〕
③拒否に正当な理由があると認められるとする認定基準に該当する事由の有無

認定基準	当該事由の有　無
①「所定の出頭日に出頭できないで、職業指導を受けなかった場合」の認定基準	有　・　無
②「所定の出頭日に出頭できないで職業指導を受けなかった場合において、次回の出頭日までに出頭して、職業指導を受けた場合」の認定基準	有　・　無

3．拒否に正当な理由があると認められるとする認定基準に該当するとした又は該当しないとした理由
（　　）

注）　「就職拒否等の内容」については、紹介担当部門において把握できる範囲内で記入することとし、残余の部分については認定担当部門において補足し、処分を行うか

否かについての判断の基準とすること。

52201－52250　3　法第 33 条の給付制限

52201（1）概要

イ　被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がないと認められるにもかかわらず自己の理由によって退職したときは、待期満了後 1 か月以上 3 か月以内の間､基本手当を支給しない（法第 33 条第 1 項）。

ロ　被保険者の離職がイに述べた理由に該当するか否かの認定及び給付制限の処分は、特定受給資格者の確認と併せて、住居所管轄安定所がこれを行う。

これについては、離職理由について事業主と労働者との間において一致している場合（⑦欄（離職理由）が「5(2) 労働者の個人的な事情による離職に該当するもの」を除く。）は、事業所管轄安定所長の判断を主とし、事業主と離職者で主張が異なる場合、並びに⑦欄（離職理由）及び離職区分に記載されている内容では離職理由の適正な把握ができない場合については、次により、客観的事実の把握、離職者の申立の聴取を行い、認定を行う。

なお、離職理由の判定については、客観的資料、関係者の証言、離職者の申立等を基に慎重に判断するものである。

⑴　住居所管轄安定所長は､事業所管轄安定所長の判断を信頼しうるような事項(⑦欄（離職理由）「1 事業所の倒産等によるもの」、「2 定年によるもの」又は「3 労働契約期間満了による離職」）については、主として事業所管轄安定所長の判断を参考として離職理由の認定を行う。

この場合、離職理由に疑義がある場合は事業所管轄安定所において離職理由の確認を行う。

⑵　事業所管轄安定所長の判断だけではなく、離職者の申立も十分に参考として離職理由の認定を行うことが適当と思われる事項（離職の理由「4 事業主からの働きかけによるもの」又は「5(1) 職場における事情による離職」)となっている場合については、離職理由について客観的資料等を収集し、離職者本人の申立も十分聴いた上で、認定を行う。

この場合、離職者に当該申し立てる離職理由を証明する客観的資料等をできる限り提示させるとともに、必要に応じ、事業所管轄安定所等に対して、離職に至る具体的事情について照会を行った上、離職理由を確認することとする。

この場合、事業所管轄安定所において離職理由の確認を行うことを原則とするが、住居所管轄安定所より直接確認を行う場合においては、事前に事業所管轄安定所に連絡の上、当該事業所管轄安定所において既に把握している事実等を確認の上、事業主等に対し確認を行うこととする。

なお、当該確認にあたっては、事業主等に確認の上離職理由を確認することを原則とし、必要に応じ、関係行政機関に問い合わせを行い、確認する。

⑶　離職者の申立を十分に参考として離職理由の判定を行うことが適当と思われる事項（離職理由「5(2) 労働者の個人的な事情による離職」）については、離職者の申立を十分に聴いた上で、認定を行う。

⑷　離職の理由（「6 その他（1－4 のいずれにも該当しない場合）」）については、

その離職の具体的内容に応じて、上記㈠又は㈡のいずれかの方途に準じて認定を行う。

ハ　給付制限の処分は、被保険者が離職し基本手当の支給を受けることとなる場合、すなわち、受給資格を満たした後の離職について行われるものである。

したがって、2 枚以上の離職票によって受給資格を満たす場合は、当該受給資格を満たすに至った後の離職に係る離職理由により、給付制限を行うべきか否かを決定する。

ニ　受給資格に係る離職後、適用事業主に雇用され被保険者となった者が受給資格を得ることなく再離職し、当該受給資格により基本手当の支給を受けようとする場合、再離職に係る離職理由による給付制限は行わない。

なお、再離職した受給資格者が安定所に出頭した場合には必ず離職票の交付の有無を問い、原則として、これを提示させた上で、受給資格の有無を判断することとなる（当該離職票については受給資格者に返還し、保管するように指導する。）。なお、就職後短日時のうちに再離職したこと等により再離職時までに資格の取得の確認が行われていない者については、速やかに資格の取得及び喪失の確認を行い離職票を交付する。

ホ　給付制限処分を行った場合は、当該処分について雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を口頭で教示することを要する。

ヘ　被保険者の離職の理由が、法第 33 条第 1 項の規定に該当するか否かの認定は、受給資格者の利害に直接関係があるものであるので、画一的、機械的に行うことなく、認定基準に照らして、その者の個別具体的事情等を十分に考慮して、適切に行う必要がある。

ト　50208 の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された安定所（以下「委嘱先安定所」という。）において受給資格決定を行う場合は、52201 の規定中「住居所管轄安定所長」とあるのは「委嘱先安定所長」と、「住居所管轄安定所」とあるのは「委嘱先安定所」とする。

52202（2）「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限を行う場合の認定基準

イ　刑法各本条の規定に違反し、又は職務に関連する法令に違反して処罰を受けたことによって解雇された場合

刑法に規定する犯罪又は行政罰の対象となる行為を行ったことによって解雇された場合である。行政罰の対象となる行為とは、例えば自動車運転手が交通取締規則に違反する場合等をいう。

この基準は「処罰を受けたことによって解雇された場合」であるから、単に訴追を受け、又は取調べを受けている場合、控訴又は上告中で刑の確定しない場合は、これに包含されない。

また、刑法第 1 編第 4 章の「執行猶予」中の者は単に刑の執行を猶予されているにとどまり、刑は確定しているのであるからこれに該当し、「起訴猶予」の処分を受けたものは刑が確定しているのではないからこれに該当しないことはいうまでも

ない。

ロ　故意又は重過失により事業所の設備又は器具を破壊したことによって解雇された場合

事業主に対して損害を与え、しかもそれが故意又は重過失に基づくものである場合は、当然自己の責めに帰すべき重大な理由によるものである。

ハ　故意又は重過失によって事業所の信用を失墜せしめ、又は損害を与えたことによって解雇された場合

被保険者の言動によって事業主又は事業所に金銭その他物質的損害を与え、又は信用の失墜あるいは顧客の減少等の無形の損害を与えたことによって解雇された場合である。

ニ　労働協約又は労働基準法（船員については、船員法）に基づく就業規則に違反したことによって解雇された場合

労働協約又は就業規則に定められた事項は被保険者が守るべきものであり、これに違反したことによって解雇された場合には、イ～ハ又はホ～トの基準に該当しない場合でも自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇と認められることがある。

この場合にも、労働協約又は就業規則違反の程度が軽微な場合には、本基準に該当しないものであり、本基準に該当するのは、労働者に労働協約又は就業規則に違反する次の(ｲ)～(ﾆ)の行為があったため解雇した場合であって、事業主が労働基準法第 20 条第 3 項において準用する同法第 19 条第 2 項の規定（船員については、船員法第 44 条の 3 第 3 項の規定）による解雇予告除外認定を受け、同法第 20 条（船員については、第 44 条の 3）の解雇予告及び解雇予告手当支払の義務を免れるときである。

(ｲ)　極めて軽微なものを除き、事業所内において窃盗、横領、傷害等刑事犯に該当する行為があった場合

(ﾛ)　賭博、風紀紊乱等により職場規律を乱し、他の労働者に悪影響を及ぼす行為があった場合

(ﾊ)　長期間正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合

(ﾆ)　出勤不良又は出欠常ならず、数回の注意を受けたが改めない場合

ホ　事業所の機密を漏らしたことによって解雇された場合

事業所の機密とは、事業所の機械器具、製品、原料、技術等の機密、事業所の経営状態、資産等事業経営上の機密に関する事項等を包含する。

これらの事項は従業員として当然守らなければならない機密であり、これを他に漏らしたことによって解雇されることは、自己の責めに帰すべき重大な理由と認められる。

ヘ　事業所の名をかたり、利益を得又は得ようとしたことによって解雇された場合

事業所の名を悪用し、自己の利益を得又は得ようとしたことによって解雇された場合で、この場合事業主に有形無形の損害を与える場合もあり、事業主に損害を与えない場合でも詐欺罪又は背任罪の成立する場合もある。

ト　他人の名を詐称し、又は虚偽の陳述をして就職をしたために解雇された場合

被保険者が事業所に雇用されるに当たって、就職条件を有利にするため他人の履

歴を盗用し、あるいは技術、経験、学歴等について自己の就職に有利なように虚偽の陳述をして採用され、後に発覚したことによって解雇された場合である。

52203（3）「正当な理由がない自己の都合による退職」として給付制限を行う場合の認定基準

ここにいう「正当な理由」とは、被保険者の状況（健康状態、家庭の事情等）、事業所の状況（労働条件、雇用管理の状況、経営状況等）その他からみて、その退職が真にやむを得ないものであることが客観的に認められる場合をいうのであって、被保険者の主観的判断は考慮されない。

退職するについて正当な理由ありとし、給付制限を受けない場合は次のとおりである。

イ　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたこと、又は金融機関との取引が停止される原因となる不渡手形の発生等の事実が生じたことにより事業所の倒産がほぼ確実となったために退職した場合

50305 イ(ｲ)参照

ロ　事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換等により、労働施策総合推進法第 27 条第 1 項に基づく離職に係る大量の雇用変動の場合の届出がなされ大量の人員整理が行われることが確実となったため、又は従業員のうち相当数の人員整理が既に行われたために退職した場合（船員については、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換等により、船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が 1 ヶ月以内の期間に 30 人以上となったことにより退職した場合、又は当該事業主に雇用される被保険者の数を 3 で除して得た数を超える被保険者が退職したため退職した場合）

50305 イ(ﾛ)参照

ハ　適用事業所が廃止された（当該事業所に係る事業活動が停止し、再開される見込みのない場合を含む。）ために当該事業所から退職した場合

50305 イ(ﾊ)参照

ニ　採用条件（賃金、労働時間、労働内容等）と労働条件が著しく相違したことにより退職した場合

50305 ロ(ﾛ)参照

上記の他、この基準には、就職後一定期間経過後に事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が異なることとなった場合も含まれる。

ホ　支払われた賃金が、その者に支払われるべき賃金月額の 3 分の 2 に満たない月があったため、又は毎月支払われるべき賃金の全額が所定の期日より後の日に支払われた事実があったために退職した場合

50305 ロ(ﾊ)参照

ヘ　賃金が、その者に支払われていた賃金に比べて 100 分の 85 未満に低下した（又は低下することとなった）ため退職した場合（当該低下の事実が予見困難なものであ

ったものに限る。）

50305 ロ(ニ)参照

ト　離職の日の属する月の前６月に「労働基準法第 36 条第３項に規定する限度時間に相当する時間数」を超える時間外労働及び休日労働がいずれか連続して３か月以上の期間において行われた場合（船員については、「離職の日の属する月の前６月に船員基準に規定する時間を超える時間外労働が連続して３か月行われた場合」とする。）、いずれかの月において一月当たり 100 時間以上、時間外労働及び休日労働が行われた場合、いずれか連続した２か月以上の期間の時間外労働及び休日労働を平均して１月当たり 80 時間を超えて、時間外労働及び休日労働が行われた場合、又は労働者の生命及び身体に関し障害が生じるおそれのある法令違反等が行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において改善が行われなかった場合

50305 ロ(ホ)参照

チ　事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため、労働者が雇用契約の終了を余儀なくされた場合

50305 ロ(ヘ)参照

なお、以下のものについても当該基準に該当する。

新技術が導入された場合において、自己の有する専門の知識又は技能を十分に発揮する機会が失われ当該新技術へ適応することが困難であることによって退職した場合であり、この基準は次のいずれにも該当することにより退職した場合をいうものである。

(a)　ＮＣ・ＭＣ工作機械、産業用ロボット、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ等のＭＥ機器が導入されたこと。

(b)　(a)の事実に伴い、被保険者が有していた専門の知識又は技能を十分に発揮する機会が失われたこと。

(c)　被保険者が、導入された当該ＭＥ機器を取り扱うこととされたこと。

(d)　被保険者が、当該ＭＥ機器に係るプログラム作成、メンテナンス業務等又はそれらに関する知識、技術についての教育訓練等に適応が困難であること。

船員については、「職務の適正を著しく欠くこと又は新技術が導入された場合において、自己の有する専門の知識、経験、技能若しくは熟練を発揮する機会が失われ、当該新技術へ適応することが困難であることにより退職した場合」についても、当該基準に該当する。

リ　上司、同僚等から故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって退職した場合

50305 ロ(ト)a 参照

ヌ　直接若しくは間接に退職することを勧奨されたことにより、又は希望退職者の募集に応じて退職した場合

50305 ロ(チ)参照

なお、以下のものについても当該基準に該当する。

(イ)　結婚、妊娠、出産又は育児に伴い退職することが慣行となっている場合や定年制があるにも関わらず、定年年齢の前に早期退職することが慣行となっている場

合等環境的に離職することが期待され、離職せざるを得ない状況に置かれたことにより離職した場合

(ﾛ) 50305 ロ(ﾇ)以外の企業整備による人員整理等で希望退職者を募集に応じて離職した場合

ル　全日休業により労働基準法第 26 条の規定による休業手当の支払が 3 か月以上にわたったために退職した場合（船員については、「予備船員（船員法第 2 条第 2 項）として、船舶に乗り組むために待機している期間（休日除く）が 3 ヶ月以上となったが、船舶が出航する見込みがないことにより退職した場合」）

50305 ロ(ﾙ)参照

ヲ　事業主の事業内容が法令に違反するに至ったため退職した場合

50305 ロ(ﾇ)参照

ワ　(ｲ)体力の不足 (ﾛ)心身の障害 (ﾊ)疾病 (ﾆ)負傷 (ﾎ)視力の減退 (ﾍ)聴力の減退 (ﾄ)触覚の減退等によって退職した場合

(ｲ) 被保険者の身体的条件に基づく退職の場合を掲げているのであるが、如何なる程度の身体的条件が正当な退職の理由となり得るかは具体的事情（被保険者の身体的条件とその者の就いていた業務又はその者が新たに就くことを命ぜられた業務との相互の関連等）によって個々に決定される。

(ﾛ) すなわち、この基準を満たすためには、次のいずれかに該当することが必要である（(ｲ)から(ﾄ)までその他これに準ずる身体的条件のため、その者が従来就いていた業務（従来の勤務場所への通勤を含む。）を続けることは不可能又は困難であるが、事業主から新たな業務に就くこと（勤務場所の変更を含む。）を命ぜられ、当該業務（当該勤務場所への通勤を含む。）を遂行することが可能な場合は含まれない。）。

a　(ｲ)～(ﾄ)までその他これに準ずる身体的条件のため、その者の就いている業務（勤務場所への通勤を含む。）を続けることが不可能又は困難となったこと。

b　(ｲ)～(ﾄ)までその他これに準ずる身体的条件のため、事業主から新たに就くべきことを命ぜられた業務（当該勤務場所への通勤を含む。）を遂行することが不可能又は困難であること

カ　妊娠、出産、育児等により退職し、雇用保険法第 20 条第 1 項の受給期間延長措置を 90 日以上受けた場合

この基準は次のいずれにも該当する場合に適用される。

(ｲ) 離職理由が雇用保険法第 20 条第 1 項の受給期間の延長事由（50271 参照）に該当すること。

(ﾛ) 離職の日の翌日から引き続き 30 日以上職業に就くことができないことを理由として、当該事由により受給期間の延長措置の決定を受けたこと。

なお、公的機関の行う海外技術指導に応募し、離職の日後おおむね 1 か月以内の日より、海外に派遣されること（派遣前の訓練（研修）を含む。）により受給期間の延長の決定を受けた場合は、これに該当する。

(ﾊ) 離職の日の翌日から引き続き職業に就くことができなかった日数が 90 日以上であること。

受給期間の延長申請時において当該申請者が当該延長を予定していた期間が90日未満であっても、受給資格決定時において90日以上の受給期間の延長が行われていた場合はこの基準に該当する。

よって、受給期間の延長申請時において当該申請者が当該延長を予定していた期間が90日以上であっても、受給資格決定時において受給期間の延長が90日未満である場合はこの基準に該当しない。

ヨ　父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために退職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために退職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことによって退職した場合

父又は母の死亡、疾病、負傷等に伴う扶養の例及び常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等の例は、あくまで例であり、この基準は「家庭の事情の急変」による退職が該当するものである。

常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等により離職した者（心身に障害を有する者の看護のために離職した者を含む。）といえるためには、事業主に離職を申し出た段階で、看護を必要とする期間がおおむね30日を超えることを見込まれていたことが必要である。

自家の火事、水害等により勤務継続が客観的に不可能又は困難となった理由があると認められるときは、この基準に該当する。

また、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合（裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は女性相談支援センター等（地方公共団体と連携する民間支援団体を含む。）が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）が確認できた場合に限る。）も、この基準に該当する。住所または居所を移転したことの確認は、住民票（住民票記載事項証明書）や運転免許証、マイナンバーカードなど転居前後の住居所及び転居日が分かる書類により確認する。

なお、学校入学、訓練施設入校(所)、子弟教育等のために退職することはこの基準に該当しない。

タ　配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことによって退職した場合

配偶者又は扶養すべき親族と別居を続けることが、家庭生活の上からも、経済的事情等からも困難となったため、それらの者と同居するために事業所へ通勤が不可能又は困難（レの㈠参照）な地へ住所を移転し退職した場合が、この基準に該当する。

「配偶者」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、その者が職業を有していると否とを問わない（レにおいて同じ。）。

また、「扶養すべき親族」とは、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所が扶養の義務を負わせた3親等内の親族をいう（民法第877条。レにおいて同じ。）。

レ　次の理由により通勤不可能又は困難となったことにより退職した場合

㈠　結婚に伴う住所の変更

㈡　育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼

㈢　事業所の通勤困難な地への移転（船員については、「船舶に乗船すべき場所の変更」）

㈣　自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと

㈤　鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等

㈥　事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避

㈦　配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避

㈠　この場合の「通勤困難」とは、次のいずれかの場合をいう。

ａ　通常の交通機関を利用し、又は自動車、自転車を用いる等通常の方法により通勤するための往復所要時間（乗り継ぎ時間を含む。）がおおむね４時間以上であるとき

ｂ　被保険者が通勤に交通機関を利用すべきこととなる時間帯の便が悪く、通勤に著しい障害を与えるとき

㈡　㈠については、結婚に伴う住所の移転のために、事業所への通勤が不可能又は困難となったことにより勤務の継続が客観的に不可能又は困難となり退職した場合（事業主の都合で退職日を年末、年度末等としたような場合を除き、退職から住所の移転までの間がおおむね１か月以内であることを要する。）に適用する。

㈢　㈡については、育児に伴う保育所等保育のための施設の利用又は親族等への保育の依頼のために、事業所への通勤が不可能又は困難となったことにより勤務の継続が客観的に不可能又は困難となったことにより退職した場合に適用する。

このような状態となったといえるために、次のすべてに該当する必要がある。この場合において、「育児」とは小学校就学の始期に達するまでの乳幼児の保育をいう。

ａ　被保険者の住所若しくは職場の近隣又は通勤経路上の適当な場所に保育所等保育のための施設又は親族等がないこと（当該施設又は親族等が適当な場所にあったとしても勤務の時間帯と保育の時間帯との関係等により、それぞれの利用も保育の依頼もできないという客観的な事情がある場合も含む。）。

ｂ　ａに掲げる以外の保育所等保育のための施設を利用したり、親族等に保育を依頼するとすれば、通勤が不可能又は困難となること

㈣　㈢については、移転後の事業所（船員については、変更後の船舶に乗船すべき場所）への通勤が、被保険者にとって不可能又は困難となる客観的事情がある場合に適用される。

㈤　㈣の「自己の意思に反して」とは、例えば住居の強制立退き、天災等による移転をいうものである。

㈥　㈤については、㈣と同様に、他動的な原因による通勤困難な場合が該当する。

㈦　㈥は、被保険者本人が事業主から通勤が不可能又は困難な事業所へ転勤又は出向を命ぜられ、配偶者又は扶養すべき同居の親族と別居することを余儀なくされたために退職した場合に適用される。

(ﾁ) (ﾄ)は、被保険者の配偶者がその事業主から通勤が不可能又は困難な事業所へ転勤又は出向を命ぜられ、或いは再就職のために、当該配偶者が住居を移転することとなった場合において、被保険者本人が当該配偶者と同居を続けるために退職した場合であり、次のいずれにも該当する場合に適用する。

a　次のいずれかに該当すること。

(a) 被保険者の配偶者が、事業主から、被保険者と同居している住所地から通勤が困難な事業所へ転勤又は出向を命ぜられたこと。

(b) 被保険者の配偶者が、被保険者と同居している住所地から通勤が不可能又は困難な事業所に再就職したこと。

b　aの事実に伴い被保険者が当該配偶者と同居を続けるために住所を移転することとなったが、その結果、移転後の住所地から事業所への通勤が不可能又は困難となることにより退職したこと。

ソ　船員に限り、以下のいずれかに該当する場合

(ｲ) 被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い、退職した場合

(ﾛ) 定年以外の事由であって雇用期間の満了（漁期終了を含む）によって離職した場合

(ﾊ) 労働協約又は就業規則に定める定年によって退職した場合（成文の就業規則等の定めがない事業所については、60歳以後の退職は定年による退職とみなす。）

52204（4） 削除

52205-1（5-1）法第33条の給付制限期間

イ　自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合、又は正当な理由がなく自己の都合により退職した場合は、待期の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間は、基本手当は支給しない（法第33条第1項）。

したがって、この間については、失業の認定を行う必要はない。

この給付制限は、所定給付日数の短縮ではないことは法第32条による給付制限の場合と同様である。

ロ　自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合の給付制限期間は、3か月とする（ニに該当する場合は1か月とする。）。

ハ正当な理由なく自己の都合により退職した場合の給付制限期間は、1か月とする。ただし、当該退職した日が令和7年3月31日以前である場合の給付制限期間は、2か月とする（二に該当する場合を除く。）。また、当該退職した日から遡って5年間のうちに2回以上（離職日を基準とする。）、正当な理由なく自己の都合により退職（令和2年10月1日以降のものに限る。）し求職申込みをした者については、当該退職にかかる給付制限期間は3か月とする。

ニ　受給資格決定を受けた者が(令和7年3月31日以前に正当な理由無く自己の都合により退職した場合に限る）、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再離職した場合については、給付制限の期間を1か月とる。なお、ロに該当する者及びハ「また、」

以下の規定に該当する者が、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2 か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再離職した場合については、給付制限の期間を 1 か月とする。

また、適用事業所において、2 回以上再離職を繰り返し、かつ、新たな受給資格を取得することがない場合においては、当該適用事業所に被保険者として雇用されていた期間を合算し、1 か月以上ある場合に給付制限の期間を 1 か月とする（例示 1～3 参照）。なお、ロに該当する者及びハ「また、」以下の規定に該当する者が、適用事業所において、2 回以上再離職を繰り返し、かつ、新たな受給資格を取得することがない場合においては、当該適用事業所に被保険者として雇用されていた期間を合算し、2 か月以上ある場合に給付制限の期間を 1 か月とする。

ホ　上記イ～ニまでに定める期間について離職理由に基づく給付制限を行う場合であっても、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、給付制限を行わないこととされているため、公共職業訓練等の受講開始日以後は、当該受給資格に係る基本手当の支給にあたってこれらの給付制限を行わない（法第 33 条第 1 項ただし書き、同項第 1 号）。

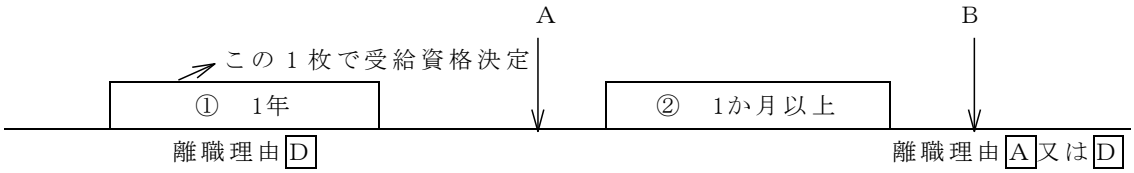
また、受給資格者がその受給資格に係る離職日前 1 年以内に教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練など 52205-2 イに掲げる訓練を受けた場合（令和 7 年 4 月 1 日以降に受講を開始した場合に限る。）又は離職日以後に同訓練を受ける場合にも、同様に給付制限（ロに該当する者を除く）を行わない（52205-2）（法第 33 条第 1 項ただし書き、同項第 2 号、第 3 号）。

ヘ　上記イ～ホまでにかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条による求職者給付の支給の特例措置が講じられた場合において、激甚災害発生時において同条第 1 項本文に規定する激甚災害を受けた政令で定める地域に居住する者であって、当該激甚災害の発生前から特例措置の対象期間内までに離職した者に係る給付制限については、当該激甚災害の発生の日以降の日について、これを解除することとし、同日以降の日について失業の認定を行い、基本手当の支給を行う。

ただし、激甚災害発生日において、法第 21 条の規定による待期が満了した日の翌日から起算して給付制限期間が 1 か月を経過していない者については、当該 1 か月を経過した日の翌日から給付制限を解除し、同日以降の日について失業の認定を行い、基本手当の支給を行うこととする。

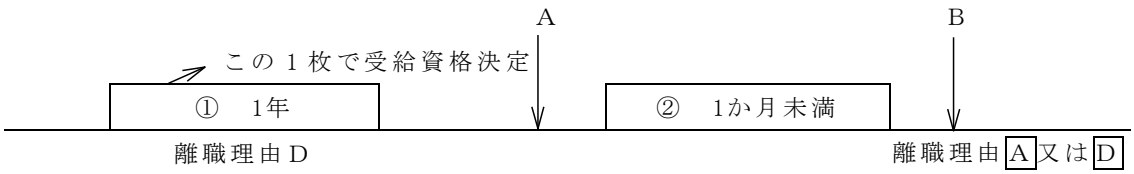
〔例示〕1

A……給付制限事由に該当しない離職理由
D……給付制限事由に該当する離職理由



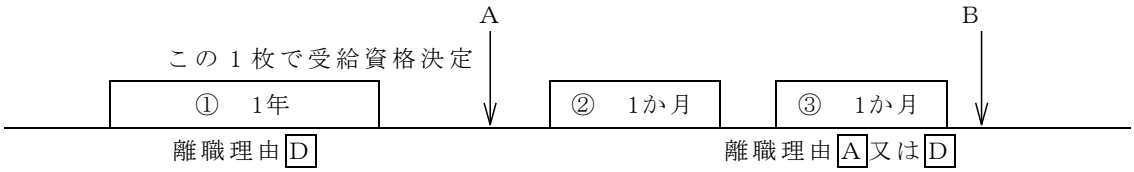
○求職申込みがAの時点にあったとき
離職票①の離職理由による1か月（3か月）（離職日が令和7年3月31日以前である場合は2か月(3か月)）の給付制限がなされる。
○求職申込みがBの時点にあったとき
離職票②の離職理由による。
○離職票①の離職日が令和7年3月31日以前であり求職申込みがAの時点にあるが、待期が満了しないまま適用事業所に雇用され被保険者となり1か月（2か月）以上経過後離職し、求職申込みがBの時点にあった場合
離職票②を考慮し、その給付制限は1か月となる。

〔例示〕2



○求職申込みがAの時点にあったとき
離職票①の離職理由による1か月（3か月）（離職日が令和7年3月31日以前である場合は2か月(3か月)）の給付制限がなされる。
○求職申込みがBの時点にあったとき
離職票②の離職理由による。なお、離職票②の期間について被保険者であった期間が15日未満の場合は離職票①による（50104ハ参照）。
○離職票①の離職日が令和7年3月31日以前であり求職申込みがAの時点にあるが、待期が満了しないまま適用事業所に雇用され被保険者となり1か月（2か月）以上経過しない内に離職し、求職申込みがBの時点にあった場合
離職票①の離職理由による1か月（3か月）の給付制限がなされる。

〔例示〕3



○求職申込みがＡの時点にあったとき

離職票①の離職理由による１か月（3か月）（離職日が令和７年３月31日以前である者場合は２か月（3か月））の給付制限がなされる。

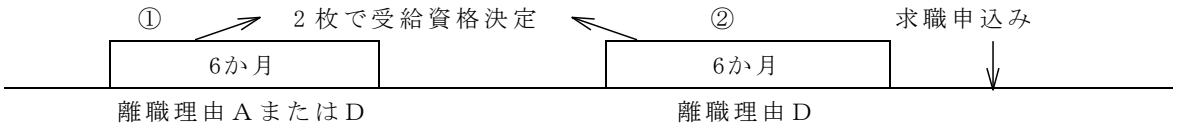
○求職申込みがＢの時点にあったとき

離職票③の離職理由による。

○離職票①の離職日が令和７年３月31日以前であり求職申込みがＡの時点にあるが、待期が満了しないまま適用事業所に雇用され被保険者となり１か月（2か月）以上経過後離職し、求職申込みがＢの時点にあった場合

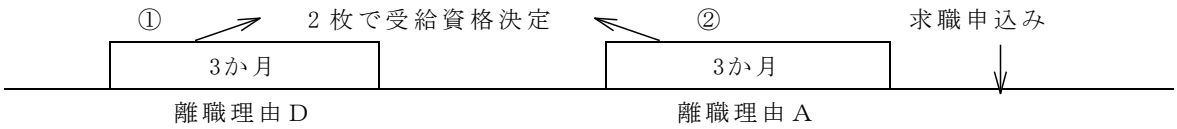
離職票②及び③（被保険者であった期間が１か月（2か月）以上あること〔②＋③〔算定基礎期間の計算方式に準ずる。〕〕）を考慮し、その給付制限期間は１か月となる。

〔例示〕4



この場合は離職票②の離職理由により１か月（3か月）（離職票②の離職日が令和７年３月31日以前である場合は２か月(3か月)）の制限がなされる。

〔例示〕5



この場合は離職票②の離職理由により給付制限なし。

52205-2（5-2）厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合の給付制限の解除

52205-1（5-1）イ、ハ、二の給付制限を行う場合において、当該受給資格決定に係る離職日前1年以内又は離職日以後に法第60条の2第1項に規定する教育訓練その他の厚生労働省で定める訓練を受けた者（令和7年4月1日以降に受講を開始した場合に限る。）については、当該給付制限を解除する。

イ　法第60条の2第1項に規定する教育訓練その他の厚生労働省令で定める訓練は以下のとおりである。

(ｲ)教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練

(ﾛ)公共職業訓練等

(ﾊ)短期訓練受講費の支給対象となる教育訓練

(ﾆ)被保険者又は被保険者であった者が自発的に受講する訓練であって、その訓練の内容に照らして雇用の安定及び就職の促進に資するものとして職業安定局長が定めるもの

ロ　給付制限を解除する期間は、離職日前1年以内に教育訓練を受けた者については全ての期間、離職日以後に教育訓練を受ける者については教育訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わった日後の期間とする。

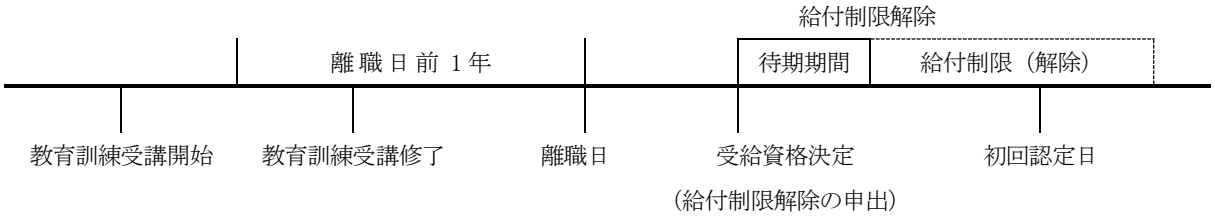
ハ　イに掲げる訓練を受けて給付制限の解除を求める場合には、受給資格決定日（その後の雇用保険説明会等の実施日を含む）又は受給資格決定後の初めての失業の認定日（受給資格決定後初めての失業認定日以後に受講を開始した場合は、その受講を開始した日の直後の失業認定日）までに申し出なければならない。

二　初回の失業認定日以後、2か月又は3か月の給付制限期間中にイに掲げる訓練の受講を開始した場合は、同訓練の受講開始日から給付制限が課されなかったと仮定した場合において失業認定日として指定されるべき日（初回の失業認定日の4週間後等）までに給付制限の解除を申し出て、失業認定日として指定されるべき日の前日までの失業認定を受けることができる。

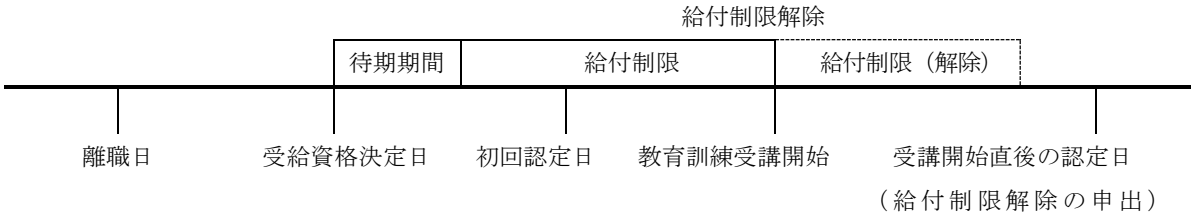
ホ　給付制限後の失業認定日に認定を受けて基本手当が支給された後、当該失業認定日の次の失業認定日等に給付制限期間前や給付制限期間中にイに掲げる訓練を受けたものとして給付制限の解除の申出があったとしても、遡及して失業認定を行うことはできない。

また、給付制限が2か月又は3か月の受給資格者でニに掲げる認定日として指定されるべき日までに給付制限の解除を申し出なかった場合に、当該失業認定日の次の失業認定日等にイに掲げる訓練を受けたものとして給付制限の解除の申出があったとしても、二に掲げる認定日として指定されるべき日以前について、遡及して失業認定を行うことはできない。

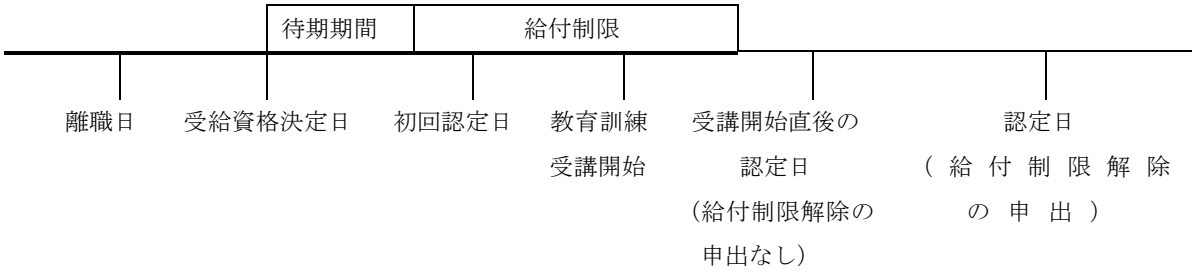
〔例示〕1　離職前に教育訓練を受講した場合



〔例示〕2　給付制限が1か月の受給資格者で離職後に教育訓練の受講を開始した場合

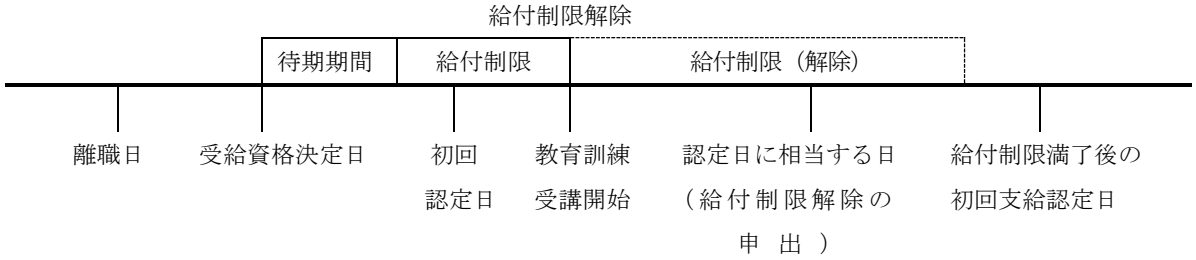


〔例示〕3　給付制限が1か月の受給資格者で受講開始直後の認定日に給付制限の解除の申出を行わなかった場合

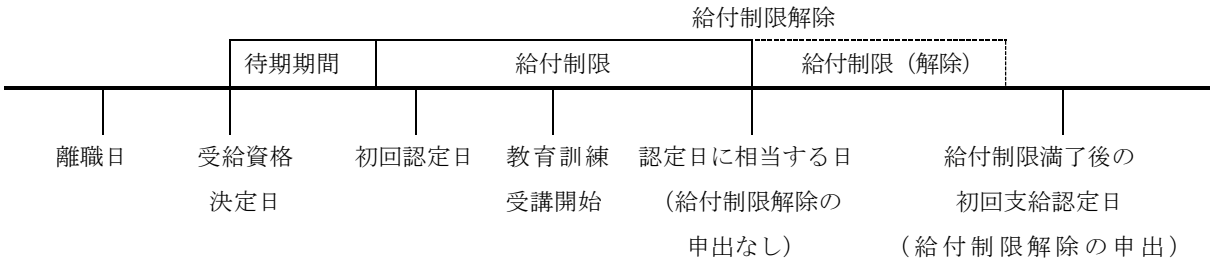


※給付制限は解除されない（52205-2（5-2）ホ）

〔例示〕4　給付制限が2か月又は3か月の受給資格者で教育訓練受講開始から給付制限満了後の認定日までに認定日に相当する日がある場合



〔例示〕5　給付制限が２か月又は３か月の受給資格者で教育訓練受講開始から給付制限満了後の認定日までに認定日に相当する日がある場合であって、給付制限満了後の初回支給認定日に給付制限解除の申出を行ったとき



※認定日に相当する日（給付制限解除の申し出なし）の翌日から給付制限を解除する。

ヘ　給付制限の解除を受けようとする者は、訓練開始日及び訓練修了日（若しくは訓練修了予定日）を確認することができる書類（訓練開始日が記載された教育訓練経費に係る領収書、訓練修了日が記載された受講証明書や修了証明書）又は訓練実施施設による訓練開始日及び訓練修了日（若しくは訓練修了予定日）の証明書を提出しなければならない。なお、教育訓練給付金を受給しているなどシステムや既に提出している書類から訓練開始日や訓練修了日が把握できる場合には、その旨を申し出ることで、訓練開始日又は訓練修了日を確認することができる書類の提出を省略して差し支えない。

給付制限解除に係る証明書

1　氏　　名	
2　被保険者番号	※受給資格者証が交付され３の支給番号を記載する場合は省略可
3　支　給　番　号	※受給資格者証が交付されていない場合は省略可
4　訓練施設の名称	
5　訓　練　講　座 （コース）名	
6　指　定　番　号	※教育訓練給付の対象となる教育訓練講座又は短期受講費の対象となる教育訓練講座で指定番号がある場合のみ記載
7　受講開始年月日	
8　受講修了年月日	※受講中の場合は、受講修了予定日を記載

上記のとおり、表記の受講者が、表記の訓練講座（コース）を受講開始・修了したことを証明します。

令和　　年　　月　　日　　公共職業安定所長　殿

訓練実施者の名称
訓練施設の名称
所在地
電話番号
訓練施設の長の職名・氏名

【注】　上記証明内容について、訓練実施施設に対して電話等により確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

ト　給付制限解除に係る証明書等の提出を受けた住居所管轄安定所においては、次のとおり処理を行う。

(ｲ) 対象教育訓練に係る確認

給付制限解除に係る証明書等に記載された教育訓練が、52205-2（5-2）イの訓練に該当するものであることを確認するとともに、給付制限の解除を受けようとする者が、当該教育訓練を離職日前1年以内に受けたこと又は離職日以後に開始し、当該教育訓練を受講している事実（訓練を修了している場合にあっては、修了した事実）を確認する。

また、必要に応じて、教育訓練を受講している（訓練を修了している場合にあっては、受講していた）実態があるか、申請者から講座の内容、受講状況の聞き取り等により確認する。

(ﾛ) 対象訓練受講開始日の入力

対象訓練の受講開始日又は修了日をシステムに入力することにより、給付制限を解除する。

52206（6）給付制限に伴う受給期間の延長

イ　給付制限に伴う受給期間の延長

基本手当の受給資格に係る離職について、給付制限を行った場合において、当該給付制限期間に 21 日及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が1年（50251 イ㈡においては1年と 60 日）を超えるときは、当初の受給期間（被保険者区分変更があった場合の受給期間の特例に該当する者については 50252 により計算された期間、法第 20 条第1項及び第2項により受給期間の延長が行われる者については 50282 により計算された期間）に「（給付制限期間＋21 日＋所定給付日数－1年（50251 イ㈡においては1年と 60 日））」を加えた期間がその者の受給期間となる（法第 33 条第3項、則第 48 条の 2）。

㈠　「給付制限期間」とは、受給資格に係る離職について、現実に給付制限を行う場合の給付制限期間に相当する日数である。

㈡　「所定給付日数」とは、法第 22 条及び第 23 条の規定による基本手当を支給する日数である。

㈢　「1年」とは、受給期間に係る離職について、現実に給付制限を行う場合の当該離職の日の翌日から起算して1年間（365 日又は 366 日）である。

ロ　給付制限による受給期間の延長を受けた者について延長給付を行う場合の調整

イによる受給期間の延長を受けた者について、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付又は地域延長給付が行われる場合の受給期間は、イにより延長された受給期間に、当該延長給付を受ける場合において受給期間に加えることとなる日数を加えた期間とする（法第 33 条第5項）。

52207（7）法第33条の給付制限処分を行う時点及び事務処理

イ　待期に引き続く給付制限を行う場合は、待期満了後の失業の認定（疾病又は負傷

のため職業に就くことのできないことの認定を含む。）を行う際に同時に給付制限処分を行う。

したがって、傷病手当支給申請がなされた場合において、その者がその待期の途中から傷病の状態にあったときは、傷病手当支給申請書の提出に基づき待期の満了後の日に係る法第 37 条第 1 項の認定を行う際において同時に給付制限処分を行い、支給すべき傷病手当があればこれを支給することとなる。

この場合、当該処分に基づく給付制限期間の起算日を待期の満了日の翌日とすることとして、受給資格決定の際に併せてその決裁を受けることとして差し支えない。

なお、決裁に関する（伺）文書（（伺）文書にかえて離職票を利用する場合には、「※公共職業安定所記載欄」）には、離職区分、処分の種類、処分の理由、申立事項等の記載を行い（「離職区分」については離職区分欄の記載をもって代えることとして差し支えない。）、給付制限期間については、記載しないでおく。

給付制限の処分通知は、支給台帳に記録している離職理由に基づき受給資格者証又は受給資格通知に記載して行う（決裁に利用した（伺）文書又は離職票への給付制限期間の補足記載は省略して差し支えない。）。

ロ　法第 33 条の規定に基づく給付制限を行った場合は、離職票及び延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該票により所要のデータをシステムあて入力する。

52251－52300　4　給付制限の競合、取消し及び給付制限後の措置

52251（1）給付制限の競合

給付制限期間中の受給資格者について、新たに給付制限を行うべき理由が生じたとき又は同時に 2 以上の給付制限理由が生じたときは、2 つ以上の給付制限が競合して行われる。

すなわち、法第 33 条による制限を受けている者が、法第 32 条による制限を受ける場合、法第 32 条による制限を受ける者が制限期間中再び法第 32 条の制限を受ける場合等である。

この場合、前の給付制限期間の残期間が後に生じた制限理由による制限よりも短い場合は、結果的には前の制限の残期間は後の制限期間に包せつされ、前の給付制限期間の残期間が後に生じた制限理由による制限よりも長い場合には、結果的には後に生じた制限理由による制限は前の制限期間に包せつされることとなる。

上記の例外として、法第 33 条による給付制限を受けるべき者が、待期を満了する前に法第 32 条の給付制限を受けるべき理由が生じた場合には、法第 32 条の給付制限を行わない。

これは、この場合法第 32 条による給付制限期間を満了した後において待期の残期間を終了し、再び法第 33 条による制限を行うときは総制限期間は 3 か月（4 か月）以上となることに対し、同じ場合で待期を満了した日の翌日において法第 32 条による制限を受ける場合は、法第 32 条による制限期間は全く法第 33 条による制限期間に包せつされ、両者に甚だしい不均衡を生ずるからである。

待期中に法第 32 条の給付制限を行うべき場合は給付制限の前後の待期の日数が通

算して7日に達するまで基本手当及び傷病手当の支給を行わない。

52252（2）給付制限の取消し等

受給資格者がその後翻意したときも、給付制限の取消は行わない。また1支給期間に何回でも給付制限を行い得ることはもちろんである。

52253（3）給付制限後の措置

法第32条又は法第33条の規定に該当することによって給付制限を受けるべき受給資格者に対しては、その理由を詳細に説明して納得させ、受給資格者が将来の権利を放棄するようなことがないように注意するとともに、受給資格者に対し、給付制限期間中は、失業の認定はこれを行わない旨を説明する。

なお、給付制限処分について不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。